令和4年9月会議

小布施町議会会議録

令和4年 9月5日 再開 令和4年 9月22日 散会

小布施町議会

令和4年小布施町議会9月会議会議録目次

第 1 号 (9月5日)

○議事日程
○本日の会議に付した事件····································
○出席議員
○欠席議員
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名2
○事務局職員出席者
○再開の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○町長挨拶及び議案の総括説明······· 4
○開議の宣告····································
○諸般の報告
○議事日程の報告
○会議録署名議員の指名
○審議期間の決定
○議案第40号~議案第42号の一括上程、説明、質疑、委員会付託14
○議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託 15
○議案第44号~議案第48号の一括上程、説明、質疑、委員会付託15
○決算特別委員会の設置
○決算特別委員会委員の選任 1 7
○議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託 1 8
○諸般の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議案第50号~議案第55号の一括上程、説明、質疑、委員会付託19
○決算審査報告
○議案第56号及び議案第57号の一括上程、説明、質疑、委員会付託24
○陳情第1号の上程、委員会付託
○議会報告第8号の報告
○議会報告第9号の報告38

○議	会報	告第	§ 1 0	号の)報告…		3 8
○散	会の	宣告	.	• • • • • •			3 9
	第	2	号	(9	月8日	∃)	
○議	事日	程…					4 1
○本	日の	会議	まに付	けした	事件…		4 1
〇出,	席議	員					4 1
〇欠	席議	員	• • • • • •	• • • • • •			4 1
〇地	方自	治法	第 1	2 1	条第1	1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 1
○事	務局	職員	出席	舌者…			4 2
○開	議の	宣告	.				4 3
○議	事日	程の	報告	.			4 3
〇行	政事	務一	般に	-関す	一る質問	問	4 3
	小	林	正	子	君		4 3
,	竹	内	淳	子	君		4 8
	小	西	和	実	君		5 4
	水	野	貴	雄	君		5 8
	寺	島	弘	樹	君		7 0
	小	渕		晃	君		7 7
	関		悦	子	君		8 1
○延	会の	議決	Ļ				9 0
○延	会の	宣告	.				9 0
	第	3	号	(9	月9日	∃)	
○議	事日	程…					9 3
○本	日の	会議	きに付	けした	事件…		9 3
〇出.	席議	員…					9 3
〇欠	席議	員					9 3
○地	方自	治法	第 1	2 1	条第1	1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 3
○事	務局	職員	出牌	舌者…			9 4

○開議の宣	宣告			•••	9	5
○議事日程	星の報告	÷		•••	9	5
○行政事務	务一般に	.関す	-る質問	•••	9	5
関	良	幸	君	•••	9	5
福息	高 浩	洋	君	•••	9	9
渡辺	立 建	次	君	1	О	5
大 島	事 孝	司	君	1	1	3
中柞	寸 雅	代	君	1	2	1
○散会の宣	宣告			1	2	8
第 4	4 号	(9	月22日)			
○議事日程	呈			1	2	9
○本目の会	会議に付	した	_事件	1	3	0
○出席議員				1	3	0
○欠席議員				1	3	0
〇地方自治	台法第1	2 1	条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	1	3	0
○事務局職	00000000000000000000000000000000000000	者…		1	3	1
○開議の宣	宣告			1	3	2
○諸般の幸	报告			1	3	2
○議事日程	星の報告	÷		1	3	2
○常任委員	員長報告	· (議	秦)	1	3	2
○常任委員	員長報告	· <i>o</i>) —	-括質疑、討論、採決	1	3	4
○常任委員	員長報告	: (議	[案]	1	3	7
○常任委員	員長報告	· <i>o</i>)—	-括質疑、討論、採決	1	3	8
○常任委員	員長報告	· (陳	· 情) · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1	3	9
○常任委員	員長報告	の質	「疑、討論、採決	1	4	0
○発委第7	7号の上	:程、	説明、質疑、討論、採決	1	4	0
○決算特別	川委員長	報告	;(議案)	1	4	2
○決算特別	川委員長	報告	うの一括質疑、討論、採決	1	4	5
○出納検査	室の報告	·		1	4	7

○議案第58号の上程、説明、採決
○議案第59号の上程、説明、採決
○諮問第2号の上程、説明、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○議員派遣の決定
○散会の議決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○町長挨拶
○散会の宣告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○署名議員

令和4年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第1号)

令和4年9月5日(月)午前10時再開

再 開

町長の挨拶及び議案の総括説明

諸般の報告

議事日程の報告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 審議期間の決定について

日程第 3 議案第40号 小布施町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について

日程第 4 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 5 議案第42号 小布施町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例に ついて

日程第 6 議案第43号 令和4年度小布施町一般会計補正予算について

日程第 7 議案第44号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第 8 議案第45号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第 9 議案第46号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算について

日程第10 議案第47号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について

日程第11 議案第48号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について

日程第12 決算特別委員会の設置について

日程第13 決算特別委員会委員の選任について

日程第14 議案第49号 令和3年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第15 議案第50号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第16 議案第51号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて

日程第17 議案第52号 令和3年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

日程第18 議案第53号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定につい

7

日程第19 議案第54号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について

日程第20 議案第55号 令和3年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定につい て

日程第21 決算審查報告

日程第22 議案第56号 小布施町道路線の廃止について

日程第23 議案第57号 小布施町同路線の認定について

日程第24 陳情第 1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書

日程第25 議会報告第 8号 定期監査の報告について

日程第26 議会報告第 9号 地方公共団体の財政の健全化法における健全化判断比率及び 資金不足比率の報告について

日程第27 議会報告第10号 小布施町土地開発公社の令和3年度事業報告及び決算報告と 令和4年度事業計画及び予算報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 寺島弘樹君 2番 水野貴雄君

3番 関 良幸君 4番 竹内淳子君

5番 中村雅代君 6番 福島浩洋君

7番 小西和実君 8番 関 悦子君

9番 大島孝司君 10番 小渕 晃君

12番 渡 辺 建 次 君 13番 小 林 正 子 君

14番 小林一広君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 桜 井 昌 季 君 副 町 長 新井隆司君 教 育 長 山崎 茂君 総務課長 大 宮 君 透 企画財政課長 住民税務課長 益満崇博君 須 山 和 幸 君 住民税務課長 補 佐 原 健康福祉課長 茂君 永 井 芳 夫 君 産業振興課長 補 佐 産業振興課長 冨 岡 広 記 君 宮崎貴司君 建設水道課長 補 佐 建設水道課長 林 信 廣 君 芋 川 享 正君 教育次長 藤沢憲一君 監査委員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利 一 書 記 袮津貴子

再開 午前10時00分

◎再開の宣告

○議長(小林一広君) おはようございます。

会議に先立ち、9月1日付で教育長に就任されました山﨑 茂君を紹介いたします。 山﨑教育長から挨拶をお願いします。

山﨑教育長。

〔教育長 山﨑 茂君登壇〕

〇教育長(山崎 茂君) 9月1日付で小布施町教育長を拝命しました山﨑 茂です。

町民の皆さん、議会議員の皆さん、役場職員に教え、導いていただきながら、未来を担う 小布施町の子供たちのために、また、町民の皆さんが生涯を通じてスポーツや文化、芸術、 そして、自分の趣味を通して創造性や主体性を育み、生き生きと生活できる小布施町の環境 づくりのために何をなすべきか、どのようにしていったらよいか、活発に議論し、共に考え 合いながら、誠実に取り組んでまいります。ご指導、ご支援をよろしくお願いします。

○議長(小林一広君) 以上で山﨑教育長の挨拶が終わりました。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

ただいまより令和4年小布施町議会を再開いたします。

本日の会議は、通年議会実施要綱第4条第2項により、9月会議と呼称いたします。

◎町長挨拶及び議案の総括説明

○議長(小林一広君) 町長から挨拶及び議案の総括説明があります。

桜井町長、登壇願います。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

〇町長(桜井昌季君) おはようございます。

令和4年小布施町議会9月会議に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

8月のお盆が明け、町周辺では最高気温が30度を下回る日が続くなど、秋の気配が漂う季

節となりました。令和元年以降、3年連続で千曲川の増水による農作物の被害が発生していますが、今年は大きな被害もなく、ここまで順調な生育状況となっていると伺っています。 まだまだ台風シーズンは続きますが、このまま何事もなく豊作の秋を堪能できることを願う ばかりです。

7月以降、第7波の感染拡大期を迎えている新型コロナウイルス感染症ですが、病床使用率が全県で80%を超えるなど、医療体制が逼迫したことから、8月24日には、BA-5対策強化宣言が発令されました。昨日、9月4日をもって強化宣言の対策期間は終了となりましたが、引き続き、県内の感染状況は落ち着いておらず、医療非常事態宣言は継続して発出されている状況です。

小布施町内でも7月以降、感染者数は増加傾向であったり、直近1か月間に確認された感染者数は突出して多い状況です。特に重症化リスクの高いご高齢の皆さんや基礎疾患のある皆さん、そのご家族におかれましては、感染者リスクが高い場所を避けること、ワクチン接種を積極的に検討していただくようお願いいたします。

主要事業の進捗状況と今後の予定を申し上げます。

地域防災及び災害復旧について申し上げます。

大雨災害や河川の氾濫への備えとして、今年度は4月から、松川の浸水想定区域の自治会の皆様を対象に、わが家の避難計画作成講習会を実施してきました。講習会で学んでいただいたことを踏まえ、9月4日には、松川の水害を想定した防災訓練の実施を予定しておりましたが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ、今年度の実施は中止とさせていただきました。

自治会も参加する形での防災訓練は中止となりましたが、10月初旬に、町役場職員による 実践的な避難所開設訓練を実施、災害への備えに万全を期してまいります。

昨年8月13日から15日にかけて、日本列島に停滞した前線の影響により全国的に大雨が続き、小布施町においても、大島青島地区周辺での大量の土砂の堆積、農地の流出など、甚大な被害が発生しました。

この地区について、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所で災害の認定を受け、本年度、災害復旧工事の発注が行われ、現在、請負企業による現場調査が行われています。来年3月には工事完了予定とお聞きしています。一日も早く復旧工事が完了することを期待しております。

マイナンバーカードの普及促進について申し上げます。

本年8月21日現在、小布施町のマイナンバーカード交付率は30.8%となっております。現在、役場での申請サポートやマイナンバーカード時間外交付の実施に加え、9月12日から、各コミュニティセンターなどでの出張申請サポートを行います。申請に必要な顔写真の撮影やスマートフォンなどによる申請手続きをお手伝いし、マイナンバーカードの交付促進を行ってまいります。

また、このマイナンバーカードの出張申請サポートの実施に併せ、同会場で、同報無線の デジタル式戸別受信機への交換を行い、アナログ式受信機からデジタル式受信機への交換を 進めてまいります。この機会にマイナンバーカードの取得や戸別受信機の交換についてご検 討いただきますようよろしくお願いいたします。

農業振興及び商業振興並びに農村地域の活性化について申し上げます。

8月1日から町内全域を対象として、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんの協力の下、遊休農地、荒廃農地の現地調査を行っていただいております。この調査から少しでも 遊休農地、荒廃農地を削減し、農地の集約化、農地の流動化の促進を進めてまいります。

また、9月18日には、3年ぶりに雁田山切通し、中条沖周辺の緩衝帯整備を行います。有 害鳥獣から農作物を守る重要な事業でもあり、多くの皆様に参加していただければと思いま す。

11月12日に開催を予定しています東京小布施会ふるさと交流会は、事務局より、今年は何としても開催をしたいが、10月上旬まで新型コロナ感染症の状況を見て開催を可否を決めたいとのことです。また、開催を中止したとしても、東京小布施会側は、ホテルグリーンパレスに参集し、町側は役場を会場に同会場をリモートで結び、お互い交流できないか、模索している状況と連絡をいただきました。

小布施ブラムリーフェアについては、町内25店舗に協力をいただき、9月3日から19日の間、2年ぶりに開催いたします。趣向を凝らしたメニューを町民の皆さんも楽しんでいただきたいと思っております。

10月から、東京高野本店では、小布施フェアを開催予定と聞いております。今年も小布施 栗のパフェ、小布施フルーツパフェ、小布施フルーツコースなどの提供も予定しております。 昨年は、ミニ六斎市として開催いたしました小布施六斎市については、10月15日、16日の 2日間にわたり、従来どおりの規模で開催する予定です。新型コロナウイルス感染症防止対 策を講じながら開催をしたいと考えております。

また、例年同日に、町六次産業センター及びフローラルガーデンの敷地内で開催されてお

りましたうまいもの市は、諸般の事情により今年は開催をされませんが、フローラルガーデンが開園30周年を迎えることから、10月15日に記念イベントを開催する予定です。

新型コロナウイルス感染症の影響で売上げが落ち込んでいる小布施町の事業者を応援するため、中小企業等特別応援金事業につきましては、6月会議で補正予算をお認めいただいたところでございますが、当初の計画を上回る法人69事業所、個人97事業所からの申請がありました。予算の不足分につきまして、今回の会議に補正予算を計上させていただいたところです。

11月から実施を予定しておりますみんなでおぶせ応援券は、町民向けに1万1,000セット、町外の皆様に1万セット、販売予定です。この商品券の発行により、秋のトップシーズン後も町経済が少しでもにぎやかに活性化が継続されることを期待しております。

東大先端研・小布施町コミュニティ・ラボの共同研究では、これまで、小布施町らしい農住混在の景観を目指して、都住地区を対象に町の皆様の共に様々な調査を行ってまいりました。今年は、東京の学生と町出身で県内在住の大学生が協働で東部地区を中心とした農地情報のデータ化を進めています。現在の小布施町における農と暮らしの実態のデータを基に、今後の土地利用の在り方を気軽に話し合う場づくりとして、「小布施 農と暮らしゼミ」を5回開催いたします。8月24日水曜日に2回目のゼミを開催し、本年度はあと3回、開催を予定しています。多くの皆様のご参加を心よりお待ちしております。

環境衛生について申し上げます。

町では、今年5月31日付で、町の脱炭素や廃棄物の削減、リサイクルをはじめとした資源 循環率の向上に向けた目標と取組の方針を定めた小布施町環境グランドデザインを策定し、 これに基づき、具体的な取組について検討しているところです。

町内でのリサイクル率の向上を目指す新たな取組として、ツルヤ小布施店にご協力をいただき、8月から11月までの第1土曜日に、店の駐車場スペースでの空き瓶や古紙の回収等を行う実証事業、サタデーリサイクルを実施しています。これは、スーパーという生活動線上で資源回収を行うことにより、より多くの町民の皆さんが資源回収に参加しやすくなるのではないかという仮説の下、実施しているもので、実証事業への利用者アンケートを行い、今後の資源回収に関わる事業の見直しや改善につなげていく予定です。

福祉について申し上げます。

9月19日の敬老の日を迎えるに当たり、ご高齢の皆さんの長寿をお祝いし、米寿及び白寿の皆様のお宅を毎年訪問させていただいております。ご高齢の皆さんの感染リスクを考慮し、

各家庭に職員が記念品をお届けする方法も検討しており、近日中に実施方法について判断する予定です。

今年は、米寿を迎えられる方が72名、白寿の方が8名、百賀の方が8名、百賀を超える方が9名の計97名おられます。最も高齢の方は105歳をお迎えになられます。

これまで、敬老の行事として実施してまいりました敬老ふれあい寄席は、新型コロナウイルス感染防止のため中止といたしました。ご高齢の皆さんへの感染防止を優先すべきと判断し、残念ではありますが、今年の開催も断念をしたところです。

なお、長い間、社会に貢献されてきたご長寿の皆さんに心からお喜び申し上げますととも に、これからもお健やかにお過ごしいただきますよう祈念申し上げます。

介護、高齢者福祉では、高齢者の日常生活を地域で支える地域包括ケア体制づくりを確実 に進めてまいります。地域包括支援センターに新生病院グループのパウル会様から出向いた だき、専任で主任介護支援専門員を配置できました。介護サービスを受ける皆さんが安心し て介護福祉事業所を利用していただけるよう、町として関連事業所及び事業所の従事者の皆 さんとの連携強化にさらに努めてまります。

障害者福祉では、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画に基づき、相談から各種支援にスムーズにつながるよう丁寧に対処してまいります。

特に児童発達に関わる放課後デイサービスと児童発達支援を担う事業所が町内北岡地区に7月に開設をされました。当該地区は千曲川の浸水想定区域に含まれ、農業振興地域に当たるなど、開設に当たり様々な課題がありましたが、町内各部署が連携、協力し、対応を進め、開設に至ったものです。当該事業所、ココモネは、新たなサービスを使い始める方、9人や他の事業所と併用するなど、利用者も順調に増えており、9月中には14人の皆さんが利用を開始する予定となっております。

児童発達に関連するサービスの利用は毎年増え続けています。学校における医療児ケアへの支援と同様に、子どもたちの健全な育ちを支える観点から重視してまいります。児童発達の問題と併せ、児童虐待防止は現代の行政課題と認識し、取組を進めています。

健康係の子育て世代包括支援センターにおいては、乳幼児の健康な発育を支え、就園、就学の家庭における生活支援も長期には視野に入れ、取組を進めてまいります。要保護児童対策地域協議会では、切れ目ない総合的な支援を図るため、定期開催に留意し、連携体制の強化に努めてまいります。

健康づくりについて申し上げます。

町では、生活習慣病の予防を目的に、国保の特定健診を中心に町民健診、高齢者健診を進めています。しかし、町国保の皆様の特定健診受診率は県内の人口規模が同規模の町村の中で極めて低い状況にあります。

今年度の特定健診、町民健診の医療機関における健診は1月まで受診することができます。 また、集団健診に当たるヘルススクリーニングは北信総合病院様に委託し、11月15日、16日、 実施いたします。受診の申込みをしていないという皆さんもまだお申込みいただけます。積 極的に健診の受診を検討していただきますようよろしくお願いいたします。

また、併せて、各種がん検診を今月以降も随時予定しております。きめ細やかに健康診査、 各種検診を進めてまいります。

教育、文化について申し上げます。

8月15日から20日までの日程で、第10回HLAB OBUSEサマースクールを開催いたしました。新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から、完全オンラインでの開催となり、町内からは4名の高校生が、全国からは22名の高校生が参加をしました。高校生はHLABの重要な理念である多様性、人種、国籍、文化の違いだけでない物事の見方や考え方に触れ、視野を広げる機会となったと思います。

中学校は8月22日から、小学校は8月23日から2学期が始まりました。児童・生徒の皆さんは2学期も感染予防を講じながら勉強にスポーツに、また、仲間づくりに励み、学校生活を過ごされています。

また、小布施中学校男子バレー部が8月19日から秋田県で開催された全国中学校体育大会へ出場しました。準々決勝で優勝したチームと対戦し、惜しくも敗れましたが、ベスト8という輝かしい成績を収めました。

なお、今日から小布施中学校の修学旅行が軽井沢方面への1泊2日で実施、9月15日から 16日にかけては、東京への小学校の修学旅行が計画をされております。

高井鴻山記念館で9月3日に予定しておりました妖怪夜会は、新型コロナウイルス感染拡大予防の観点から今年も中止とさせていただきました。

幼稚園、保育園の運動会は、今年も規模を縮小、来賓なしで行います。つすみ保育園は9月17日、わかば保育園は9月23日、認定こども園栗ガ丘幼稚園は10月1日を予定しております。

次に、本日提出いたしました議案について総括説明を申し上げます。

提出いたしました議案は、新たに制定する条例1件、一部改正条例2件、令和4年度一般

会計及び特別会計の補正予算6件、令和3年度一般会計及び特別会計等の決算認定7件、町 道路線の廃止1件、認定1件の計18件です。

小布施町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例は、小布施町教育長の勤務時間等 について、一般職に準ずるよう定める条例を新規に制定するものです。

職員の育児休業等に関わる条例の一部を改正する条例は、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置のうち、育児休業の取得回数制限の緩和及び非常勤職員の育児休業の取得条件の緩和の改正を行うものです。

小布施町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、給水人口、1日最大給 水量を実績値に基づいた予測値に見直すものです。

令和4年度一般会計補正予算(第4号)は、6億2,807万2,000円を追加し、補正後の額を63億9,596万円とするものです。

歳出の主なものでは、総務費で、今後の財政の健全化を図るため、財政調整基金に3億6,000万、小布施ふるさと応援基金に5,063万2,000円を積み立てます。また、役場庁舎の給水管布設替え工事に1,149万5,000円、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種委託料に2,515万円、長野県元気づくり支援金の採択を受けたことによるバイオ炭化設備購入に594万円、土木費では、道路橋梁費で3,028万円、教育費では、文科省の文化芸術振興費補助金が採択されたミュージカル「いつだって青空」特別公演事業費400万7,000円、また、電気料金の高騰に伴います町施設など、各事業所に計上された光熱水費への増額分として総額1,828万円などを計上いたしました。

歳入は、前年度繰越金の確定により5億9,765万3,000円、普通地方交付税の額の確定により4,159万9,000円をそれぞれ増額し、臨時財政対策債の額の確定により6,490万4,000円を減額いたしました。そのほか、衛生費国庫補助金2,514万9,000円、衛生費国庫補助金1,298万8,000円、教育費国庫補助金390万5,000円などを見込んでおります。

以降、特別会計補正予算につきましては、補正額及び補正後の額を申し上げます。

令和4年度国民健康保険特別会計補正予算は、6,179万2,000円を追加し、補正後の額を13億8,963万4,000円とするものです。

令和4年度後期高齢者医療特別会計補正予算は、27万5,000円を減額し、補正後の額を1 億8,532万2,000円とするものです。

令和4年度介護保険特別会計補正予算は、3,801万4,000円を追加し、補正後の額を11億6,924万8,000円とするものです。

令和4年度下水道事業特別会計補正予算は、655万を追加し、補正後の額を4億6,125万6,000円とするものです。

令和4年度農業集落排水事業特別会計補正予算は、636万3,000円を追加し、補正後の額を 2億6,236万6,000円とするものです。

次に、令和3年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算について申し上げます。

一般会計は、歳入総額73億6,098万5,000円、歳出総額64億8,339万9,000円で、前年度と比べ、歳入で16%の減、歳出で19.3%の減となっており、歳入総額から歳出総額を引いた歳入歳出差引額は8億7,758万6,000円となっています。

令和4年度への繰越事業に充当すべき一般財源は、道路補修事業、道路新設改良事業、水 道新設改良事業、地方創生推進事業、保育園環境整備事業などで、1億7,246万9,000円とな っております。歳入歳出差引額からこれらを差し引いた実質収支額は7億511万7,000円です。 次に、水道事業会計を除く国民健康保険、下水道事業など、5特別会計の総額は、歳入が 31億3,094万5,000円、歳出が29億5,155万円で、前年と比べ、歳入で7.0%の減、歳出で 9.8%の減となっております。

以降、歳入歳出の決算額のみを申し上げます。

国民健康保険特別会計の歳入総額は12億2,824万2,000円、歳出総額は11億6,144万9,000円で、実質収支は6,679万3,000円。

後期高齢者医療特別会計の歳入総額は1億7,822万9,000円、歳出総額は1億7,200万3,000円で、実質収支は622万6,000円。

介護保険特別会計の歳入総額は11億3,226万6,000円、歳出総額は10億8,479万9,000円で、 実質収支は4,749万。

下水道事業特別会計の歳入総額は5億3,589万3,000円、歳出総額は4億7,734万6,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源5,781万3,000円を差し引いた実質収支は73万4,000円となりました。

農業集落排水事業特別会計の歳入総額は5,637万5,000円、歳出総額は5,595万3,000円で、翌年度へ繰り越すべき財源7万3,000円を差し引いた実質収支は34万9,000円となりました。

水道事業特別会計は、収益的支出で1億5,826万8,000円、資本的支出が1億1,852万1,000円となりました。なお、水道事業会計につきましては、余剰金処分につきましてもご審議をお願いするものです。

以上が令和3年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算の概要となります。

町道路線の廃止認定は、民間事業者の造成事業に伴う道路区間の1路線を廃止し、2路線 を認定するものです。

以上、議案につきまして総括説明をいたしました。

よろしくご審議いただき、議決を賜りますようお願い申し上げます。

なお、9月会議最終日に、人事案件の追加提出を予定しています。よろしくお願いいたします。

○議長(小林一広君) 以上で町長の挨拶及び議案の総括説明が終わりました。

◎開議の宣告

○議長(小林一広君) これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(小林一広君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

陳情の受理について報告いたします。

令和4年8月24日付で、須高シルバー人材センター理事長田中政義君から、シルバー人材 センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書1通の提出がありました。陳情 書はお手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、朗読は省略いたします。

次に、今会議において、説明のため議会へ出席要求した者の職氏名は一覧表に印刷してお 手元へ配付いたしましたとおりでありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わりにいたします。

◎議事日程の報告

○議長(小林一広君) 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりでありますので、あらかじめご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長(小林一広君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録に署名すべき議員は、会議規則第127条の規定により、議長において

- 12番 渡 辺 建 次 議員
- 13番 小 林 正 子 議員

以上の2名を指名いたします。

◎審議期間の決定

○議長(小林一広君) 日程第2、審議期間の決定についてを議題といたします。

9月会議の議会運営に関する議会運営委員会の決定事項について、議会運営委員長から報告を求めます。

大島議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大島孝司君登壇〕

- ○議会運営委員長(大島孝司君) 議会運営委員会の決定事項についてご報告申し上げます。 9月会議の審議期間につきましては、提出されました議案等を慎重に検討いたしました結
 - 果、本日から9月22日までの18日間とすることに全員一致で決定いたしましたことをご報告いたします。
- ○議長(小林一広君) お諮りいたします。9月会議の審議期間につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、9月22日までの18日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、9月会議の審議期間は18日間と決定いたしました。

なお、審議期間中の審議予定につきましては、お手元に配付いたしました印刷物のとおり

◎議案第40号~議案第42号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(小林一広君) お諮りいたします。日程第3、議案第40号から日程第5、議案第42号までは、条例に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、一括議題といたします。

最初に、議案第40号について、理事者から提案理由の説明を求めます。 藤沢教育次長。

〔提案理由説明〕

○議長(小林一広君) 以上で議案第40号の説明が終わりました。
続いて、議案第41号について、理事者から提案理由の説明を求めます。
大宮総務課長。

[提案理由説明]

○議長(小林一広君) 以上で議案第41号の説明が終わりました。
続いて、議案第42号について、理事者から提案理由の説明を求めます。
林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長(小林一広君) 以上で議案第42号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第40号から議案第42号までは、お 手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思いま す。これにご異議ありませんか。 [「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第40号から議案第42号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表の とおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(小林一広君) 日程第6、議案第43号 令和4年度小布施町一般会計補正予算についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

〔提案理由説明〕

○議長(小林一広君) 以上で議案第43号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

〇議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第43号は、お手元へ配付いたしま した議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第43号は総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎議案第44号~議案第48号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(小林一広君) お諮りいたします。日程第7、議案第44号から日程第11、議案第48号 までは、令和4年度小布施町特別会計補正予算に関する関連議案でありますから、会議規則 第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第44号及び議案第46号について、理事者から提案理由の説明を求めます。 永井健康福祉課長。

〔提案理由説明〕

○議長(小林一広君) 以上で議案第44号及び議案第46号の説明が終わりました。

続いて、議案第45号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

須山住民税務課長。

[提案理由説明]

○議長(小林一広君) 以上で議案第45号の説明が終わりました。

続いて、議案第47号及び議案第48号について、理事者から提案理由の説明を求めます。 林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長(小林一広君) 以上で議案第44号から議案第48号までの説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

〇議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、お手元へ配付いたしました議 案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませ んか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第44号から議案第48号までは、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎決算特別委員会の設置

○議長(小林一広君) 日程第12、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。議案第49号 令和3年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について 及び議案第50号から議案第55号までの令和3年度小布施町特別会計歳入歳出決算認定につい て、慎重審議を期すため、議長及び監査委員を除く11名をもって構成する決算特別委員会を 設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、決算特別委員会を設置することに決定いたしました。

◎決算特別委員会委員の選任

○議長(小林一広君) 日程第13、決算特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員 会条例第5条の規定により、議長において

寺 島 弘 樹 議員 水 野 貴 雄 議員 関 良 幸 議員

竹 内 淳 子 議員 中 村 雅 代 議員 福 島 浩 洋 議員

小 西 和 実 議員 関 悦 子 議員 大 島 孝 司 議員

小 渕 晃 議員 小 林 正 子 議員

以上11名を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました11名の議員を決算特別委員会 の委員に選任することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、ただいま議長において指名いたしました11名の議員を決算特別委員会の委員に選 任することに決定いたしました。

◎議案第49号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(小林一広君) 日程第14、議案第49号 令和3年度小布施町一般会計歳入歳出決算認 定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

益満企画財政課長。

[提案理由説明]

○議長(小林一広君) 以上で議案第49号の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第49号は、先ほど設置されました 決算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第49号は決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

提案理由の説明の途中ではありますが、ここで昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

ご苦労さまでした。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

◎諸般の報告

〇議長(小林一広君) ご苦労さまです。

再開に先立ち、諸般の報告をいたします。

12番議員、渡辺建次君から、都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いた

します。

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第50号~議案第55号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(小林一広君) お諮りいたします。日程第15、議案第50号から日程第20、議案第55号までは、令和3年度小布施町特別会計歳入歳出決算認定に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

〇議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

最初に、議案第50号及び議案第52号について、理事者から提案理由の説明を求めます。 永井健康福祉課長。

[提案理由説明]

○議長(小林一広君) 以上で議案第50号及び議案第52号の説明が終わりました。

続いて、議案第51号について、理事者から提案理由の説明を求めます。

須山住民税務課長。

[提案理由説明]

○議長(小林一広君) 以上で議案第51号の説明が終わりました。

続いて、議案第53号から議案第55号までについて、理事者から提案理由の説明を求めます。 林建設水道課長。

〔提案理由説明〕

○議長(小林一広君) 以上で議案第53号から議案第55号までの説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。 お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第50号から議案第55号までを、お 手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第50号から議案第55号までを、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会へ付託することに決定いたしました。

◎決算審査報告

○議長(小林一広君) 日程第21、決算審査の報告を行います。

監査委員に決算審査の報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監査委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員(畔上 洋君) それでは、私のほうから、決算審査の報告をさせていただきます。 お手元に令和3年度小布施町決算審査意見書があろうかと思います。それに従いまして報告をさせていただきます。

まず、冒頭ですが、令和3年度一般会計及び特別会計の決算審査を行った結果は次のとおりであるということでございまして、1番として、審査の概要ですが、審査の期日は、令和4年7月11日、12日、15日、20日、21日、22日、27日、28日、29日、8月17日に行いました。併せて、ここには書いてございませんが、例月出納検査の日程にも併せて、それなりの都度、都度の審査を行ってございます。

2番目として、審査の場所ですが、小布施町役場、町出先機関及び工事等施工場所でございます。

3番目、審査の対象ですが、令和3年度小布施町一般会計歳入歳出決算、それから、令和3年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算ほか、そこに記載している4つの特別会計がございます。それから、令和3年度小布施町水道事業会計決算、それから、地方自治法第233条第1項に規定する書類ですが、これは会計管理者から提出されました決算書類でございます。それから、地方自治法第241条第5項に規定する書類ということで、これは基金に関する書類でございます。

これらを対象としまして、2番目として、審査の主眼点ですが、各会計の歳入歳出決算、 同事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び基金運用状況等に関する計 数、帳票、証拠書類、事務処理等について審査をいたしました。

めくっていただきまして、2ページから、審査の結果でございまして、(1)として、各会計の歳入歳出決算の総括ということであろうかと思います。皆さんお疲れさまだと思うんですけれども、先ほど来、役場の各担当者から子細にそれぞれの数字が挙げられております。重複する部分が多分にあろうかと思いますので、私のほうからはこの辺は割愛させていただければと思っております。

ただ、言えることは、前年対比等々では、今年度においては、昨年ありました特例の定額 給付金、それから、新型コロナウイルスの感染対策に係る出入り、それから、災害関連に付 随したもの、そして、小・中学校のエアコン工事等と、こういったもののイレギュラーな案 件というか、そういうもの、お金の出入りが前年対比と比べた場合に、差異が大きく生じて いるものがあろうと思います。

そんなことから、1番目の決算の総括については、一般会計だけでちょっとお話しさせていただきますと、歳入は73億6,098万4,519円で、差引きが8億7,758万5,931円ということでございます。あと、以下は省略させていただきたいと思います。

2番目の令和3年度一般会計、特別会計、款別前年度比較表ということで、ここにも記載してございます。これにつきましても、今ほど申し上げましたとおりでございますので、各会計ということだけを読み上げさせて、省略させていただければと思います。2ページについては、一般会計の歳入が記載されてございます。2ページになりまして、歳出、これについても、1番の議会費から災害復旧費ということで、それぞれ記載がございます。

めくっていただきまして、4ページ、国民健康保険特別会計ですけれども、これも大きな 前年との差異はなく、順調に事業が進められたものと思っております。歳入歳出、ここに記 載のとおりでございます。

3番目の後期高齢者医療特別会計、それから、5ページの介護保険特別会計、これらもほぼ前年と同様な動きというか、お金の出入りがあったものというふうに見ております。

それから、6ページ、5番目の下水道事業特別会計、めくっていただいて、7ページの農業集落排水事業特別会計、これらも、先ほどとダブりますけれども、お話もあったとおりでございますが、前年度とほぼ同様な動きということでございます。

それから、7ページの水道事業会計、収益的収入及び支出ということでございます。これ

も給水収益等々はほぼ前年と大差なく事業が進められたというふうに思っております。資本 的収入及び支出については、今さっき、林課長のほうから説明がありましたので、ここの部 分は省略させていただきます。

いろんなコメントの部分でございます。

9ページをお開きいただきたいと思いますけれども、自分の思う部分だけ、ちょっとお話 しをさせていただきます。

一般会計の歳入歳出決算についてということで、歳入歳出の合計がございまして、実質収支7億511万7,000円ということでございます。これも繰り返しの説明になろうかと思います。次のイのところの町税についてですけれども、町民税が5億8,327万6,000円で、前年比1,700万強の増がありました。ただ、固定資産税が4億9,124万5,000円ということで、これにつきましては、新型コロナウイルス感染症影響に伴うところの業者に対する減免措置、あるいは評価減があったことにより、このように減になっております。前年比、マイナス4,288万8,000円だったということでございます。

その下のウの国庫支出金につきましては、これは、2行目の前年度より特例定額給付金や 災害復旧事業費の大幅な減額があって、総額で19億204万8,000円の減という、国からの支援 金は減ったということでございます。

あと、下に行きまして、カのところで寄附金ですが、信州小布施ふるさと応援寄附金、これも繰り返しになりますが、前年度より6,604万5,000円多い7億5,374万9,000円ということでございました。

あと、その下のクの町債ですが、町債についてはその2行目です。後半のところ、前期というのは、その1行目に書いてありますけれども、前期、排水路整備事業債分が新規にありまして、前年度より1億860万円の増となったということでございました。この覧では、下の一番最後のコのところですけれども、予算との対比においては、歳入歳出、これは75億なんですけれども、その後ですが、すみません。10ページの1行目、ちょっと読んじゃいますけれども、一方、歳出合計は64億8,399万9,000円で、マイナスの10億1,833万円となり、結果として不用額が6億8,211万2,000円生じているということでございました。気になったのは、この不用額ですけれども、6億8,000万ということになると、当初予算といえないんですけれども、全体の中の約1割の不用額ということでございます。予算編成上、当初、問題はなかったんだと思いますけれども、この辺、約1割の不用額が生じることについてはちょっと疑問というか、もう少し精度を高めた予算編成が必要だったのかなというような気がし

ているところでございますけれども、ただし、この不用額の主な要因としては、総務費ほかに盛られた人件費として約2億円ほどだと思います。それから、福祉医療給付金、扶助費関係で1億円、教育費全般で9,000万、これらが不用額の主な要因となっているところでございます。

次は、次ページ、(4)国民健康保険特別会計歳入歳出決算についてということでございます。

これについては、ア、イ、ウ、エ、エのところへ行きますけれども、決算全体を通して、当初予算に対し、主たる収入項目である国民健康保険税は、調定額で4,835万9,000円の増、収入済額では2,724万円、上回っていると。歳出項目の保険給付費は予算額より9,056万9,000円下回ったと。それで、最終の実質収支6,679万8,000円を生じることになったということでございます。

それから、それに関連するということで今申し上げたんですが、その下のオですけれども、 財産関係について、財政調整基金を1,910万5,000円ですか。取り崩したことによって、この 基金の期末残高は3億2,123万8,000円となったと。取り崩したということではございますが、 まだかなりの余裕があると。状況からして、保険料率の見直し検討の時期かとも思った次第 でございます。

11ページになりますが、(5)後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、それと、 6番目の介護保険特別会計歳入歳出決算について、これは、先ほど来、説明のあったとおり でございます。

次に、下水道事業特別会計歳入歳出決算についてです。

(7) ですけれども、これについては、歳入合計は5億3,589万8,000円で、前年より三角の3億4,335万1,000円、前年度比39.1%の減、歳出合計は4億7,736万円で、前年度より三角の4億143万1,000円でなっていました。これは、飯田の雨水ポンプ場設備復旧工事ほかの災害関連復旧費によるものが一段落したためであったと思っております。

次に、11ページの(8)農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算については省略させて いただきます。

次、(9) 水道事業会計決算についてですけれども、これも、ここに書いてあるとおり、 ほとんど前年と同じような事業展開が行われたというふうに見ております。

ということで、(10)の財務分析比率ですけれども、令和3年度、普通会計の主な財政指標は、これは難しいというか、考え方、いろいろあると思うんですけれども、経済収支比率

が80.6%、これは前年より下がっています。これは改善があったというふうに見ていい数字 だと思います。

それから、借金の実質公債費率、これも6.0から5.2%ということで、改善がなされたということです。

それから、財政の堅実度を見る実質収支比率ですが、これは20.7%です。これも良好ということで考えます。

それから、第三セクター等の負債も含めた町の将来にわたる負債の規模を示す将来負担比率とあるんですけれども、これは、将来負担額を充当可能財源が上回っているため、数値はなしというふうになります。

それから、財政力指数ということで、0.43から0.42になっています。これは1に近いほどいいんですけれども、毎年、この数値は上がってきているというような状況にあろうかと思います。

ということでございまして、全体を通しまして、予算に対しておおむね堅実、かつ順調に 行財政運営が行われたものと認められたと。近年の経営環境は不透明感を増す一方で、相当 厳しい状況下に置かれることが想定されます。今後も長期展望を見据え、緊急性や安全面等、 優先順位を考慮した真に住民に寄り添った事業を推進していただきたい。行政の一層の経営 努力を期待しますということでございます。

以上、令和3年度一般会計、国民健康保険特別会計ほか4件の特別会計及び水道事業会計 について審査した結果、決算計数に異常はなく、適評、かつ適正であることを認めました。 令和4年8月29日、小布施町監査委員、畔上 洋、小布施町監査委員、渡辺建次。

以上でございます。

○議長(小林一広君) 以上で監査委員の報告が終わりました。

◎議案第56号及び議案第57号の一括上程、説明、質疑、委員会付託

○議長(小林一広君) お諮りいたします。日程第22、議案第56号及び日程第23、議案第57号は、道路線に関する関連議案でありますから、会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、これを一括議題といたします。

議案第56号及び議案第57号について、理事者から提案理由の説明を求めます。 林建設水道課長。

[提案理由説明]

○議長(小林一広君) 以上で議案第56号及び議案第57号の説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第56号及び議案第57号は、お手元 へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託したいと思います。 これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第56号及び議案第57号は、お手元へ配付いたしました議案付託一覧表のとおり、総務産業常任委員会へ付託することに決定いたしました。

◎陳情第1号の上程、委員会付託

○議長(小林一広君) 日程第24、陳情第1号は、シルバー人材センターに関する支援を求める意見書の提出に関する陳情についてを議題といたします。

事務局職員から陳情の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長(小林一広君) 以上で朗読が終わりました。

お諮りいたします。本陳情は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、陳情第1号は、議案付託一覧表のとおり、政策立案常任委員会へ付託することに 決定いたしました。

◎議会報告第8号の報告

O議長(小林一広君) 日程第25、議会報告第8号 定期監査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長(小林一広君) 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員の報告を求めます。

畔上監査委員。

[監査委員 畔上 洋君登壇]

○監査委員(畔上 洋君) それでは、令和4年度の定期監査につきまして実施した報告をさせていただきます。できるだけ端折ったところで説明させていただきますけれども、お願いいたします。

1ページをご覧いただきたいと思います。

定期監査でございます。

監査の対象と範囲は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までに執行されました事務事業に関し、地方自治法第199条第4項の規定に基づく財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況を監査いたしました。

2番目として、監査の期日及び実施部署でございますが、7月11日の小学校、中学校から 8月17日の備品検査、現場検査まででございます。

3番目として、監査の方法ですが、監査は町部局及び教育委員会を含む全ての課等を監査対象とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか等について検証いたしました。

監査に当たりましては、書類を検査するとともに、事務執行の考え方や課題等について関係職員から説明を受け、さらに現況、現場確認についても実施いたしました。

4番目、監査の結果でございますが、対象とした町部局及び教育委員会を含む全ての課等

の事務事業はおおむね適正に執行されておりましたが、これから述べます事項については改善、検討の必要があると認められたので、適正な措置を講じていただきたいということでございます。

2番目の指摘事項でございます。

(1) の共通事項、財政状況につきましては省略させていただきます。

2ページに参りまして、未納に対する対応ということで、例年、未納についてご報告させていただいているわけでございますけれども、2行目からの後段、税目別未納額では、町民税、固定資産税及び国民健康保険税において、未納額が大きく減少しており、全体で2,172万円の大幅な削減が図られたと。ただし、削減された大きな要因として、総額で1,163万円の不納付欠損処理が含まれていることはちょっと注目すべきであるというふうにございます。未納額一覧表を後ほど、ご覧になっていただければと思います。

なお、このページの一番下ですが、育英金貸付金の未納額、上の表には含まれておりませんが、別途、9名、520万1,800円ありましたということでございます。

続いて、めくっていただきまして、3ページ、決算等管理についてです。

これは昨年も指摘させていただいたわけですが、今年もさらにというような感じで、一連の書類について精査しましたところ、決済日、検収日付、竣工検査日、契約日等の処理記載に安易さが認められ、安易さが認められたことは単純に何か、実際、その日なのか確認できないような日付なんですけれども、いろいろ細かなことをお話しするとあれなんですけれども、安易さが認められ、12月末の検査や年度末の処理にその確実、正当性に疑問視される案件等が散見されました。言いたいことは、管理者のチェックが不十分であり、内部検査をしっかり働かせて対処したいということです。

この場ですが、ちょっと12月末とは、12月28日は年末年始、御用納めの日ですけれども、 そこへ設計管理者が来て、設計者が来て、町の職員が行って、中学の教頭先生が立ち会うと。 この4人が12月28日に果たしてできるんですかという一つの例ですけれども、そんなような ことでございました。

次の工の財政支援団体等の補助金委託料についてですが、従来から多くの団体等に資金活動支援を行ってきたところであるが、令和3年度分の補助金、委託料について、支援先の決算報告書に基づき精査したところ、小布施町振興公社及びおぶせファーマーズへのこれらの金額が必ずしも当初の目的に沿って使用されたとは認め難いという点が確認されました。これは済んだことと言ってしまえばそれだけなんですけれども、次期予算策定に当たっては十

分検討していただきたいということでございます。

次のオの国道403号線と市庭通りの整備開発事業についてでございます。

本事業については相互に関連しており、立ち上げから約10年近くの年数が経過しております。この案件に要したこれまでの労力と経費は多大なものがあり、さらにまだ先の見えない状況であると。そこで、これまで積み上げた経費を検証すると概算で次のようになるということで、これは、基本的には市庭通りに絞っての金額というふうに見ていただければありがたいと思うんですけれども、合計のところで約7,400万という数字になっております。

今後、さらにこの市庭通り関連事業として、まださらに1件の立ち退き料、土地取得費、解体費用のほか、さらにマルシェ的な店舗建物を新築した場合には、最低でも5,000万円以上の資金拠出が見込まれると。本事業にはほかにも多くの課題があり、スケジュール及び責任の所在を明確にして事業に当たられたいということです。とにかく責任者が不在ということが一番強調したい部分でございます。

課の直営施設等の運営、見直しについては、これらの、そこにちょっと等々がありますけれども、利用者数、収入額、他の諸施設への運営や従事者状況等を再度検証、見直しを行いながら、無駄のない安定した健全経営を図られたいと。

次のキの関連事業の統廃合ですけれども、ここに花作りだけを挙げてございます。自治会からの管理、沿道花壇管理、オープンガーデン等、こういうのがそれぞれの課が違ったところで見ているわけです。こういう事業のほか、福祉や教育関係事業について複数の課で同じような業務を行っていると。本年4月の組織再編の際、担当部署の変更に伴って事業の一本化と再構築についても検証されたらと思われたということでございます。

次、4ページに入ります。

監査資料については省略させていただきます。

次の随意契約、ケですが、工事等の発注に際し、担当部署と業者間において事前に話を行い、同一工事を2分割や細分化したりして発注し、さらに見積書も入札参加業者の関連業者から徴取したりしている事案が見受けられたと。競争入札を故意に避けたり、また、全く意味のない相見積り徴取については問題であると。今後においては、契約係を設置することのほか、議会でも質問がありましたが、一般競争入札の導入についても併せて検討されたいということでございます。

次に、(2)として、各課と各係での指摘事項でございます。

総務課の人事管理についてですが、アのところは非常によくやっていただいているという

ふうにコメントした部分だと思います。今後、さらに職員採用に積極的に取り組み、適正な 人員確保に努められたいということです。

イの女性職員の登用に一定の改善が見られたことは評価したいと。さらにもう一歩踏み込んだ積極的な登用を期待したいということです。

今年、係長さんが私らと対峙しながらいろんな報告をいただきました。それぞれの係長さん、係長さんじゃない女性の方もいらっしゃいましたけれども、非常に熱心に、積極的に意見を述べられたところは、非常に私はよかったかなというふうに感じたところでございます。 次の工のところになります。

一般職の職員給与、各種手当の支払い状況については、当初予算に対し、先ほど申し上げましたが、2億1,000万ほど、その執行率は81%であったと。相当の余裕を持っての予算計画だったものと思われるが、他の事業支出との兼ね合いもあることから、現実的な金額設定を検討していただきたいということでございます。

それから、会計年度任用職員に対しての期末手当支給、時給単価の引上げ、社会保険の負担増による人件費の増の件でございますが、ちょっと気になるんですけれども、パートタイム等、雇用者との格差、課題が懸念されたということで、この辺の差がちょっとあまり私は納得しないなというふうに感じました。

5番目のイの職場環境の改善について、担当者レベルで非常に頑張っていただいているふうに思いました。ただ、しかし、まだ、明るい職場環境形成には時間を要する感がしたと。 幹部職員自らがこの課題に率先して行動する姿勢が必要ではないかと思うということでございます。

ウのコミュニティ組織の活用についてですが、お分かりのとおり、現在、旧コミュニティ 組織が分かれて、組織分割が行われているところでございますが、一部、一本化できない自 治会がある一方、脱退する自治会があったというふうに聞いております。十分機能していな いところもあると。再度、このコミュニティの果たすべき役割等を検証し、何らかの方策を 講じていくべきと考えるということで、そのコミュニティでも、簡単な入力作業や印刷配布 作業のみとするならば、私は役場内に事務センターといったものを設置してやる方向も一つ の方策じゃないかと考えるところでございます。

次の危機管理係でございます。

ここにも書いてあり、右岸の堤防水防活動工事、これも無事に終了して、ご苦労さまでしたということだと思います。

それから、次の防災力の情報発信について、後段になりますけれども、言葉だけですけれ ども、町民にさらなる明確なメッセージを送っていただきたいということでございます。

住民税務課の税務会計係に入ります。

町税未納対応の評価についてということでございます。

2行目の後段から、未納者の人数が26人減、311人が285人と大幅に減少したと。納税者に 寄り添った対応の結果であって評価したいというふうに私は感じました。

それから、参考になるかもしれませんけれども、滞納整理機構に収納依頼した3件は193万ほどありまして、収納できたのは、その3件のうちの124万3,000円ほどでございました。 残額、今年度に入って、それなりに徴収ができているようなふうに聞いております。

次の滞納プロジェクト会議の対応についてということで、これも過去にお話をさせていただいております。一番下の行ですが、これについて、場合によっては理事者、管理職も出席し、実態把握に努めることが必要と考えるということです。なぜ、こういうふうに言うかといいますと、滞納とか未納について、非常に古い、例えば、もう10年以上たったやつもまだまだ不納欠損処理できなくて残っている事案が結構あるわけなんです。そういうものを上司が知っているのか、知らないのか、この辺、非常に私はコミュニケーションが取れていないんじゃないかなというふうに感じて、こんなことを書かせていただきました。

次のウの不納欠損についてですが、これは先ほど申し上げました1,163万円の不納欠損処理を行ったと。多分、議員の皆さんからは鋭い質問があろうかと思いますけれども、私の感じとして、過去の対応に問題があったことは否めないが、法令等に従っての処理であり、やむを得ないものと認められたというふうに思っております。

次、住民係ですが、ごみ処理費の増加についてということで、一部、可燃ごみについて増加傾向と、これも一進一退なんですけれども、私、思うには、後段ですけれども、ごみの有料化に向けてのごみ袋を値上げするのも一つの方策じゃないかなというふうに思ったところでございます。

次のマイナンバーカードの交付状況について、これも今朝方、冒頭、町長のほうからお話 がございましたので、省略をさせていただきます。

ウの子育て世帯等臨時特別支援事業、これも順調に作業が進められているふうにお聞きしたり、確認したところでございます。

次の会計室です。

会計業務運営についてですが、担当において、日々の会計事務を行っていただいているわ

けですけれども、細かな支出の負担行為の確認が要求されるわけです。十分な精査をできる 状況になく、負担の度合いが高い。結果として画一的処理に終始することになった事例が多 い。対応としては、各部の、これもあれなんですけれども、管理者は単一的な書類の押印で はなく、十分なチェックをしてほしいということでございます。

6ページの企画財政課の財政係、適正な財政運営についてと、これもお話をさせているわけですが、このページの下のところですが、将来展望や住民サービスの向上策にも積極的に取り組み、財政規模の拡大にちゅうちょすることなく挑戦することも必要とすると。したほうがいいんじゃないかなと私は考えているところでございます。

次のイの財政健全化について、それから、ウの公共施設個別計画については省略をさせて いただきます。

次、企画交流係の地方創生の推進事業についてでございます。

持続可能観光地域整備計画策定業務について、観光地域プログラム開発事業、これらについて、小布施町の町民会議ですか、こういうのも開かれておりまして、4事業実施しており、動きが出てきた感があるということはいいんじゃないかということと、もう一つは、ここにも、市庭通りはちょっと立ち止まって取りやめることも考えることが必要でないかというふうに思っているところでございます。

次のイの官学連携の推進についてですが、各大学の調査研究に対しては多大な寄附費を要してはいないんですけれども、町としてもある程度明確な課題を示していただいて、双方が理解し合い、充足感を感じ得る事業、報告等を求めていくことが必要と考えるというふうに思います。

ウのふるさと納税です。

下から3行目です。結果としては非常に頑張っていただいているわけですが、ただし、議会側から求められている直営事業としての優先的な執行や町振興公社の活用の検討が現況、不十分な状況にあって、次年度に向けての関係機関との調整は急務であるというふうに思っております。

次の定住促進事業についてはちょっと省略させていただきます。

その次の才の地域おこし協力隊の活動について、報告書等も見させていただいた部分もございますが、非常に印象としては頑張っていただいている。その人なりに努力しているというふうに感じたところでございます。

次、広報情報係の町政懇談会についてです。

町政懇談会は、昨年は7コミュニティで参加人数を限って実施され、新町長との懇談が行われたと。地域の課題が久しく議論、報告され、町民との情報共有ができたことは評価したい。ただし、一部で事前に質問を受け付けながら、その席に担当職員が出席しておらず、回答が不十分で問題を生じさせましたことは反省すべき事項であったということでございます。

次のイの防災行政無線の運用についてということで、これもさっき町長のほうから報告が あったんで省略しますけれども、要は、当初は相当な負担費用がかかると言ったんですけれ ども、実質的には、消防長のほうから、無償貸与ということで、思った以上にお金を使わな いで済むというような報告でございます。

それから、ウの充実した広報活動についてでございます。

ここには、広報媒体が多様する中、住民に分かりやすく、時に即した広報情報を積極的に 提供されることを望むと簡単に書いてありますけれども、私もいつもこの議場に出席させて いただいているところでございますが、議員さんとのいろんな話の中に、これはもっと広報 しておけばいいのになと思うところが多々ありましたんで、この辺は強く担当のほうにお話 をさせていただいております。

次、健康福祉課の健康係です。

新型コロナウイルス感染症対策について、非常に皆さん努力していただいて、後段ですけれども、結果としておおむね順調に希望者への接種ができたものと思われるということでございます。

それから、イの各種健診業務についてでございます。

これも今朝ほど、町長のほうからこの件に関してお話ございました。令和3年度の特定健診受診率は38.6%、県平均が42.3%なんです。県内市町村順位で見ると62位という結果。従来から、もう少し住民に寄り添ったり、広報をしっかりしてやっていただきたいという話を申し上げてきました。さらに一層、これに向けてアナウンスのほど、よろしくお願いしたいと思います。

それから、ウの国民健康保険特別会計についてでございます。

一番最後になりますが、先ほど申し上げたとおりでございます。一方で、基金残高と絡めて保険料率の見直し検討の時期に来ているものと思われると。担当者の方もそんなふうにおっしゃっていましたので、期待したいと思います。

人間ドックの補助金については省略をさせていただきます。

地域福祉係、障害者福祉事業についてです。

後段になります。結びのほうです。今後もさらに生活困窮者等への支援拡大を含め、弱者 に寄り添ったきめ細かな支援策を講じていただきたいということでございます。

それから、イの福祉施設の再建についてで、これもお話ございましたが、みすみ草の不幸にしての火災でございました。原因はともかく、早期に再建策を講じなければならないと。参考までですけれども、なお、火災保険の保険金は何か8,700万ぐらいだそうですが、これについて、果たしてそのとおりもらえるのかどうか分かりませんけれども、補償について、現在、関係機関で交渉中というふうにお聞きしております。

9ページの地域包括支援センター、アの事業運営について、これも主任介護支援専門員1 名の確保、パウル会から受け入れると。これも今朝ほど説明がありましたが、ダブりますけれども、そんなようなことでございました。

次、10ページのボランティア活動の推進についてでございます。

私は将来に向かってはものすごく重要な課題だと思っておりますが、前年においても指摘させていただきました町民ボランティアの育成支援事業の推進であるが、新型コロナウイルス感染症の影響もあって、まだ拡大に至っていないと。各自治会やコミュニティ組織に積極的に取り組んでいただくよう強く要請活動を行ってほしいということでございます。

高齢者福祉係、高齢者福祉事業について、タクシー助成金とか、シニアクラブへの支援、 一層お願いしたいということでございます。

建設水道課の都市建設係です。

住まいづくり補助金制度でございます。2行目です。しかしながら、この補助金交付は、本年度を含めて3年間、ございませんでした。このような状況から、前年度においても本制度を廃止し、役場内での一般的な住宅相談に切り替えもよいのではないかという指摘を行ったところであると。これにつきましては、担当部署において、現在、景観計画の見直し、これについて検討を行っているところであり、今後の適切な対応をお願いしたいということ。

次のイの国道403号線整備計画についてです。

市庭通りと403号線は全く案件が違うと思うんですが、403号線につきましては、企画財政課と連携して進めていることとしているが、現状はまだ近隣住民の理解が十分に得られていない状況であるということであったと。県との調整や担当者の引継ぎが十分でないと思われるが、地道に課題解決に向けて臨んでほしいと。しかし、私の考えるに、相当の期間をまだまだ要するんではないかなというふうに思ったところでございます。

ウの道路水路改良測量設計業務委託についてです。

読みますと、令和3年度において、道路水路の改良整備事業が相当数行われ、おおむね順調に事業が進められたと。ただ、これに対して、測量設計業務の委託が行われているわけですが、14件があったわけですが、そのほとんどの設計業務委託料が大体250万ぐらいで入札されて、この入札参加者が6社、平均に受注したことになっていると。町側の設計者不在、業者存続、これも大事なことだと思うんで、一概にこれが全ていけないとは言い切れないところはありますが、業者存続等の意向も理解するが、何とか改善はお願いしたいということでございます。要は知恵を出してほしいということです。

次、11ページ、上下水道係、水道事業運営についてですが、これは、後段の3行目、おおむね順調に事業が進捗しているものと認められたと。また、配水管布設の建設改良事業も計画に沿って進められ、工事完成を見たということです。

それから、イの台風19号で被災した施設の復旧事業について、これも非常に担当のレベルのところで努力して頑張っていただいたということでございますが、ただ、報告的なものでいうと、クリーンピア千曲について、これについては工事が完了し、最終的な事業費負担が1,800万ほど減額で精算されておりました。

ウの低区配水池更新事業について、後段になりますが、これは令和6年3月までに工期を延長予定で進めているところであると。引き続き、この一大事業に当たり、きめ細かな計画 的管理、監督をお願いしたいということでございます。

次の下水道事業公営企業会計化については、ここに書いたとおりでございます。それなりに皆さんが、というか、担当室もしっかり動き始めたというふうに聞いております。ただ、3行目ですけれども、再三指摘をしております水道管、下水管の劣化に伴う布設替え、地震対策及び料金改定問題、こういった問題もやはり避けて通れないと思っておりまして、議論をお願いしたいというところでございます。

産業振興課でございます。

商工振興係の商店街等活性化事業について、これ、よく担当者レベルで頑張っていただいたというふうに思いますけれども、一番後段になりますけれども、町商工会等と連携してさらなる事業者に対する支援策を講じていただきたいということでございます。相当、町内のいろんな土産品店等、食料品店等、疲弊しているのが現状かと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、イの北斎館前トイレ設備の対応について、議員の皆さんもご存じかと思うんで すけれども、あえて北斎館所有のトイレが都合により撤去され、観光客が通常的に利用する トイレがなくなってしまったと。周辺の店舗は突然の取壊しに戸惑うのみであり、早急に代 替施設の設置に向けて検討されたいということでございます。

農業振興係です。

アの遊休荒廃農地解消事業について、これも今朝ほど、町長のほうからお話、これに関連してありました。ただ、どうしても私が納得できないんですけれども、毎年、毎年、減っているわけです。これは5年間で遊休荒廃農地が35%減っているんです。ということは、逆に言えば、35%、遊休荒廃農地が通常の状態に戻ったということ。ちょっと私には理解に苦しんで、この辺を言っているんですけれども、なかなか町当局の担当者レベル、よく精査していただけないんで、自分はちょっとこれはおかしいと思っているんですけれども、また、皆さんが方もしっかり注視したり、監督していっていただければありがたいかなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

次のイの豪雨災害農地復旧事業について、これは、農業振興課として非常にこれは評価してくれということでございまして、確かに緊急工事であったが、関係職員、非常に頑張っていただいて、無事に終了したということでございます。

次のウの農地集積化事業の推進について、これはもう昨年も触れてありますんで、大体うまくいきそうだなというような感じを持ちました。

次のブランド戦略事業の転換に向けてということでございます。

これ、ブラムリーとチェリーキッス、非常に生産者が減っております。生産量も減っております。市場の取引価格も減っております。確かに、今般、このブラムリーフェアというのはあっても、正直言えば、そんなに大きなパイじゃないんですよね。だから、これをどうするのか。これもあってもいいんですけれども、やっぱり売り物じゃないんかな。町の売り物かなと思っちゃうんですけれども、私の率直な感じです。

これが落ち着きましても、後段に書いてある方向転換を企画中であるが、いわゆる従来の 反省の上に立って臨んでほしいと。また、この事業に深く関わる小布施町振興公社との、産 業振興課との連携の跡が見えないのは問題であるというふうに思います。

それから、オの栗の燻蒸処理施設廃止に伴う対応について、これも議員の皆様方も既に承知のことと思いますけれども、今まで農協でやっていただいたものが、これがなくなってしまうということなんです。これもやっぱり栗の町というからには関係者が早期に対応を協議されたいということでございまして、この中で、まちなかの施設の活用とか、町振興公社の活用等も視野に、早急に検討が必要であるというふうに思いました。

教育委員会関係です。

子ども支援係、小・中学校の管理運営について、これは、一言で言えば、学校側と町の教育委員会の担当者、もう少しコミュニケーションが必要だなと思ったことが多々ありました。一例を挙げれば、学校内の施設の、例えば一つの例なんですけれども、黒板があります。ここに、真ん中にプロジェクターがあるんです。それが動けないんです。動けないから、算数と英語かな、横と縦と何か違うんで、これを動かしてほしいと、こういう意見がある。こういう問題もやっぱり、そういう意見があったら早めに、今度は教育長が代わったんで大丈夫だと思うんですけれども、やっぱり学校の先生方の意見は素直に早く聞いて、早く対応していくのが私はいいんじゃないかなと思ったんで、ここにちょっと記載をさせていただきました。

それから、イの小・中学校の設備改修についてですが、特別教室のエアコン設置工事は年度内に無事終了し、学習環境が整えられたと。当該工事については、設計管理の委託先が同一の設計事務所で、指名競争入札は小学校9社、中学校8社で行われ、落札価格は、いわゆる請負率が99.3、99.5と非常に近似値でありました。平成26年度から平成29年度にかけての一般教室の同じ工事も同様の組合せの業者でありました。これも先ほどと同じじゃないですけれども、指名競争入札なものですから、振り返れば、競争入札制度が損なわれていないんじゃないかというような疑念を抱かざるを得ないということでございました。

ウの育英金貸付け事業についてです。

3行目です。令和3年度の新規貸付け人数は僅か1名だったと。このような状況からして、 当制度の見直しも必要かと思われる。今年度は3名か4名だったというふうにお聞きしてお りますけれども、それで、また、未納者もいらっしゃるということで、この辺の対応もしっ かりやってほしいということでございます。

次の工の学校給食センターの管理については省略させていただきます。

次の保育園、幼稚園、エンゼルランドセンター、題目だけですけれども、保育士、教授の確保についてということでお願いしたい。エンゼルランドセンターについても、これは将来的にもうちょっと議論していただいたほうがいいんじゃないかなと思ったところでございます。

生涯学習係の学びと交流の場づくりについてということで、これらの事業はおおむね順調に事業が推進されたということです。それから、体育館等の設備整備事業、トレセン、総合公園のテニスコート、大規模な修繕工事が行われて、特に現場を見させていただきましたけ

れども、それなりのものが、ものというか修繕が行われたものというふうに感じたところで ございますが、ただ、例えばテニスコートなんですけれども、使用規則をあらかじめ借りに 来た人に渡すとか、そのテニスコート上に使用規則を貼り紙しておくとか、貼り紙というか、 何か提示しておくとかというのは、多分、私の感覚と違っちゃったんですけれども、テニス コートなんかはネットを緩めなきゃいけないですよね、終わったら。こういうのは完全に履 行されているかどうかというのもやっぱり管理規則、使用規則をしっかり出して、アナウン スしていったらいいんじゃないかなというふうに思ったところでございます。

ウの文化施設の運営状況については省略させていただきます。

あと、議会事務局、監査委員事務局、固定資産評価委員事務局ですけれども、これ、議会事務局のほうで予算に対する附帯決議がございました。ふるさと応援寄附金について、活用及び関連事業に関し、計画的、かつ効率的に行い、歳出の抑制を図る提言でございました。結果的には、ふるさと応援金、おおむね順調に事業の執行ができたと。ただし、関連の業務委託についてはやっぱり不透明感は拭い去れなかった、残ったということでございます。

それから、イの住民団体への各種補助金及び交付金について、慣例的に交付することなく、活動実態を把握し、適正な支出を行うとに対しては、行うこととなって議会のほうから附帯決議がありますが、さきに記した財政支援団体の補助金委託料の関係箇所で記したほかは、特に目についた、振興公社とファーマーズですが、それ以外は特に目についた事項は認められなかったと。ただ、今後、予算審議の中で、補助金等々については一覧表で出してもらって、管理して、これらをずっと横並びにしたらもっと明確になるかなというふうに思いましたんで、その辺、議会の皆さんのほうにお預けしますんで、よろしくお願いします。

あと、議会アシスター会議と監査資料についてはちょっと省略させていただきます。 あと、結びになります。総括になります。

こんな言葉でいいのかどうか分かりませんが、自分なりには町民の付託に応える積極的な 行政運営ということでございます。全般的な意見としてということで、1、2、3、ありま す。何か同じような文言が書いてあります。根っこは同じなんですけれども、あえて3番目 だけお話をさせていただきます。

町の行政運営について、近年、人と人との関わりが遮断させられている中で、関わりが薄れ、行政離れが起きていないかを懸念するものであると。町民と町との相互理解、信頼を得るには限度があることは承知しますけれども、最大限の取組を行ってほしい。

監査を通して、職員の必死さと思いやりは十分伝わってきたところでありますが、今後、

デジタル化への対応、住民福祉の向上、行き届いた教育、生活環境の整備、自然災害の備え 等、山積する課題に向かって、住民と共に歩む姿勢を崩さず、併せて、行政運営の継続性を 維持しながら、町の基本理念とその方針に従って行動していただきたいということで結んで ございます。

以上でございますが、今後さらに信頼される監査の実施に向けて、一層有効な監査技術の 向上に努め、充実、強化を図ってまいります。関係する皆さん方の温かいご支援、ご協力を 重ねてお願いするものでございます。

令和4年8月29日。

小布施町監查委員、畔上 洋、小布施町監查委員、渡辺建次。

以上でございます。

ありがとうございました。

○議長(小林一広君) 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって定期監査の報告を終わります。

◎議会報告第9号の報告

○議長(小林一広君) 日程第26、議会報告第9号 地方公共団体の財政の健全化法における 健全化判断比率及び資金不足比率の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

○議長(小林一広君) 以上で朗読が終わりました。

これをもって、地方公共団体の財政の健全化法における健全化判断比率及び資金不足比率の報告を終わります。

◎議会報告第10号の報告

〇議長(小林一広君) 日程第27、議会報告第10号 小布施町土地開発公社の令和3年度事業 報告及び決算報告と令和4年度事業計画及び予算を報告します。 事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

〇議長(小林一広君) 以上で報告が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(小林一広君) 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

引き続いて、決算特別委員会の委員長・副委員長の互選をお願いいたします。

委員会条例第7条の規定により、委員長・副委員長がともにないときは、議長が委員会の 招集日時・場所を定めて委員長の互選を行わせるとの規定により、招集日時は本日ただいま から、場所は議会会議室と定めます。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

令和4年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第2号)

令和4年9月8日(木)午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 寺 島 弘 樹 君 2番 水野貴雄君

3番 関 良幸君 4番 竹 内 淳 子 君

5番 中村雅代君 6番 福 島 浩 洋 君

7番 小 西 和実君 8番 関 悦 子 君

9番 大 島 孝司君 10番 小渕 晃 君

12番 渡辺建次君 13番 小林正子君

14番 小林一広君

林

欠席議員(なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 桜 井 昌 季 君 副 町 長 新 井 隆 司 君 総務課長 教 育 長 山崎 茂 君 大 宮 透君 企画財政課長 益満崇博君 住民税務課長 須 山 和 幸 君 住民税務課長 補 佐 健康福祉課長 永 井 芳 夫 君 原 茂君 産業振興課長 産業振興課長 﨑 貴 司 君 富 岡 広 記 君 宮 建設水道課長 補 佐 建設水道課長 信廣君 芋 川 享 正 君 教 育 次 長 藤 沢 憲 一 君 監 査 委 員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 利 一 書 記 袮 津 貴 子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(小林一広君) おはようございます。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。 これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(小林一広君) 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長(小林一広君) これより直ちに日程に入ります。

日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

お手元へ配付いたしました印刷物のとおり、一般質問の通告がありましたので報告いたします。 朗読は省略いたします。

ただいま報告いたしました印刷物の質問順序に従い、順次質問を許可します。

◇ 小 林 正 子 君

〇議長(小林一広君) 最初に、13番、小林正子議員。

[13番 小林正子君登壇]

○13番(小林正子君) おはようございます。

児童福祉法の一部改正に基づいてこども家庭センターを設置することを求めて質問します。 1、本年通常国会の6月8日に全会一致で成立した児童福祉法の一部を改正する法律に基 づいて、町はこども家庭センターの設置に努めることを求めます。

このセンターでは、支援を要する子どもや妊産婦への支援計画を作成することになっています。これらは従来から保護者が求め前町長とも懇談し町に対して要望が提出され、私も議会で度々取り上げてきた発達支援センターの設置がより発展されたものと考えられます。支援を要する児童への施策要望は多岐にわたりかつ具体的です。これについてしっかり取り組むよう以下質問いたします。

私は障がいを持つ子どもたちの保護者の皆さんの児童発達支援センターを小布施町内に設置してほしいとの要望をこれまでも町議会で質問してまいりました。当時の健康福祉課長は町独自では設置は難しので須高圏域で行うとの姿勢でしたが、保護者の皆さんの利用しやすい地域にとの強い要望に検討しますとの最終答弁でした。2019年時点のことです。当時、国は市町村に対し2019年度末までに設置することとしていました。その後、2年以上経過していますが、発達支援センター設置を小布施町としてはどのように検討が進められているか答弁ください。

2番目として、今回6月の児童福祉法の一部改正では、市町村はこども家庭センターの設置に努めることとしています。また支援を要する子どもや妊産婦への支援計画・サポートプランの作成が含まれています。センター設置と支援計画作成にどう取り組むか答弁ください。

3番目として、保護者の皆さんから要望されている放課後デイサービスの実施についてどう検討されていますか。答弁ください。このことについては、9月議会の最初の町長挨拶の中でもお話がありましたが、北岡に民間のデイサービスがつくられました。けれども保護者の皆さんは町が支援センターと一緒につくってほしいとの強い要望でしたので、その辺の検討はどうされたのでしょうか。答弁ください。

○議長(小林一広君) 永井健康福祉課長。

〔健康福祉課長 永井芳夫君登壇〕

○健康福祉課長(永井芳夫君) おはようございます。

それでは、ただいま小林議員からの質問に答弁をさせていただきたいと思います。

最初に、児童発達支援センターの設置、検討結果とその後の方向性についてです。

国では、令和5年、2023年度末までに児童発達支援センターを各市町村または圏域に1箇所以上設置することを求めており、この児童発達支援センターに求められる機能、役割が地域の中核的支援機関として幅広い高度な専門性に基づく発達支援、家族支援機能。

2点目としまして、地域の事業所へのスーパーバイス。これは援助を実践する者を指導す

ること。それからコンサルテーション。これは異なる専門性を有するが援助対象である問題 状況について検討し、よりよい援助の在り方について話し合うプロセスというふうに理解し ておりますがそういったコンサルテーション機能。

3点目としまして、地域のインクルージョン。推進の中核機能。インクルージョンについては福祉の分野では障がいがあっても地域支援を利用し、市民が包み込んだ共生社会を目指すというような理念というふうに理解しております。

それから、4点目としまして、発達支援の入り口としての相談機能を制度上明確化し、地域でこれらの機能を発揮できるよう体系を整える機関というふうに位置づけられています。 須高3市町村では、令和3年から令和5年度の第2期障がい児福祉計画で国の方向性に従い、長野県域もしくは須高地域で設置に向けた検討を行うとしています。来年度中には児童発達支援センターの機能を須高地域を中心に立ち上げていくことが必要というふうに認識しております。

検討状況としましては、本年6月に開催された長野県自立支援協議会での議論を踏まえまして、7月の須高地域自立支援協議会の運営委員会において1か所のセンター設置にこだわるのではなく放課後等デイサービス事業、障害児相談支援事業、保育所訪問事業を担う福祉事業所などをサテライトとして位置づけながら長野圏域も含めた中で須高地域全体で面的に機能を分担し合う方法もあるのではないかという内容で情報を共有したところでございます。

なお、小布施町では今年7月に議員先ほどご指摘の放課後等デイサービス事業所が北岡地 籍に開設をされております。これについては利用者も増えてきている状況にございます。町 として障がいのあるお子さんの支援環境は整いつつあるというふうに考えてございます。

国では、さらに議員ご指摘のとおり全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置に努めるよう通知しております。こども家庭センターは、より専門的な支援機関である児童発達支援センターと比較すると地域住民に近い立場で子どもや家庭の現状や課題を把握しまして、日々の相談や専門的支援につなぐ役割が期待されているというふうに考えております。そのため、町独自にセンター機能を有することが望ましというふうに考えております。町としましては、このこども家庭センターの組織改正を児童発達支援センターに先行して確立し、こども家庭センターを中心に必要な支援に応じたサポートプランを備えまして、障がいのあるお子さん、ご家庭の支援を進めていきたいと考えております。早期にこども家庭センターを備えまして、続いて須高地域の事業所との連携により児童発達支援センターを位置づけ、事業所の役割、負担を明確にしていく

方向で検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 小林正子議員。
- ○13番(小林正子君) このこども家庭センターについては施行期日が令和6年4月1日からということになっています。このこども家庭センターを中心に必要なサポートプランを備え、障がいのご家庭とまた妊産婦の皆さんのプランもつくっていくということですが、それまでにきちんとできていくのでしょうか。

また、一番心配されるのはいろんな支援会議の中でも支援会の名前が外れてしまった方へのサポートなんですね。そういう点で、そういう外れることのないようにきちんと見ていただきたいと思います。

それと、こども家庭センターの組織運営に関しては、福祉課だけではなく教育課も一緒に やっていただきたいと思うんですが、その辺についてはどのように考えるか答弁ください。

- 〇議長(小林一広君) 永井健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(永井芳夫君) 最初に、令和6年4月1日までの開設ということでございます。先ほど答弁で申し上げましたように、できる限り早期にこの体制を備えていきたいというふうに思っています。

また、個々の皆さんに対するサポートプランの作成でございますが、これについては、母子保健の関係では子育て世帯包括支援センターということで、既に対応を進めているというふうに私どもでは考えております。ただ、こちらのほうで状況が非常に重くてすぐにサポートプランの作成まで至るというまでの方は非常に少ないというふうに認識はしております。今後、しっかりとサポートプラン必要な方、できるだけ幅広に捉えられるように対応は進めさせていただきたと思っています。その上で、支援会議を外れてしまったご家庭ということですが、必要な状況、状態にあるご家庭、ご家族については継続しているというふうに考えておりますが、もし、そういうようなお声ですね、お聞きの部分がありましたら、ぜひ具体的に町のほうに相談していただければ対応をさせていただきたいと思っています。そのくらいの細かな状況の変化などについて全て町が見極められているかといわれれると、皆さんにもご支援をいただかなければいけないところがあるというふうに思います。

それから、3点目、教育委員会も関わってということでございます。もう既に教育委員会 こども支援係とは、できる限りの連絡は密にさせていただいているつもりでございます。た だ、先ほど支援会議を外れていってしまったというご指摘もありますが、こちらのほうの把 握が至らない点、当然といったら失礼なんですが生まれしまうかと思います。そういったことにつきましては、教育委員会でも、私ども健康福祉課地域福祉係、それから健康係、いずれでも結構ですので、ご連絡、ご相談いただければ、個々にお話を聞き取らせていただき一緒に考えさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 小林正子議員。
- ○13番(小林正子君) ただいま健康福祉課長から答弁がございましたが、相談をする場所ですね、町のどこに来たら相談できるんでしょうか。その町に相談をしてくださいというようなお話でしたけれども、この支援センターのこども家庭センターの中に家庭センターがつくられて、その中で相談窓口というのができるんでしょうか。それとも小布施町のこの役場の中に相談窓口ができるのでしょうか。その辺のところをはっきりとお答えください。
- 〇議長(小林一広君) 永井健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(永井芳夫君) 相談につきましては、今現在は健康福祉課健康係、地域福祉係、それから、教育委員会の子ども支援係などが窓口というふうに考えております。また、幼稚園、保育園、小・中学校もその窓口というふうに考えております。センターということでございますが、議員ご指摘のように箱と言ったら失礼なんですが、施設を備えて、そこに全ての機能を集約していけるかということについては、十分慎重に検討しなければいけないというふうに思っています。備えるべきセンターについては、国では機能をしっかりと果たすということを市町村に対して求めているというふうに理解しています。今後もまず役場、この建物が相談の最初の窓口というふうにご理解いただければというふうに思います。保健師については保健センターのほうにこの春からおり、そちらのほうで場所を分けてしっかりと話を聞ける体制を整いつつあるというふうに思っていますので、場所とすれば事務室で最初、相談窓口受けたとしても、しっかり相談に乗る場面においては別のしっかりとした相談室、会議室そういったところでお話を聞かせていただけるというふうに思っています。そういう機能については考えていきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 小林正子議員。
- ○13番(小林正子君) ただいまの保健センターのほうでは保健師が待っているというのと、 それから、それ以外のところでは教育委員会と役場の福祉課が窓口でやるということで、本 当にどこに相談に行っていいか分からないという方たちが多いんですよね。そういう点で、

やはりこども支援センターの係とかそういうのをしっかりとして、相談はこちらにというような方向をつくることができないのでしょうか。そういう保護者が相談に伺ったときに、ここに行けば相談することができますよというのが、はっきりと分かることがいいんですけれども、今の答弁だとちょっとどこに行っていいか分からないというのがありますので、その辺のところをしっかりとつくってほしいと思います。答弁ください。

- 〇議長(小林一広君) 永井健康福祉課長。
- ○健康福祉課長(永井芳夫君) 窓口としましては、健康福祉課健康係、それから地域福祉係、教育委員会の子ども支援係、ここが一番中心の部署というふうに思っておりますので、そちらのほうにお声をかけていただければ、必要な専門職、保健師であるとか、臨床心理士であるとか、精神保健福祉士であるとか、また社会福祉士、そういった者と併せて相談を聞き取らせていただくようにしっかりと調整の機能を果たさせていただきたいと思っております。以上でございます。
- ○議長(小林一広君) 以上で小林正子議員の質問を終結いたします。

◇竹内淳子君

○議長(小林一広君) 続いて、4番、竹内淳子議員。

〔4番 竹内淳子君登壇〕

○4番(竹内淳子君) おはようございます。

通告に従いまして、1点質問いたします。

防災対策の状況、災害時の避難所の整備状況、避難方法の周知について質問させていただきます。

今年は豪雨による災害が多数起きています。近くでは、福井県、新潟県と報道に触れるたびに令和元年の台風19号による千曲川越水による被害や避難状況が思い出され胸が苦しくなります。あのときはまず命を守ることが最優先で、何よりも避難行動が重要であるということを痛感いたしました。

そんな中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により予防のため9月4日の防災訓練が中止になりました。しかし、災害はいつやってくるか分かりません。様々な備えをしておく必要があると思います。

当町では、環境グランドデザインを策定され、防災・レジリエンス、災害に備える町にするという目標の下、様々な施策が検討されていると思います。行政がもしものときに備え体制を整えることは町民にとってとても必要なことです。住民の皆さんには災害への不安や避難所でのコロナウイルス感染への不安が町民の皆さんはあると思います。どのように対策が取られているかを町民の皆さんに周知されると安心につながります。

また、令和2年に講習会が開催されたわが家の避難計画を策定された方々も多くおられる と思います。その見直しや確認することで意識を新たにして落ち着いて避難ができ、避難所 での混乱も防げると思います。

しかし、そういうことも何かのきっかけがないとなかなかできない人が多いと思います。 災害に備えて行政と町民がともに備え災害に強い町にしていくために、以下3点お聞きいた します。

1点目として、防災対策としての流域治水や堤防強化、千曲川の堤外地農地での洪水被害 に備えるための施策の現状を伺います。

2点目は、避難所のコロナ感染予防対策、備蓄品、電源の確保についての状況を伺います。 3点目として、災害避難についての町民意識の啓発活動についてはどのような対策を考え ておられるかお聞きいたします。よろしくお願いします。

〇議長(小林一広君) 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長(大宮 透君) おはようございます。

それでは、竹内議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目、防災対策としての流域治水や堤防強化、千曲川の堤外地農地での洪水被害に 備えるための施策の現状についてお答えをいたします。

令和2年1月に国土交通省により策定をされました信濃川水系緊急治水対策プロジェクトというものがございますが、こちらのほうでは主要対策の進め方として、立ヶ花狭窄部上流の緊急的な堤防強化、これは現状行っているようなものになりますけれども、粘り強い河川堤防の構造をつくっていくという対策が1点目。また、下流から計画的に行う堤防整備や河道掘削。また3点目として、上流で洪水を貯留するダムや遊水地の整備といった河川におけるハード対策をフル動員しまして、各管理者が連携、調整しながら段階的かつ緊急的に対策を講じるということとしています。

小布施町に関係がある町内での進捗状況としましては、立ヶ花狭窄部での河道掘削の第1

期、こちら第2期が今後続いていくわけですけれども、現状では第1期が既に終了しまして、 現在は千曲川の左右両岸で堤防強化工事が実施され、令和5年度の出水期を目途として完成 を目指しているというふうに伺っております。

また、今後は中野市、飯山市等における遊水池の整備やさらなる河道掘削の実施が予定されており、令和9年度までに令和元年東日本台風と同規模の増水が発生した場合にも、越水の被害が起きないようなそういった状況となるというふうに伺っております。

国では、千曲川における整備事業と併せて沿川の自治体をはじめとする関係者を巻き込んだ流域治水の推進に取り組んでおります。この流域治水とは、河川管理に関わる全ての関係者が水害に備えて情報共有を日頃から図っていき取り得る対処というものを実行することで、流域全体で水害の発生防止に取り組むものを指します。町では国からの声かけ等もありまして、千曲川流域の市町村や河川管理者と定期的に会議の場を持ち水害等に係る情報共有を図るとともに、降った雨を水路に流す前にため込むことで河川や水路の増水を抑えるために、町内における雨水貯留浸透施設、貯水タンクのようなものですね、こういったものを積極的に整備してきているところになります。

千曲川の堤外地の農地の水害に対する備えにつきましては、堤外地という性質上、千曲川 が増水したときの水害の発生、これ自体を抑えるということは非常に難しいというふうに考 えておりまして、町では水害による農業被害が実際に発生した場合の備えとして、農業共済 の掛金の補助をほか市町村よりも手厚く支援をしているような状況になります。

また、土木事業者や災害復旧支援団体と連携協定を結びまして、発災時に即応できる体制づくりに取り組んできております。今後はJA長野小布施支所であったり農業農村支援センターと連携をさせていただきながら、増水時期よりも早く収穫できる果樹の品目等への更新というものを積極的に進めていくことが必要であると考えております。

続きまして、2点目、避難所のコロナ感染予防対策備蓄品、電源の確保等についてという ご質問ですが、町では令和2年度から3年度にかけまして新型コロナ感染予防対策として、 避難所運営のための備蓄品を整備してまいりました。また、令和4年度におきましても、さ きの8月会議でお認めいただきまして国の臨時交付金を活用した備蓄品の追加的な整備、ま た防災倉庫の整備等に取り組んでいるところになります。

備蓄品の主なものとしましては、避難所での仕切りを作るための間仕切りテント、また、 避難所環境の改善に向けた寝袋や折り畳み式簡易ベッド、アルミマット等を備蓄をしており ます。そのほか衛生面として、ハンドソープ、アルコール消毒、フェイスシールド、マスク、 また、車椅子対応のトイレ、トイレの浄化設備等を備蓄し、飲食関係として、長期保存の飲料水や食品、補助食品等を整備してきているところになります。

電源の確保につきましては、停電時に備えてガソリン式、カセットコンロ式、プロパンガス式等の各種発電機を各避難所のほうに備蓄をさせていただいております。

また、指定避難所のうち総合体育館及び栗ガ丘幼稚園につきましては、発電した電力を施設で非常時には自家消費できるような太陽光発電設備を設置しております。

なお、配電線を管理する中部電力さんと防災協定を結んでいまして、災害時には優先的に 避難所における電源確保であったりとか必要に応じて電源車の派遣をお願いすることを事前 に話し合っております。

最後に、3点目、災害避難についての町民意識の啓発活動についてというご質問ですが、町では令和元年の東日本台風災害を教訓に先ほど議員のほうからもありましたとおり防災訓練の見直し等を行いまして、地域の特性に合った災害状況に応じた訓練を進めてきております。訓練につきましては、新型コロナの影響で人数や内容を縮小せざるを得ない状況が続いておりますが、地震を想定した訓練に加えまして、水害、これは千曲川、松川ともに、これを想定した各地区での講習会の開催や防災訓練の実施を企画してきているところです。

特に、水害につきましては令和2年度以降の新しい取組として、先ほどもありましたとおりわが家の避難計画の作成講習会を毎年各自治会のほうで開催をさせていただいておりまして、令和4年度につきましても松川の浸水想定区域の13の自治会を対象として、その役員の皆様を対象に開催をしてきたところになります。

また、これとは別に土砂災害に対する備え、これを学ぶ機会として土砂災害警戒区域にある雁田、水上自治会を対象に、こちら9月4日に併せて実施を予定していたんですけれども、少し延期をさせていただきまして、年内を目途に専門家をお呼びした講習会を開催をする予定になっております。

また、これ以外にもコミュニティや自治会からお声がけをいただいて、ちょっと防災の取組について話をしいであったりとか、いろいろ周知をしてほしいというようなお声がけ非常にありまして、そういった場合にはその都度地区の総会や会議のほうに参加をさせていただきまして、町の防災対策に関わる取組についてご説明を申し上げてきているところになります。

今回の町報9月号でも防災に関わる記事、昨年も9月に掲載をさせていただいておりますけれども掲載をさせていただく予定です。町としましては、こういった対面での講習会や防

災訓練、町報等での情報発信の機会を丁寧に繰り返しつくっていくことを通じまして、災害 に対する意識形成を図っていきたいと考えておりますのでよろしくお願いをいたします。 私のほうからは以上です。

- 〇議長(小林一広君) 竹内淳子議員。
- ○4番(竹内淳子君) 今度の町報の9月号で詳しく掲載されるということで安心しております。今お聞きしていろいろ対策が取られているけれども、いろいろ進まないこともあるかもしれませんが、そういうことが事細かく町民に知らせられるとやはり町民は今の全てのことですね、避難のことだけではなく、今、堤防のこととか、いつぐらいの予定だとかいうことが、町民は割と私もそうですが町報で読んでも日々のことでまた忘れるというか記憶が薄れるということがありますので、先ほどおっしゃられたように再度細かくしていただくのがいいなと思っております。その中で、町報を割と読まない方とか母屋に届くので私のところには届かないとか、割と若い方たちはそういうことが多いんですが、LINEもよく見ている人が多いのでLINEで知らせるご予定はあるかということを伺います。

あと、コミュニティや自治会からのお声がけということは何件ぐらいありましたでしょうか。先ほどのわが家の避難計画についても講習会があったということですが、自治会のほうでそういうこが自治会の皆さんそれぞれに知らされているようなことがあるのかなというのがちょっと思っております。 2点お願いします。

- 〇議長(小林一広君) 大宮総務課長。
- ○総務課長(大宮 透君) いただいたご質問2点、お答えをさせていただきます。

まず1点目で、LINE等のいわゆる若い世代であるとか町報を読まない世代に対する発信ということをどう考えているかというようなご質問だったと思いますけれども。町ではLINEに関しては、やはりイベントであるとか、あまり長くなってしまってもなかなか読んでいただけないということもございますので、LINE自体で対策の状況であるとか、そういったことを事細かに発信をしていくということはなかなか難しいかなというふうには正直思っております。ただ、今町のほうで例えば町報をPDF化してホームページのほうに掲載させていただいたり、また、そういった防災に関わる取組に関してもホームページのほうで掲載をさせていただいたりしていますので、例えば現状こういうような取組をやっているよというようなことを簡単にLINEのほうでお知らせして、リンク先のホームページとかそういったところに飛んでいただくというようなそういった取組はできるかなというふうには思いますので、そこはしっかり検討していきたいと思います。

また、コミュニティや自治会にどのくらいの頻度で呼ばれているのか、そういったことが 具体的に何件あったのかというようなご質問ですけれども、今年度に関しては自主的にお声 がけいただいたのは2件という形で、コミュニティやそういった自治会の総会、また独自に 会議を開いていただいて、そこに呼んでいただいてお話をさせていただいたということがご ざいました。

また、それ以外にも全く別件の会で参加をさせていただいたんだけれども、そういった防 災の質問があった中で、こちらでそういったお答をさせていただいたという件も2件ほどあ りましたので、そういった機会を捉えてご説明をさせていただいているところになります。 以上です。

- 〇議長(小林一広君) 竹内淳子議員。
- ○4番(竹内淳子君) 今のLINEについては、ぜひともそのリンクをつけて、今LINE を見られるかたはリンクのところに飛ぶというようなことは割と比較的慣れている方も多い と思いますので、やはり情報を広く発信するということではぜひやっていただきたいなとい うふうに思います。

また、コミュニティや自治会から4件というようなことでしたけれども、またぜひお声がけいただいて、今回の町報にもありますけれども具体的に各自治会の方にも広く知らせていただくような形を進めていただけるようなことでしていただきたいなと思うのですが。

あと令和元年の19号のときの災害の復旧のときには、社協のボランティアセンターがとて も頑張ってくれたんですけれども、今回、ほかの地域ですけれども割と社協に任せっ切りに なって連携が取れていないというような声も聞こえてくるんですが、ちょっと質問事項には なかったですけれども関連で、今回社協のほうとの連携はどういうふうになっているのかな というのをお聞きしたいと思います。

- 〇議長(小林一広君) 大宮総務課長。
- ○総務課長(大宮 透君) 社協さんとの連携ということに関しましては、特に今やはりこの令和元年から見直しを取り組んできた事項の一つとして、いわゆる防災部局と福祉部局の連携というものをやっぱり強化していかなければいけないということで、今でも本当に1か月に1回、最低でも福祉部局と防災部局で会議の場を持っていろんな施策の進め方等々に関して意見交換また意思決定を図ってきているところになります。その中で、取組の一つとして今年からスタートしているのが、災害時支え合い名簿というような取組、また個別避難計画というものが今年から取り組ませていただいております。この個別避難計画というのは、今

までどういった方が本当に避難支援が必要なのかということを、町としてはつぶさにいわゆる色分けであったりと把握をしてくることがなかなか難しかったという状況があったんですが、しっかりと浸水想定区域内いる方で例えばなかなかご家族の支援も避難に得られないという方、そういった方を明確にこちらで把握をさせていただいて、そういった方は本当にいざというときには公助で支援をして避難をサポートしていくと、そのために事前に計画をつくっていくというようなものがございます。実際にこういったときには町だけでは例えば避難支援というものを行うことが難しいので、事前に社会福祉協議会さんともこいうった場合に車の手配だったりとか避難先としてのいわゆるデイ・ケアのデイサービスのセンターであるとか、そういったところを使わせていただくようなことのめあわせをさせていただいております。こういった避難支援の文脈でも今年社協さんといわゆる防災に関わる協定を結ばせていただいて、そういっためあわせをしているところになりますので、ボラセンも含めてそういった連携というものは取り組んでいければいいなと思っております。

また、ボランティアセンターに関しては、令和元年度のときにはいわゆる今の社協さんの 事務所がある健康福祉センターのほうを拠点とさていただいたんですが、移動の問題である とか、やはり役場との連絡、連携というところに非常に課題があったということで、例えば 実際に設置する場合には、この周辺というか役場周辺、北斎ホールであるとかそういったと ころも可能性があるのではないかというような検討も今してきておるところで、うまい形で 連携ができるような体制をつくっていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長(小林一広君) 以上で竹内淳子議員の質問を終結いたします。

◇ 小 西 和 実 君

〇議長(小林一広君) 続いて、7番、小西和実議員。

[7番 小西和実君登壇]

〇7番(小西和実君) それでは、通告に基づきまして、質問させていただきます。

コロナ対策新事業の在り方について質問させていただきます。

小布施町においてはこれまでコロナ対策支援の事業のとして、売上げ減少など一定の条件 に該当する町内の事業者を対象とした支援金の給付や商品券の販売など様々な事業を行って きております。今後の対策支援としては、11月から「みんなでおぶせ応援券」を発行し、晩 秋から冬の期間に需要喚起することを目標に事業を実施する見込みとなっております。行政 のほうからの説明では外貨を稼ぐと説明があったように観光客の購買欲を刺激することを目 的の一つとしているように見受けられます。しかし、コロナウイルス感染拡大による経済的 な打撃は観光業の事業者だけではなくあらゆる業種の事業者にも及んでおり、また、それは 町民一人一人の生活にも大きく影響を与えております。長野県内の経済情勢からも例えば家 賃の滞納による強制退去であったり、夜逃げ、また住宅ローンを支払えず自宅を競売にかけ られてしまうという世帯のケースが増加しているというのが現状であります。

昨日の信濃毎日新聞でもガソリン価格抑制のためにガソリン補助金制度について、これまで9月末を予定としていた期限を12月末まで延長するという方針を固めたと報道されました。 与党内部では来年3月までの延長を求める声もあるということで検討されるようです。

また、政府が物価高対策として住民税非課税世帯に対して1世帯当たり5万円の給付金を 検討していると報道されております。こういった国の制度以外にも、例えば須坂市では既に 新型コロナウイルス流行下での原油価格また物価高騰による子育て世帯の負担を軽減するた め、15歳以下の子供1人当たり3万円を支給することとして、小布施町が「みんなでおぶせ 応援券」を使う財源である新型コロナウイルス対応地域創生臨時交付金を財源として、児童 手当受給世帯に8月31日に既に口座に振込を行ったということであります。同じ財源を使っ ているんですが、使い方は様々ある中で実際に現金を給付しているという例があります。ま た長野市でもこの市議会の9月定例会に18歳以下の子ども1人当たり1万円を給付するとい うことで、特別給付金を所得制限を設けずに給付するということを検討しております。また、 それ以外にも長野市においては、住民税非課税世帯に原油価格高騰に対する支援として暖房 費の助成をするということを行います。近隣の市であったり国でも取組というものもこうや ってあるわけですけれども、小布施町全体のことを考えますとやはり町としても事業者だけ でなく小布施町に住む町民の皆さん全体にとって原油高騰や物価高騰が影響をしてきている 中で、観光の事業を中心に予算を費やすことというのがどれほどいいのだろうかなとあえて 問うわけであります。観光というところだけではなくて町民全体の生活を守ることを第一に 考えるべきときになっているのではないでしょうか。そういった中では、やはり生活保護世 帯、非課税世帯、そして子育て世帯の皆さんの支援に力を入れるべきときではないでしょう か。そこでお尋ねいたします。

1つ目は、現在の生活保護世帯の世帯数は幾つでしょうか。

2点目は、現在の非課税世帯の世帯数は幾つでしょうか。

3点目は、これらの世帯や子育て世帯に対する支援に力を入れるべきときではないでしょ うか。

4点目としては、以上のような問う内容からして、対象をやはり町民に絞って商品券を今後配布するということを検討していってはいかがかということを確認したいと思いますが4点お願いいたします。

〇議長(小林一広君) 新井副町長。

[副町長 新井隆司君登壇]

〇副町長(新井隆司君) 小西議員のコロナ対策の支援の在り方に関するご質問に順次お答え させていただきます。

最初に、1点目の当町の生活保護世帯数でございますけれども、本年8月末時点では13世帯24人となっております。

続きまして、非課税世帯数ということでございますが、これは多分住民税非課税世帯のことかと思いますけれども、現時点では町内約4,000世帯の2割約800世帯と把握しております。続きまして、生活保護世帯や住民税非課税世帯、子育て世帯に対する支援、または商品券の配布に関するご質問でございます。議員ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症は町民や事業者の皆様の生活や活動などに広く影響を及ぼしていおり、国による支援策のほか町でもその時々の状況に応じて独自の支援策を講じております。町民向けの支援といたしましては、国では令和2年度には広く国民を支援するため1人当たり10万円を支給する特別定額給付金を実施しています。その後は、ばらまきとの声を受けてかいわゆる生活困窮者や子ども向けなど支援対象を絞りまして、児童扶養手当支給世帯を対象に5万円を支給するひとり親世帯臨時給付金、令和3年度には住民税非課税の子育て世帯を対象に1人当たり5万円を支給する低所得子育て世帯生活支援特別給付金、また高校生までの子どもがいる世帯を対象に1人当たり10万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金、さらには住民税非課税世帯を対象に1人当たり10万円を支給する子育て世帯臨時特別給付金、さらには住民税非課税世帯を対象に10万円を支給する住民税非課税世帯臨時特別給付金などが実施されております。

また、令和4年度にはこの住民税非課税世帯臨時特別給付事業が計画されており、また本年度は新たに対象となった世帯に支援金が給付されております。このほか、ひとり親世帯やひとり親世帯以外で子どもがいる住民税非課税の方に5万円を支給する事業も実施されております。

今、国の支援策を述べましたけれども、こうした国の支援策に加え町でも独自の取組を行

っております。令和2年度には子育て世帯臨時特別給付金に1万円を上乗せしたり、ひとり 親世帯で母子、父子児童福祉年金が支給されている方に2万円を支給しております。さらに、 令和3年度には灯油の高騰を受けまして住民税非課税世帯等に5,000円の購入費助成を実施 しました。また、令和2年度、3年度の2年間は町外に居住している大学生等に1人当たり 5万円を支給する事業も実施したところです。さらに今年度に入りまして、物価高騰に伴う 支援といたしまして、小・中学校等の給食材料費の増額分を公費負担し各家庭が負担する給 食費を据え置いたほか、町内で上下水道を使用している一般家庭世帯や事業者の皆様の基本 料金の3期分を減免しているところでございます。このように、これまでも生活困窮者や子 育て世帯への支援は一定程度実施されていると認識はしております。

なお、先ほど小西議員からもお話ございましたけれども、政府は明日9日に物価賃金生活総合対策本部で物価高対策を取りまとめることとしておりまして、この中には、低所得世帯への5万円給付ですとか、地方創生臨時交付金の増額を盛り込む方向で調整しているとの報道もございます。新型コロナウイルスの感染症の終息の見通しが立たない中ではございますけれども、最近は以前のような事業活動の制限は限定的となっており日常生活も少しずつ戻りつつあると認識しております。

引き続き、町民の皆様の生活の状況や国の施策の動向を注視いたしまして、また先ほど須坂市とか長野市の事例もご紹介いただきましたけれども、ほかの自治体の取組なども参考に議員ご提案の生活困窮者等への商品券の配布も含めまして、時宜に応じた効果的な支援策を町としても検討していきたいと思っております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 小西和実議員。
- **〇7番(小西和実君)** 答弁いただいた内容に基づきまして再質問させていただきます。

小布施町はやはり観光という部分はアクセントとしてというか、町の魅力の中では非常に 小粒ながらもやはりスパ地として効果があるように育てていくべきところであるなとは思う んですが、やはり行政のやれることというのは限りありまして直接できることはほとんどな く、後方の支援であったりとかやはり事業者の皆さんに頑張っていただくということを基本 にしていくところなんだろうなとは思っているところではあります。もちろん町の支援とい うものも必要ですし、今そういう状態になっていると思うんですが。そんな中で当然町民の 皆さんに対しての支援というのは、直接、逆に行政はできるわけですけれども、そういった ところで、先ほどの把握していただいている数値、世帯数等教えていただいたわけですが、 このあたりのところの皆さんから実際に生活に関してのお声はどう伺っていますか、いろいろ把握されてしっかりいるのかなというのを改めてもう一度、当然今まで事業をやってった中でのアンケート等あると思うんですが、最近特に経済情勢が悪くなってきておりまして、ここ一、二か月等の町民の皆様のお声というのはどのような把握をされたのかなということをお尋ねいたします。

- 〇議長(小林一広君) 永井健康福祉課長。
- **〇健康福祉課長(永井芳夫君)** ただいま副町長のほうからこれまでの取組に様々のお話をさせていただきました。この効果ということでございます。直接受け取られた方々からアンケートを行うというようなことはこれまでもしてきてはおりませんので、具体的な数値的なものですね、それから、ご意見として具体的に把握ができている状況ではございません。

ただ、灯油の助成、それから子育て世帯に対するもの皆さんしっかりと受け止めていただき、特に灯油の助成については自ら手挙げと言ったら失礼なんですけれども、申請をしていただく形を取りましたけれども、かなり多くの皆さんが申し込んでいただいたということで、推測にはなってしまいますけれども、しっかりと受け止めていただき皆さんの生活を支えることができたんではないかというふうに理解しているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 新井副町長。
- ○副町長(新井隆司君) ただいま永井課長のほうからご説明ありましたけれども、個別具体的には把握しているといった状況はございませんけれども、やはりこういったコロナの状況ですとか物価高の状況というのは、ある意味全国広く影響を及ぼしているというところで、そういったところは連日報道があるというところで困っている状況とかそういうのは報道等そういったもので把握しておりますし、また、町民の皆様の声も機会あれば状況等そういったものは機会捉えて把握するようにして、困っていることがあったら何か支援できないかというのは検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長(小林一広君) 以上で小西和実議員の質問を終結いたします。

◇ 水 野 貴 雄 君

○議長(小林一広君) 続いて、2番、水野貴雄議員。

[2番 水野貴雄君登壇]

○2番(水野貴雄君) それでは、質問に入ります。

まず1番目としましては、小・中学校の学力向上対策のその後の取組状況はについて伺います。

令和3年12月会議において小・中学校の学力向上対策はの答弁で、小学校における学力不足の児童に対する補習対策については、授業中以外に定期的に復習問題の時間を取り基礎学力の定着に努めていること、個別補習は放課後にタブレット端末を活用した学習方法を考えている。一方、中学校では数学は通常と少人数学習を実施、3年生はT・T(チーム・ティーチング)を実施し、個別の学習状況を把握し細やかな補充指導を行っている。そのほかに高校受験対策として夏季セミナーなども開催している。

また、現在中学校の学力は県平均よりも七、八ポイント高い状況であり、英語、数学、国語の点数についても約70点近い点数を取っている生徒が半数以上いる状況であると答弁をいただきました。そこで伺います。

私のように税理士という事業をやっている立場から見ると、それは事業をやっている方は 大体同じような考えがあると思うんですが、社会人になったときに基礎学力である中学校の 成績が7割以上あると就職など様々な選択肢が生まれます。小・中一貫校に近い小布施町の この特殊な状況である特性を生かして学校現場は大変かもしれません。今の現状なぜか、コ ロナ、タブレット、今までにやったことがないことをやる、不登校が多い、いってみれば学 校での何かの非常時がちょっと入っているかもしれません。ですから先生方は現場では大変 ですが。小布施町の子どもの大半が、これは私の希望です、まずこれは全国ではないと思い ます、大半が7割以上の成績を獲得できる教育方法がないのか。教育方法として小まめな補 習以外、前回答弁していただきました小布施町としてはすばらしいことをやっています。た だそれではまだちょっと足りないのかな、なぜか。中学校3年生の基礎がほとんどできてい れば、そんなに社会に出て驚くことはないと思うんです。高校、大学は行きたい人が行けば いいという。なぜ義務教育で中学校までこれだけ国が力を入れてやっているか、それは基礎 学力を十分にやり理解してもらいたいから明治何年からやっているんじゃないかなと。ここ には書いていないんですけれども、新聞によれば学校をつくったときには600人に1学校だ そうです。今は6,000人に1学校なんですね。あの当時、すごい教育については考えがあっ たんじゃないかなと思います。それは別問題ですけれども。

例えば、小学校5年、あとは4年でもいいんですけれども、さらに言えば中学校2年、そういう境の時点で、その子の特性に合わせた特別補習そういうものはできないのか。憲法上もありますね、教育を受ける権利は能力に応じて受ける権利と明記しているんです。全て同一ではないわけですね。ということを考えれば、やはり前回答弁していただいたものをさらに深めて特別な講習など行う考えはないのか伺いたいと思います。よろしくお願いします。

〇議長(小林一広君) 山﨑教育長。

〔教育長 山﨑 茂君登壇〕

〇教育長(山﨑 茂君) ただいまの水野議員のご質問に答えます。

令和3年12月会議の答弁と重なる部分はありますが、まず今年度の小学校の学習においてですが、特に低学年からの積み重ねが基礎となるのは、教科の中では算数の学習になります。授業の中では以前に学習した内容について振り返りながら確認をした上で新しい内容の学習を進めていくような授業の展開を行っています。また、定期的に復習問題の時間を取るなど基礎となる学力の定着に努めています。算数は基礎学力に個人差が生まれがちですので、3年生、5年生、6年生については少人数学習を行っています。昨年度はクラスをどんどんコース、じっくりコース、理解の早い子どもたち、それから理解に時間を要する子どもたちの2つのコースに分けて、別々の教室で学級担任と少人数学習担当教員がそれぞれ授業を行っていましたが、本年度は授業の中で子どもたち同志の学び合いを重視し、教え合うという形を大切にして主体的で対話的な深い学びを生み出す目的で、習熟度に捉われず1つの学級を2つに分け授業を行っています。昨年度、放課後の時間を生み出し補習学習の時間をどうにか生み出すことはできないか学校内で話合いをしましたが、限られた日課という点もあり、また学校内でやはり読書の時間は大事にしたいということもあって、読書の時間を削ろうという意見もあったんですけれども、やはり読書の時間は大切にしたいという意見がありまして、今年度は従来の日課のままになりました。

中学校では日頃の家庭学習の取組状況をしっかりと把握し、個に応じた補充指導を1学年から3学年まで実施するようにしています。提出されたノートやプリントからつまずいているところなどを担任や教科担任が把握し、朝、休み時間、昼休み、放課後に個別に指導したり、授業でさらにその部分を重点的に補充指導をしたりしています。

また、学習支援ボランティアによる放課後学習を実施したり、学力に不安のある生徒に対して、担任や教科担任による個別指導を実施したりして学習内容を定着させ学習意欲を高められるよう努めています。英語、数学については学年に応じて通常コースと基礎的な学習を

重点的に行うコースとに分けて少人数学習を実施したり、やはりチームティーチングによる 指導を継続して個別の学習状況に応じて今年度も対応しています。

また、教育委員会の事業として、中学3年生を対象に高校受験対策として進学会による学習支援セミナーや中学1年生を対象に夏季セミナーなども継続して開催しています。これらの取組の成果として、高校受験や全国学力調査において大変よい結果にはなっています。

議員ご提案の小5、中2の時点で子供の特性に合わせた特別講習や長期休業、土曜日等を 活用した講習など現在の学校の教育課程のままでは個別の補習時間を取ることはなかなか難 しいのが実情です。

しかしながら今年度からタブレット端末が1人1台利用できる環境が整いましたので、タブレット端末の活用等によって一斉学習だけでなく個に応じた学習が日常の中で行われるようになってきています。さらにご指摘のように効果的な活用方法を考えていきたいと思っています。

以上です。

- 〇議長(小林一広君) 水野貴雄議員。
- ○2番(水野貴雄君) 大変ありがとうございました。

前回も答弁と同じように習熟度に捉われず1つの学級を2つに分けてとこれはすばらしいと思います。ですがこれは何年もやっていて効果はどうなのかというのが一つはあるんですね。2つの学級に分けるということは、分け方はどうしているかという。例えば小学校1年生は、4月に生まれた子と3月生まれた子は全く1年違いますね。それが小学校6年までいってるんですね一部の人が、かと思うんですね。ですから、すばらしい学級2つに分けてT・Tやっている、習熟度に、僕は本来なら習熟度に分けて徹底して国語、算数せめてそれを、国語力がなければ数学力もない、なぜか。試験問題の解答のその解いていることが分からない、分かれば簡単に解ける、なぜ解けないか、言っていることが分からない、それはなぜか。国語力が低下しているのかな。私は勝手にそう思います。

ですから、再度ここで質問しているのは、国語そして算数せめてそれが夢物語の一つですけれども、点数でいえば7割近いそういうものが小学6年生卒業時に取れていれば中学校に行ってもその継続でいけますから。例えばこれは差別の言葉にはなるかもしれませんけれども、5割しか取っていない生徒が中学校に行って7割8割そして希望校に入るというのは、それは努力すればできないことはないと思います。ただ、今教育長言われたように、基礎力がほとんどできていればそんなにつまずく必要はないんじゃないかな。ですから、いろいろ

やっている成績表もいい、確かに小布施中は前回の答弁でも偏差値がよくて地元のすばらしい学校に行っている、それはいいと思います一部の人間にしては。ですから、再度くどいようですけれども7割近く取るには先生方がよく考えて。ただ私ここで皮肉を一つ言えば、なぜ運動は土曜日、日曜日休み徹底してやっているのか、なぜ学力については土日休みやらないのかやれないのか。ここがこの質問とははしょりますけれども分からないですね。徹底して運動は土日やる、夏休み冬休み関係ない、早朝、遅れた朝、夜、それだけ継続して継続してやっているからそれだけ力がつく。ということは学問も能力も同じじゃないか。であれば、これから部活も学校の先生じゃなくて地域の方たちの応援を受けてやるんであれば、その時間が少しできないか、それを学力のほうに向けてやれば小布施町は長野県下でも全国でも誇れる支援学校を卒業した生徒たちが誇りを持って、そういう生徒を育て、できないか。それは小学校1校中学校1校。僕の50年前の時代は幼稚園、保育園はそんなになかったです。小学校は2つ中学校も2つばらばらですね。というか今は小学校1つ中学校1つ、幼稚園保育園もほとんど完璧100%行っているということは、10年間1人の人間を育てるという観点からみれば、僕らの時代とは全然ちがうことができないのかなって思います。ですから、習熟度これはありますけれどもさらに突っ込んだ補習はできないのか、再度お願いします。

〇議長(小林一広君) 山﨑教育長。

○教育長(山崎 茂君) 1つの学級を2つに分けるという方法はやはり30名いれば15人15人、例えばの例ですけれども1から15の名簿の子、それから16から30の名簿の子というような形で本当に2つに分けます。その少人数の中でさらにグループ学習も進めていきます。子どもたちは今までどちらかというと一斉学習の時間帯のほうが長かったので受け身の授業のほうが多かったんですが、今年度からこういう形式を取り入れていくのは、やはり少人数になることによって対話が増えますし、今まで受け身だった子どもも授業の中で様々な場面で参画できるんですね。それは自分の思いを言葉にするということの経験を積むことができますので、確かにご指摘のとおり教科学力というものはひとつ大事なものだとは思いますが、学力は教科学力一つではありませんので、例えばこれからいろいろな情報を収集して、その情報の中から自分にとって何がよいのかというのを選択する力も大事な学力の一つだと思います。そういう総合的な力をこのようにいろいろな子どもたちが集まることで、いろいろな角度から意見が出ますので、その情報から自分はこういうふうに考えていこうとか、そうかこういう考え方があるんだなということを子どもたちに身につけていきたいという願いでこのような形式に今変えて小学校、中学校取り組んでいますので、その成果というのはまだこれから

になると思いますので、子どもたちの状況を見ながら、水野議員のおっしゃるところも大事 に考えながらまた学校内でも工夫していきたいというふうに考えています。

以上です。

〇2番(水野貴雄君) 次の質問に入ります。

2番目、まちづくり委員会の今後の活動は。

実は、私も議員になる前1年間ほど教育と福祉の委員に一応手を挙げてなりまして少しはかじりました。ただ、議員になったということもあって議員の立場と町民の立場の自分でも疑問に思いましたから1年で辞めました。そこで感じたことがあったんですね。その当時は町とまちづくり委員会の協定どうのこうのは全く知りません。まちづくり委員会なので町民が自主的につくっている団体と思いました。それで質問なんですね。

委員会発足後10年以上が経過し、発足当時と現在の活動状況は変化していると思います。何事も10年で1回見直さないと駄目かなというのは全て思います。ただ、今は10年、15年じゃなくて、それが5年ぐらいに短くなっているような時代になっています。全ての面が10年の計画が5年じゃないともう成り立たない。まちづくり委員会はどうかはまた別ですけれども。当初は、これは予想ですけれども、たくさんの町民有志が関わり様々な提言や活動を行ってきたと聞いています。ですから、これはすばらしい全国でもやはりまちづくり委員会なんていうのはなかなか少ないです。僕も地元で町長に提案しましたつくってくれって、これは20年前ですけれども、でもできませんでした。現在、当町では5部会が活動をしていますが停会している部会もあると聞いております。確認はしていません。まちづくり委員会の見直しの時期に来ていると思いますから以上を踏まえて伺います。

1、事務局を職員が兼務しているようですが町民有志の団体です。行政としての立ち位置はどうなっているのか。協定書は読んでいないので、一応この当時をふまえこの質問になります。現状5部会に1職員の配置で、月1回以上勉強会をされているようです。町民の自主性を重んじ職員の関わり方を考えるべきではないかと私は個人的に思いました。町の見解を伺いたいと思います。

〇議長(小林一広君) 益満企画財政課長。

[企画財政課長 益満崇博君登壇]

○企画財政課長(益満崇博君) それでは、水野議員の2つ目のご質問にお答えさせていただきます。

まず、まちづくり委員会につきましては、暮らしやすく住む喜びのある町民主体の自治に

向けてより多くの声の集約等、町民が持つ知恵や力をまちづくりに生かすことを目的に平成20年4月に発足し、町と協同の原則、役割と責務、相互の連絡調整などを定めたパートナーシップ協定を平成20年5月に締結をいたしました。

まちづくり委員会の発足は、平成17年の第四次小布施町総合計画・後期基本計画策定の際に約150名もの町民の皆さん参加し、住民参加と町民相互のコミュニケーションの場、町民会議創設の提言がございました。これを受けまして、平成18年8月町民会議設立検討委員会を立ち上げ、今後の小布施町のまちづくりをどう進め町民がどのように携わっていくかについて議論を重ね、当時、議員や自治会長の皆さんにもお声がけさせていただき、参加をいただきながら検討してきた経緯がございます。

まちづくり委員会の会則には運営委員会や各部会などの組織や役割などを定め、また細則では委員や組織、会議運営など運営に必要な事項を、また予算編成や会計の運用ルールにつきまして会の皆様の協議により定められ、また各分野の課題検討ですとか活動する部会として、現在では安全を考える部会、環境を考える部会、福祉を考える部会、交流を考える部会、また教育を考える部会と5つの部会、それとまちづくり委員会の活動に係ります広報・広聴に取り組む広報委員会で運営が行われております。

まちづくり委員会の取組で、これまで青パトの効果的な活用やタクシー利用補助による高齢者の移動支援、そしてコミュニティスクール導入の検討など7つの提言をいただきました。また、提言をするだけではなくそれをご自分たちで実行する、例えば現在も継続をいただいておりますけれども、子どもの下校時に青パトによる巡回、見守りの実施ですとか、以前では可燃ごみとして回収される生ごみの提言を目的に、給食センターや町内店舗の生ごみを自分たちで回収され堆肥化するというような活動も行っていただいておりました。まちづくり委員会が先ほどの平成20年に発足し今年度で15年目の活動ということで迎えておられます。

ご質問のまず、まちづくり委員会における町の立ち位置につきましては、先ほどのパートナーシップ協定に委員会と町、それぞれの役割と責務について定められており、町にはまちづくり委員会活動に必要な情報提供や関係職員の派遣、活動に必要な専門家や有識者の派遣、会議室等の提供や広報など9つの役割と責務を定め、また、相互の連絡調整を円滑に行うために町に事務局を設置することを定めております。さらに会則では、事務局の役割として委員やイベントの参加申込みやお問合せの窓口として事務局に役割を置き、また会議日程の調整や会場の確保、各種団体等との連絡調整、通知や資料等の印刷、発送などを定めておりますので、それに基づいた事務局の業務を行っております。

2点目にいただきました職員の関わり方を考えるべきではないかとのご指摘と町の会計についてのご質問でございますが、町事務局として職員の関わる役割いつきましては、先ほど申し上げましたとおりでございますが、以前は会議通知を職員が配達したり、あるいは会計事務やチラシ等の仕分け、講演会準備あるいは議事録作成など事務局職員の負担という部分についてもございましたが、委員会の中で職員負担の軽減ですとか自主的な運営についてご検討いただき、例えば通知をメールにしていただいたりとか、会計もルールを定めて委員会の中で出納管理をしていただくといったこと。あるいは講演会の講師との連絡調整などもご自分たちで行っていただくなど、会議室の空き状況の確認や予約あるいは日程調整、問合せ窓口など、役場事務局で行ったほうが効率的であるというような場合を除きまして、自主的な運営を行っていただいていると考えております。

町といたしましては、協定等に基づきましてまちづくり委員会の活動の自主性を尊重しながら支援をさせていただき、それぞれの明確な役割の下、協働のまちづくりに連携し取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 水野貴雄議員。
- ○2番(水野貴雄君) それでは、再質問に入ります。

まちづくり委員会の趣旨は僕も大賛成です。これはやっぱりすばらしい。それは我々議員の立場とは違う町民の有志が集まってやる。ただ、ここに長くいる人は分かるでしょうけれども、まちづくり委員会だと町とすごい関わりがあるような錯覚を私しました。これが町民がやっているのか、町がやっているのか、合同なのか分からなかったんですね。新たな協定というものを見に行けばよかったんですけれども。本当にまちづくり委員会は有志だけでやっているのか、これだと私すばらしいんですね。ですから、町の立ち位置がちゃんときちっと線を引いていないと勘違いすることがないのかな。ただし平成20年ですと、もう15年たちました。今、検討で見直さない、15年たっても何も見ないのか。それは、いい悪いは別としてやはり今の現状に合うのか合わないのか。それは、先ほど言ったように10年の期間が今は5年で見直さなきゃならない期間、15年を置いてそのまま置くというのは果たしていかがなものか。

まちづくり委員会は僕は否定はしていません。応援をしたいです。ただ、その場合でも、 町との役割、どうなのか。本来町民有志の任意団体の委員会であれば委員会が単独でやるべ き。ですから、当初はパートナーとして協定結んだけれども、これは今後続けるべきなのか。 見直すことないのか、それはやはりやるべきじゃないかと思います。僕ももしまちづくり委員会に入っているならば、誇りを持って町に提案したい、不可能可能は別です。それは、町民有志でしゃべっているからです。町と関わっていたらこれ全然意味がないですと私は考えます。ここのやはり方は分かりません。町と関わりないから言えるそういうやはり委員会なら僕は自信を持って入っているよと、こういうことしているよと人に言いたいんですけれども。何かその辺がちょっと私自身は疑問に思うんで、再度パートナーシップの協定について見直す考えはないのか伺います。

- 〇議長(小林一広君) 益満企画財政課長。
- **〇企画財政課長(益満崇博君)** 水野議員の再質問にお答えさせていただきます。

時間、発足当時先ほど申し上げましたが、平成20年から15年もの長い期間を取り組んでい ただいているということについては、本当、継続するということは大変なことだというふう に思っておりますし、その活動が続けているということに対して、本当に感謝と敬意といい ますか持っております。また、我々も先ほど申し上げましたとおり、事務局としてまちづく り委員会のそれぞれの運営委員会ですとか会議、あるいはイベント等に一緒に取り組まさせ ていただいて、我々職員としても先ほどありましたように事務局の役割はございますけれど も、一緒に取り組むことでいろいろ学ばせていただいくことも多く、また住民の皆様の議論 ですとかあるいは対話の中で、若い職員がそこに参加することによってより住民の方々の考 えですとか、こういう課題があるんだとか、そういったところを学ぶ機会にもなっているん ではないかと思っております。そういった意味からもパートナーシップ協定がということで はなくて、住民自治の視点からも非常に住民の皆様の主体的な活動に対して町の役場職員が そこに加わって一緒に議論する対話するといったことは、非常に職員としても大事なことだ と思っておりますので、活動の中でいろいろな課題がございますけれども、そういったとこ ろはまちづくり委員会の皆様と我々事務局のほうで相談をさせていただきながら今後もより よいまちづくりに共に協働で進めていきたいというふうに考えておりますので、そういうお 話があれば、また一緒に考えてまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願い いたします。

- 〇議長(小林一広君) 水野貴雄議員。
- ○2番(水野貴雄君) はい、分かりました。

後は、僕の福祉委員会のほうには時々エンディングノート今までも200冊個人的には買い ました。そこで窓口に行って役場の職員もその都度対応するんで、これ結局役場の時間内で やっているから役場の業務の時間内なんですね、細かく言いますと。これ時間外なら私何も言いません。時間内でやっている2つの仕事、これはいかがなものかとは多少思いました。ですから、役場の職員の方は大変です。仕事しながらまちづくり委員会の応援もしなければならない。ただその場合あくまでも、これは課長のほうで言ってもらいたいんですけれども、言うかどうかは要望ですけれども、再質問の中の要望はあり得ないと思うんですけれども。役場の職員は、あくまでもお手伝いであって100%まちづくり委員会はまちづくり委員会、自分たちはあくまでもゼロ%関わっているけれども関わっていないという気持ちはやはり持ってもらいたい。役場と一緒の協働じゃないよというその認識をやはり、今回私が福祉行って1年たって今年2年目の方なんですけれども大変だなって思うんですね。それはやはり勘違いしないであくまでもまちづくり委員会が主で自分たちは関わっているけれども、関わっていないという意識はやはり持ったほうが僕は後々いいのかなと感じます。これは再質問ではなくて要望です。

すみません。次に入ります。

3番、河川敷内の農地利用について伺います。

台風19号が来た年の近くに私もここに引っ越してきました。災害がない町として考えていたのですが、大変な災害でした。それで台風19号や昨年の8月の大雨により農地が被災し、その都度町で排土を行ってきました。近年、予測もできない気象庁でも予測ができない災害が頻繁に発生してきており、台風等による災害の規模が予想できなくなっているような状況だと思います。堤外地農地は優良耕作地と伺っていますが、河川敷内の農地の今後の耕作については町はどう考えているのか。私が初めて小布施町に来て歩いたときに桜並木いろいろ観光で回りました。びっくりしたのは河川敷内に何でこんなに大きな農地、観光地があるのか、水害になったときどうなるんだろうなと単純に思いました。こんなに橋から見ていて砂がたまっていて、これ1日に3日分、今は3日で1か月分、1,000ミリメートルぐらい降っちゃう、そしたらこれあふれ出ないのかななんて単純にその当時思いました。そして、この河川敷内の農地が、これからどうなるんだろうなという。今まで100年ごと、50年ごと、30年ごとだったと思いますけれども、人に聞いた話では、30年前にすごい災害になったと聞きます。ただ、ここのところは毎年毎年、今年は山形、新潟、福岡、去年は南、北、いつもこの地域では災害ですごい、今までの予想以外、一般的に言い方悪いですけれども想定外。これ想定外じゃないんですね、想定していいんですね。でも想定外で全部入れてってしまう。

ですから、これから河川敷内の農地、耕作については私は別に否定しません。ただ、この

ような状況の中で、いろいろ河川敷がああいうふうになったというのは全国でもなかなかない地域なんで、歴史的な背景は分かりません。ただ、あのまま河川敷内の農業が継続できるのかな、私みたいな経営の立場だと疑問に思っちゃう。ここだと20年、30年続けることの瑕疵は考えなくていいのかなという。そういう場合町としては、どのような支援、今後について考えているのか伺います。

〇議長(小林一広君) 宮﨑産業振興課長補佐。

〔產業振興課長補佐 宮﨑貴司君登壇〕

○産業振興課長補佐(宮崎貴司君) それでは、水野貴雄議員からいただきました河川敷内の 農地利用についてのご質問にお答えいたします。

千曲川河川敷内の農地につきましては、増水によりまして度々大きな被害を受けております。ご質問にもありましたとおり、近年では令和元年10月この台風19号の災害によりまして、流木、生活ごみなどの漂流物や堆積土で収穫前の果樹を中心に大変大きな被害を受けました。その後も大雨による増水を2度経験しており、昨年は令和元年ほどではありませんでしたけれども、大島地区を中心に増水による大きな被害を受けまして、復旧作業を終えたところでございます。

河川敷内の農地の面積は、農地台帳上ではありますが195へクタール、共有地などで農地台帳に記載されていないものを含めますと200へクタール程度になるんではないかというふうに考えております。品目は主にリンゴ、桃、ネクタリン、栗等の果樹を中心に野菜なども栽培もされております。

河川敷の農地の今後の耕作につきましては、基本的には個々の農家の皆さんのお考えを尊重しながら継続できるよう支援をしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。河川敷内に農地をお持ちの農家の皆さんは、ここ数年毎年のように増水に見舞われて、大変な思いをされておりますけれども、先祖代々守り続けてこられた大切な農地、私有地も多くて、また河川敷内の農地が経営の中心でいらっしゃって生活の糧とされている方も大変多くいらっしゃるというふうにお聞きをしております。

町としましては、先ほどの竹内議員のご質問の際に総務課長から申し上げましたが、あってはなりませんけれども、万が一の際の備えといたしまして農業共済掛金の補助を手厚くさせていただきますとともに、さらに今後はリンゴであればシナノリップ、プラム類であればソルダム、大石などの振興果樹、桃、ネクタリンの早生種など増水の時期の前に収穫できる品目への更新というものをJA長野小布施支所や農業農村支援センターなどの関係機関と連

携をしながら、より一層進めていく必要があるというふうに考えておるところでございます。 一方で、ほかの所に農地を求めたいそのようにお考えの農家に対しましては、個別にはなりますけれども農地バンクなどを通じましてそのお手伝いをしてまいりたいというふうに考えております。

大切なのは、遊休農地、荒廃農地が増えたり、そこの荒れた畑から病害虫が発生してそのエリアで果樹栽培をしにくい状態をつくってしまうそういうところでございます。こういうことを避けるために進めてまいりたいと思っておりますが、農家によっては農作業の都合でありましたり、あと収入の確保のためにリンゴであればフジとかシナノゴールドといった晩生種をどうしても栽培させなければいけない方もいらっしゃいます。ですから、河川敷内の農地につきましては、できるだけ災害の前に収穫できる品目に。堤防で守られました堤外地にあります農地につきましては晩成種を栽培するなど、そういった農地の使い分けによりますリスク軽減を図りながら河川敷内農地における耕作の継続を支えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 水野貴雄議員。
- ○2番(水野貴雄君) それでは、再質問に入ります。

確かに、河川敷内の農地についてはこの小布施町の歴史を見れば非常に難しい、私が言ったからってなるわけではない。まちだけでもできない。農家の方は耕作は個人ですから個人の自由。でも、これは国が絡んでいることもあるんじゃないかな。ただ、今のままでいいのかと思うと、やはり僕みたいな仕事している立場からみればいいのかなって。ですから、町でもない個人でもない国でもないじゃなくて、やっぱりこれはこのまま20年、30年継続するんであれば、やはり総合的にどっかでやっぱりチェック、考え、要望、代替地があるのかないのか、確か200~クタールある、それを川のこっちにつくれるか、そんな簡単ではない。でもこのままでいいのか、農家の方は大変です。共済も3倍から10倍になってくる。毎年毎年災害が起きたらその都度災害共済で間に合うのか、とても間に合わない。そうすると町がその都度補助していくしかない。それも農家の方に対しては失礼な言い方かもしれませんけれども、30年ぶりだったらまた別にいいと思います。これが1年後、2年ぐらいずつならば、それは全然違う状況になってこないのか、やはりそれは町としても農家の個人の耕作者もそれは考えないと、災害来たから廃土するからいいんだではどうなのかな。それは農家の人に対しては失礼な言い方なるかもしれない。けれども一町民としてはそれでいいのかな。そん

な判断は難しいです。再質問求めても回答はないかもしれませんけれども、やはりそういう 災害がなければいいんですけれども、こういう下手をすれば毎年毎年来るか来ない分からない、2年後と5年後と分からない。でもそれは想定外じゃないですね、想定しておかなきゃならないというふうになってきた場合には、やはり産業振興課としてもどうなんだと。窓口になって引っ張っていくというのは難しいかもしれませんけれども、やっぱりちょっと考えていかなきゃならない。農家の方にぶん投げんではこりゃ無理です。でも、それを農家と国と町と、町の方は大変でしょうけれども、それもしていかないと。せっかく200~クタールのやつがある、先祖代々何百年も続いている、確かに分かります。私も15代続いていますから、すごい土地を持っていました。でも東日本震災で

- ○議長(小林一広君) 質問途中ですけれども、水野議員に申し上げます。 質問に徹していただきたいと思います。
- **〇2番(水野貴雄君)** 大変でしょうけれども検討することも考えていただきたいと思います。 答弁ができなければ別に要らないです。

以上で終わります。

- ○議長(小林一広君) 答弁求めるんですか。
- ○2番(水野貴雄君) いえ、求めません。
- ○議長(小林一広君) 以上で、水野貴雄議員の質問を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。

再開は午後1時の予定です。再開は放送をもってお知らせいたします。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

〇議長(小林一広君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 寺 島 弘 樹 君

〇議長(小林一広君) 順次発言を許可します。

続いて、1番、寺島弘樹議員。

[1番 寺島弘樹君登壇]

○1番(寺島弘樹君) それでは、午後一番、私のほうからよろしくお願いをしたいと思います。

質問の冒頭に当たりまして、くしくもといいますか、今朝のNHK番組、朝7時から、私もたまたまでしたけれども、NHKで市民による政治参画、そういったものが放映されていましたけれども、何かご覧になられた方いらっしゃいますかね、いらっしゃらないかな。実は、東京に今武蔵野市という、これは非常に市民参加が昔から、何ていうんですかね、高いというか、その意識高い、そんな武蔵野市において、くじ引による政治参加、そんな特集というか、そんなものが放映されていました。どういうことかと言うと、市民の政治、行政に新たにそのくじ引というんですかね、今までやって、市政だとかそういったことにあまり関心が向かなかった方に、ある一種の召集令状とは言わないんですが、招集通知みたいなものが来まして、それに参加することによって、若者から始まってあらゆる世代からの需要喚起というか、行政への関心が高まったと、そんなようなちょっと放映内容だったと思います。

さて、じゃ、今回私のほうからは住民参画、これについて、リアルとオンライン、これを 両輪で参加をしたらというようなことで提案をさせていただきたいと思います。

住民参画、住民参加型の今回の提案については、2020年3月ですか、私のほうから事業評価と絡めて質問させていただいた経過もあります。私、8月に知事選が行われたわけですけれども、その中で、阿部守一さんが今回のその公約に当たって何を公約にされたか、皆さんもご記憶にあるかと思いますが、県民参加型予算、これを公約の中で打ち出されておりました。新井副町長も初めてですね。ぜひまた阿部知事のこういった県民参加型予算、そういった手法なり、その辺についてはまた私どもも含めて、またぜひいろいろな情報等お持ちでしたら、ぜひ伝えていただければ幸いかと存じます。また、私も一議会人として、こういった県民参加型予算についてのその手法、この辺は注目してまいりたいかなと考えている次第です。

今回の住民参画をリアルとオンラインの両輪でというようなことで提案をさせていただいたんですが、特に、小布施町というのは基幹自治体であるということから、暮らしに身近なテーマ、あるいは課題に対処していく自治体ではありますが、恐らくは別に、少しばかり国政・県政とは違ったニュアンスといいますか、役割も多少異なるのかなと思いつつながらも、基本はやっぱり住民、町民に直結をする、こういった事業執行については、常に活性化とか、

不断の事業見直し、そういったものが必要だと常々考えているものであります。

私も議員になって3年になるわけですが、こういった町における予算編成をはじめとして、 もろもろの事業執行、政策、計画もの、いろいろ拝見といますか、関わってきたわけですけ れども、一つの手法として、パブリックコメントと言われる、パブコメと言われる手法等も 採用しながら、それぞれ町においては多様な意見を聞き取る、そんなご苦労、あるいはご努 力があったということは重々承知をしているわけです。

一層小布施町をよくする、より活性化する活動へ、これからも求められる中、住民の声を 丁寧に政策、あるいはいろいろな事業に反映をしていく、そういったことはますます必要な のかなと考えている次第です。そういったことから今回、住民参加をリアルとオンライン両 輪でというようなことで提案をさせていただくわけです。

私なりの問題意識といいますか、大変そんな言葉でいけないんですが、やはり、まだまだこういう小布施町においてもいろいろなやり方もあろうかとは思います。例えば今、私の後ろで議会傍聴席もあるわけですが、なかなかふだん、こういう傍聴席に傍聴される方がなかなか増えていかない、少ないと、そんな傾向があったり、平日・夜間も含めていろいろ会議が開催をされていくわけです。その中で特に、高齢者等の属性といいますか、なかなか若い方がどのぐらい参画できているのかというのは、やはり私も常々疑問に感じているところです。特に、これから次世代といいます若い世代の声、これを十分に聞き入れていらっしゃるのかどうか、それについてはやはり、日々これからも検証していくことではないかなと感じているわけです。

若い方については、ソーシャルネットワークといいますか、SNS等々によって、小布施町の町政に関心のある方について非常に積極的な意見をいただいている。あるいは今回、町長の公約であります湯治場に関してもそうだと思うんですが、小布施バーチャル会議とか、いろいろ工夫はされていらっしゃると思います。

従来のパブコメの拡大版として今回私もお話をさせていただくんですけれども、新たなといいますか、追加的なその経路での住民参加、事業アイデア、こういったものをぜひプッシュをしていただきたいというようなことから、小布施町に住む人はもちろんですけれども、東京小布施会とか町出身者の方、あるいは応援してくれる人、関係というような言葉でもありますけれども、そういった多様な町民の皆さんの声をぜひ反映をする、一つのオンラインツールでありますそのプラットフォーム、皆さんにはちょっと通告の中で、3ページ目ですかね、お知らせをしてあるかと思いますが、ちょっとこれ拡大版で今日、事務局のほうで用

意をさせていただいたんですが、こういったオンラインのツールを使いながら、住民参加型 の合意形成に向けたプラットフォーム、こういった手法の実施をぜひ提案をさせていただき たいと思っています。

まず、具体的には、まずフォームというものを、これはオープンソースの中でそれぞれあるわけですけれども、このフォームを活用して、まず、ちょっと見にくいかどうかあれなんですけれども、皆さんの手元にも行っているかと思うんですが、まずはそのオンライン上でのやり方をちょっとお話し、私なりの考えたなんですが、オンライン上で、例えばある、例えば事業を執行していきたい、また、次にはこんな事業も知っていきたい、やっていきたい、つくりたいみたいな、そういった募集テーマをそれぞれ、こちらのほうからといいますか、こういうフォームの中に入れ込むわけですね。それぞれ、例えば町民の方、あるいはその関係する人々がそういったオンラインの中で、Aさんについて、これこれこんなこういう仕事もいいんじゃないとか、こんな提案はどうなんでしょうかみたいなことをそれぞれ提案はしていただくと。

それについて、SNS上ではありますけれども、いいねとか却下とか、これはちょっとゲーム感覚にはなりますが、そういったオンラインによるそのツールというかフォームの中で、これは先行事例も、もちろん皆さんの中ではもう既にご存じかと思いますが、先行している自治体もあるわけですね。日本の中では、兵庫県の加古川市だとか京都の与謝野町とか、そういったところもあるんですが、そういったツールを使って、非常に市民・町民の行政に参画する、そういった意識が高まっているというような報告がされています。

ここのメリットといいますかは、皆さん自由に意見を投稿していただくと、意見を言った人に対して必ず、やっぱりフィードバックが行えるわけですね。パブコメとの違いというのは、パブリックコメントというのは、どちらかというと行政側が町民に対して、皆さんに対して何か意見があった場合には意見をくださいというような、どちらかというとやはり一方通行的なものではありますが、こういったフォームを使うことによって、自由に投稿して、自分が言ったことに対して、例えば町の職員だとか、あるいはその他大勢の関係する人々が意見を言い合うと。なかなか民主主義については時間がかかるとよく言われることではありますけれども、そういった自分が言ったことに対して必ずフィードバックがある、そこで、時間はかかりますけれども、合意形成できたものがやはり探れるんではないかと、それは、町の職員も一緒になってそこにインボルブをしてもらうと、関わってもらうという、そんな一つの提案です。

次に、オンラインでのそのアイデア募集、それから意見収集に併せて、実際、リアル・オフラインといいますか、実際に、小布施町もこれはもう前々からやっていらっしゃいますけれども、先ほどもまちづくり委員会等との質問も出ましたけれども、ワークショップとか等もいろいろありますよね。あるいはバーチャルの会議等々ありますが、そういったことの中で、両輪でといいますか双方、オフライン・オンラインの中で議論を深めていく、そんなのを統合をしていく、そんな手法を一旦、ぜひちょっと提案はしていきたいかなと思っています。

そして、次に移るわけですが、こういった意見だとかコメント、そういったものいろいろいただくわけですね。その中で解決案募集、あなただったらどうするみたいな、そんな解決案募集なんかも、町だけで考えるんではなく住民の方に考えていただく、そんな手法も期待できるわけですね。従来からのその政策立案、それから事業提案、そういった手法も絡めて、相互に補完し施策提言、そういった実現につなげていくということで、オンライン上、それからオフラインでのやっぱりワークショップですかね、そういったものを相互に絡めて、町とすれば施策を進めていける、そんな手法が取れるんではないかと考えています。

これは想定上ですけれども、これは特定の方のみの投稿が続いたりとかというようなこともありますし、こういったオンライン上といいますかSNS上では、炎上とかというようなことも考えられます。それから、なかなか、やっぱりこういうオンラインといいますか、SNS等々にあまりなじみのない高齢者の方々への、やっぱり支援も必要なのかなと、そういったことも工夫もこれから考えていかなければいけないとは思いますが、特に、少子高齢化というのは特に、小さなといいますか、小規模自治体にあっては特に、これからやはり切実な問題になろうかと考えています。小布施町もやはり小規模の自治体、1万人ぐらいの自治体規模ではありますが、こういった参加型、住民参画による丁寧な政策づくり、丁寧な事業執行に結びつけてこういったまちづくりを進めていかないと、やはり今後、いわゆる元気な自治体とそうでない自治体、この辺の格差というのは非常に、私は大きくなるのかなと考えています。

いわゆる電話、メール、それから対話による手法等々、計画会議、諮問会議等といった従来の参画手法はもちろんありますが、そういったものも全く否定するわけではないんですが、そういったものに加えて、新たなと申し上げましたが、多様な町民の皆さんが、そして全世代、特にやっぱり若者世代ですね、今回の知事選もやはり40%を切ったんですか、切りましたね、その中で、やはり18歳以上とか、中学・高校生の声もできれば反映するような、小布

施町らしいそういった参画手法、そういったものは提案をさせていただきたいと思います。 ぜひとも町の見解を伺わせてください。

〇議長(小林一広君) 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

〇町長(桜井昌季君) ただいまの寺島議員からの住民参加型合意形成プラットフォームにつきましてのご提案、ご質問につきまして答弁をさせていただきます。

町政やまちづくりに町民の皆様が関心を寄せ参画することは、住民自治の観点からも非常に大切なことであると考えております。寺島議員が感じておられる従来の参加方法に対する 課題認識には理解するところでございます。

町政運営には、情報提供・情報発信する広報と、町民の皆さんの声を幅広くお聞きする広聴の充実、また、その声を政策に反映していくことは大変重要だと認識しております。この後、現状不十分であるという指摘というふうに記載しておりますけれども、今、寺島議員様からのご発言をもっと広い意味というふうに今認識を改めております。

これまで、自治会をはじめPTA、シニアクラブ連合会、商工会、ボランティア団体など多くの組織、団体、また、町民や町内事業者からの要望、ご意見をお聞きし、議会はもちろんのこと、各分野の行政委員会などのご意見、ご提言を踏まえながら施策や事業化に努めてまいりました。一例を申し上げますと、先ほどの水野議員からのご質問で答弁させていただきましたまちづくり委員につきましても、小布施町をよりよくするまちづくりの活動の住民参画の一つの場と考えております。そのまちづくり委員会からの提言について、町民の皆さんや役場内での議論等を踏まえ、事業化を進めてきたところです。

ご提案のオンラインによる新たなプラットフォームでございますが、現行の組織、職員体制で運用していくことは、現状、非常に困難であると考えております。いずれ体制が整い、こういった運営ができるようになりましたら、皆さんのご意見ご参考にしながら組み立てたいと考えておりますが、いましばらくはこれまで同様、議員の皆様、監査委員の皆様からのご意見、各審議会や懇話会、町政懇談会などの場を通じて様々なご意見や幅広い町民の声をお聞きしながら、よりよい町政運営に努めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 寺島弘樹議員。
- ○1番(寺島弘樹君) ご答弁に基づいてちょっと再質問をさせていただければと思います。
 非常に、これは来年、あるいは2年後みたいな形の中で、すぐというわけにはいきません

し、それは私もよくわきまえているつもりではあります。ただ非常に、惜しむらくはといいますか残念なことは、今町長さんがご答弁をいただいたんですが、現行のその組織、あるいはその職員体制ですかね、その辺がネックといいますか、それのことについて言及をされたわけですけれども、やはり、町を引っ張っていくといいますか、リーダーシップとは申しませんが、その辺のトップとして、やはり、その辺はやはり自らの、やっぱり大きな課題として、それはそれとして、やはりこれはぜひ進めていきたいともしお思いでありましたら、それはぜひ進めていただければと思います。

私の今回のこの提案は、本当にこれがベストという形では考えておりませんし、くじ引による政治参画という武蔵野市の事例も冒頭申し上げましたけれども、いろいろな、やっぱり住民参画のやり方はそれぞれの自治体で異なっていいと思いますし、やり方があろうかと思います。ただ、参画の在り方として、やはり私は、町長の場合には民間で非常に経験を積まれた方なのでよくお分かりだと思うんですが、自分、例えば、寺島はこの会社の中で何が貢献できているのかという、よく言われています貢献、言われていますエンゲージメントというか、納得感があったり、そういったものがなかなか感じられるのかどうか、それが、例えば、町民であったり関係する人であったり、自分はこう思うんだけれども、なかなかそれは会議に出なきゃ、あるいはこれこうこうような形でいかないとなかなか発言できない、なかなかちょっとそこまではできないかなという方が、やはりサイレントマジョリティーというか、大多数の方かなと思っているんですね。

自分たちが意見を言っていいんだというのは、例えば、スマホ上であったりすると非常に、 先ほどの冒頭じゃないんですが意見を言いやすい。自分たちが言ったことに対して町の皆さ ん、あるいは職員の方から、これについては、じゃ、ぜひちょっと参考にしたいのでとか、 何かそういうお互いのキャッチボールといいますかコミュニケーションが、そういう出るこ とによって、何か気づきというものもやはり出るんではないかなと思いますね。それで、自 分たちが意見を言ってもいいんだという、そういう雰囲気の、非常にちょっとエモーショナルな感覚でいけないんですが、そういった雰囲気の醸成というのが非常に大切かなと私は思います。

ということで、ソーシャルネットワークも先ほどちょっと言及をしたんですが、この一方的な発信に終わらない形の中で、いかに小布施町がこれからこういう参画型にしていくのか、これは職員体制とか、こういったプラットフォームについてどれぐらい経費がかかるのかというのは、私も実際積算をしたわけではないんですが、ぜひ研究をしていただければと思う

んですが、ちょっと改めてその辺のお覚悟といいますか、ちょっとお考えを聞かせていただければと思います。

- 〇議長(小林一広君) 桜井町長。
- ○町長(桜井昌季君) 先ほど答弁の中でも申しましたけれども、この住民の方々の意見を聞く、意見を出しやすくする場というのは、必ず必要になるというふうに認識をしております。 このプラットフォームを必ず必要になる形だというふうに思っております。

先ほど職員体制の話をいたしましたけれども、恐らく、この形をきちんと運営していくためには、最低複数人専属のスタッフが必要だと思っておりますが、やはり運営していく、続けていくというのが非常に大変なことだと思っています。ただ、これにつきましてはやはり必要というのは改めて認識をしております。

現状、どうしてもコロナ禍ということで、町政懇談会もかなり限られた方に絞らせてもらって、昨年、それから今年また9月から始めて、行われておりますけれども、いましばらく、どうしても限られた方との話に今ちょっとせざるを得ないという状況の中で、住民の方々の対話というのがやはり少ないというのは十分に感じております。

それから、若い方の声というのも、なかなかまだ拾い上げ切れないという部分もあります ので、これにつきましては、まずは、お互いの顔が見えるところでの意見、これをできるだ け出すということにまず傾聴をしたいと思っていますけれども、いずれにしましても、この 形も体制が整いましたら実現させたいというふうには感じております。

○議長(小林一広君) 以上で寺島弘樹議員の質問を終結いたします。

◇ 小 渕 晃 君

○議長(小林一広君) 続いて、10番、小渕 晃議員。

[10番 小渕 晃君登壇]

〇10番(小渕 晃君) 通告に沿って、現在竣工中の千曲川堤防のかさ上げ工事について、 なぜ篠井川まで着工しないのかをお伺いいたします。

過ぐる8月10日、千曲川堤防のかさ上げ工事現場を林建設水道課長にご案内いただき、視察いたしました。予想をしていた以上に大規模な工事で、これなら大きな洪水にも耐えられると感じました。千曲川堤防のかさ上げ工事関連につきましては、今年の3月に開催されま

した議会3月会議で関 良幸議員が一般質問をされ、建設水道課長の答弁をいただいております。しかし、6か月を経過しており、その後の経過についてもあわせてお伺いしたいと思います。

ご承知のとおり、千曲川堤防のかさ上げ工事は、令和元年の台風19号の豪雨により、10月 13日に千曲川堤防が長野市若穂地区で決壊を始め、流域に甚大な被害をもたらしました。それを受けて、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所が、信濃川水系緊急治水対策プロジェクトとして河川整備事業を始められました。

小布施町の町内は7工区に分け、大島区と飯田区は川中島建設が受注され、山王島地区は中信建設、藤森建設工業、鹿熊組が受注され、押羽地区は川中島建設がそれぞれ受注をされ、精力的に工事が進められております。工事の終了は各工区ごとによって異なりますが、早い所は本年の9月9日、明日です。また、最も遅い地区においては来年の2月28日となっております。

現在、堤防のかさ上げ工事の実施されているのは、大島地区にある道の駅近辺から押羽地区の桜堤の南側近辺まであり、それより北側の防災資材置場を経て篠井川の樋門まで間、私の目測で約800メートルですが、工事の気配さえありません。

そこでお伺いいたします。

千曲川堤防のかさ上げ工事の未着工分、押羽の地区の桜堤から篠井川の樋門まで間のことですが、当初計画に入っていなかったのでしょうか。また、なぜ整備計画に入っていないのかをお伺いしたいと思います。

一部の地権者との用地買収が進まないとの話も聞きましたが、そのせいで着工できないのでしょうか。または、篠井川樋門の南側、小布施寄りですが、かなりの面積が中野市地籍であります。それらが要因なのでしょうか。あるいは、それともこれから着工されるのでしょうか。その辺をお伺いしたいと思います。

ご承知のとおり、堤防は強固に整備されても、ネズミの穴1つで崩壊することがあります。 それが、堤防のかさ上げ工事が未着工の部分が800メートルも存在するのは、大洪水のとき にはそこから楽々と越水してしまいます。そのようなことになれば、現在進められているか さ上げ工事の効果はどのようになるか、そのような評価をされているのかをお伺いします。

続きまして、千曲川の堤防のかさ上げ工事の工区は7工区にそれぞれ分かれており、違っておりますが、3月会議の関 良幸議員の質問に、令和5年の出水期までの工期を目指し、現在整備を進めているところとの答弁をいただきました。あれから6か月を経過しておりま

す。その進捗状況についてお伺いいたます。

以上。

〇議長(小林一広君) 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

○建設水道課長(林 信廣君) 小渕議員の質問にお答えをいたします。

小渕議員の質問につきましては、国土交通省北陸地方整備局千曲川河川事務所へ問合せをさせていただきました。千曲川河川事務所からは、令和元年東日本台風、台風19号ですが、による甚大な被害に対する対策として、令和2年1月に信濃川水系緊急治水対策プロジェクトを取りまとめました。その中には、立ヶ花狭窄部から村山橋までの間の堤防整備・強化が位置づけられており、議員ご指摘の箇所も堤防整備・強化を実施することとしています。

ご指摘の箇所については、用地取得に若干の時間を要し、工事が未発注となっていますが、 地権者の方々におおむねご理解、ご協力をいただいており、引き続き丁寧に説明してまいり ます。立ヶ花狭窄部上流から村山橋までの間の整備が完了することで、より一層地域全体の 安全度が上がると考えておりますので、今後とも工事を鋭意進めてまいりたいと回答があり ました。

2点目の質問でございますけれども、千曲川河川事務所からは、工事の準備を進めており、 令和5年出水期までを目標に鋭意進めてまいりたいと回答がありました。

町といたしましても、一日も早く堤防強化工事が完了し、稼働掘削、遊水地整備が計画道 理整備されますようにサポートしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいた します。

- 〇議長(小林一広君) 小渕 晃議員。
- ○10番(小渕 晃君) ただいま林課長から答弁をいただきました。工事主体が千曲川河川 事務所ということで、町自身が行っている工事ではありませんので、問い合わせてくる、聞 く、それが答弁と、これはもう当然であり、そのとおりであります。

それは了解した上で、ただ心配なのは、用地は、今の答弁の中にもありますように用地取得に若干の時間を要し、工事が未発注となっていますがというようなことで、用地買収が進まないために工事が進んでいないということであり、これは千曲川工事事務所の仕事でありますが、それができないから工事が進まない、それによってその工事がなくなっていくと、これは のまた後のこれいいですか、そういうことになって一番困るのは小布施町の町民であるわけです。これは事務方に、事務局が工事を折衝するんではなくて、これはやはり、

住民の命と財産を守るのは町の責任であり、そのためには、理事者も担当者に任せ切りじゃなくて、自らやはり出て、用地買収が進まないからできねえんだら、どうして、どこが用地買収つまずいているんですかと、町として協力することはありますかというような形で協力し、早く進めていくという、そういう気持ちがなければならないと私は思うんです。

まして、今のやっていない区間というのは、私は800メートルと言っているけれども、1 キロぐらいあるかもしれません。山中、小布施町を中心にして南に約1キロ、北が の 辺まで2キロぐらいあるんですよ。そのうちの半分が未工事で抜けているんです。千曲川の かさ上げががこのような状態で、地元の皆さんの協力が得られなく進まないでいる。一番困 るのはうちの町民であり、そのために、やはり理事者ももっと関与して、建設課長にばかり 任せておかないで、困っているんだったら、じゃ、町でも協力しますから早く進めてくださ いという、そういう気持ちが私は必要だと思います。その辺について、理事者の皆さんはど のように考えているかちょっとお伺いいたします。

〇議長(小林一広君) 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

〇町長(桜井昌季君) 小渕議員の再質問にお答えいたします。

確かに、若干遅れが出ているということはこちらも認識しておりまして、やはり、その河川事務所のほうには私と林課長で再三お願いに上がっておりまして、電話すると、同じことをやはりずっと繰り返して言われますので、向こうもまたかという感じで若干引きぎみではありますが、とにかく、やはり工事主体であります河川事務所にも本当に間に合わせてくれというお願いをして、そのために協力できることはありますか、ありませんかという申入れもしながら、私と林課長のほうで何度もお何をいしてお願いをしているところでございます。

〇議長(小林一広君) 小渕 晃議員。

○10番(小渕 晃君) そのようなご努力は敬意を表します。ありがとうございます。ただ、 現実的にいつになったら、それ工事計画にものっていないんだよね、やるやると言っている けれども。

例えば、今回の工区の中で、ずっと1キロいつやるという見込みも立っていないように思うんですよね。それって地域の住民にとってみれば、本当にやってくれるのかなと、もうこのままここで終わっちゃうんではないかという心配さえ持たれると思うんです。そういう意味では、具体的に何件ぐらいが用地買収に詰まっているのか、それから、質問にもしましたが、あの場、樋門の場所が樋門から南側にかなり中野の地籍が入り込んでいて、中野のほう

でも止まっているのかどうか、それで、やはり具体的に町でも行動を起こしていかないと、 千曲川工事事務所にしてみれば、やはり地元で協力してくれないんでは、地籍の所有者が協力してくれないんだら仕方がねえやということで、いつまでも先に送られちゃっては困ると思うんで、その辺、具体的に今どの、何件ぐらいがつまずいているのか、あるいは中野地籍の部分については問題がないのか、その辺はどのように把握されていますか。

- 〇議長(小林一広君) 林建設水道課長。
- **〇建設水道課長(林 信廣君)** 具体的に何人というふうにはお聞きしておりませんけれども、 数名というふうにお聞きしております。

それから、中野側につきましては反対者はいないというふうにお聞きしておりまして、設計自体はもう既に工事事務所のほうでできているということでございます。

あと、余談にはなりますけれども、最上流部であります、須坂建設事務所で管轄する松川 右岸のところもいまだに未発注ということで、こちらのほうも再三町長と抗議をいたしまし て、そちらのほうも設計書はできているという回答はいただいておりますけれども、どうし て最後まで発注にならないのかということに対しての回答は、正確にといいますか正式にい ただけなくて、すぐに発注をしていきたいという回答にとどまっているというところでござ います。まこの議会が終わりましたら、町長ともどもまた再三、再四、怒られますけれども、 須坂建設事務所、それから、千曲川河川事務所に抗議といいますか、要望にいきたいという ふうに考えておりますので、ぜひご支援をいただきたいと思います。よろしくお願いします。

◇ 関 悦 子 君

○議長(小林一広君) 以上で小渕 晃議員の質問を終結いたします。

〇議長(小林一広君) 続いて、8番、関 悦子議員。

[8番 関 悦子君登壇]

○8番(関 悦子君) 本日最後となりました。大変お疲れのところ、ありがとうございます。 それでは、質問に入らせていただきます。

まず最初に、女性の社会活躍を促進するための取組の充実をというタイトルで行いたいと 思います。

遡ること23年前の1999年に、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会

のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を目指し、男女共同参画社会基本法が施行されました。主な柱として、男女の人権の尊重、社会における制度または慣行についての配慮、家庭生活における活動と他の活動の両立、政策等の立案及び決定への共同参画、国際的配慮が挙げられ、まさに、男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指したものでした。従来から当たり前のように考えられていた、日々の生活の中における家庭、子育てや職場などにおける女性の役割、地位などを根本的に見直されることが期待されるものでした。

また、2016年には、自らの意思で働くことを希望する女性が自身の個性、能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して、女性活躍推進法が10年間の時限立法で制定されました。内容は、女性に対する採用や昇進の機会を積極的に提供すること、職業生活と家庭生活を両立させるために必要な環境を整備すること、職業生活と家庭生活の両立は本人の意思が尊重されることを基本原則としています。

そして、本年4月に法改正がなされ、事業主行動計画の策定が義務づけられており、101 人以上を常時雇用する企業は、行動計画の策定と女性活躍状況の情報公表が義務づけられま した。また、本年4月には、女性活躍・男女共同参画の重点方針2022の女性版骨太の方針 2022に、女性の経済的自立に関して、男女間賃金格差の対応、地域におけるジェンダーギャ ップの解消、家庭内などにおける固定的な性別役割分担意識の解消、女性の視点を踏まえた 社会保障制度、税制等の検討が必要であり、国を挙げてその解消に取り組む姿勢が示されて います。

以上のように、様々な視点から女性の活躍に関する法改正や新たな法整備等がなされ、早 急に国民全体でその課題解決が求められております。そこで、本年4月に改正されました女 性活躍推進法に関しまして、町の状況を伺います。

最初に、女性活躍推進法において、行動計画の策定と届出が義務づけられ、必ず把握すべき項目が定められています。次の4項目、町の採用者に占める女性の割合、それから、男女の平均継続勤務年数の差異、月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況、管理職に占める女性の割合について伺います。

次に、行動計画策定には、現状の課題解決に向け、具体的に計画期間、数値目標、取組内容、取組実施期間を盛り込み、全ての労働者に周知することになっていますが、その現状についてお聞きします。

次に、女性の職業生活における活躍に関する情報の公開が地方公共団体にも義務づけられましたが、その対応状況について伺います。

次に、女性活躍の推進には、政治、経済、科学技術、学術分野や各地域において女性の登 用目標をしっかり立てて、着実に実行していく必要があると思います。町に関係する団体の 長、責任者、理事、委員、役員、管理職などの登用目標の設定についてお考えを聞かせてく ださい。

〇議長(小林一広君) 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長(大宮 透君) それでは、関 悦子議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目につきまして順次お答えをさせていただきますが、町の採用者に占める女性の割合についてになりますが、令和4年度当初の正規職員の新規採用者で見ますと、新規採用16名おりましたが、そのうちの9名が、9人が女性職員というふうになっており、全体の56%を占めているような状況になっております。令和4年度に新たに入庁した非常勤の会計年度任用職員につきましては全体の66%が女性であり、正規・会計年度任用職員を合わせた全体の割合では60%が女性の入庁という形になっております。

なお、令和2年度に採用活動を行いまして、令和3年度の正規職員として新規で採用した 採用者に占める女性の割合は7人中4人ということになっておりまして、正規職員について は、特にここ数年、女性職員の採用割合が高くなっている状況にあります。こちらについて は、特に採用目標というものを定めているわけではありませんで、結果としてこういったよ うな状況になっているというようなところになります。

次に、男女の平均勤続勤務年数の差異ですが、令和4年度当初に在籍している職員の勤続年数の平均値で見ますと、男性が約18年、女性が約11年というふうになっておりまして、これは先ほど申し上げたとおり、近年、女性職員の正規職員の新規採用数というのが非常に伸びている、増加しているという中で、総体的に非常に若い職員、女性職員が多くなっておりまして、平均年齢が男性よりも低い、そういったことに起因していると考えております。

続きまして、月ごとの平均残業時間数等の労働時間の状況につきましては、令和3年度の 実績として、4月が14.68時間、5月が10.56時間、6月が12.08時間、7月が13.97時間、8 月が12.10時間、9月が10.23時間、10月が14.32時間、11月が11.16時間、12月が10.32時間、 1月9.13時間、2月9.58時間、3月が16.25時間ということで、ちょっと数字を並べてしま いましたけれども、そういった状況になっております。新型コロナワクチンの接種事業であったり、昨年8月の大雨災害等の緊急的な対応などによりまして、時期によって残業時間が大幅に増加している、そういった課もございましたが、全体としては平年、例年に比べて、コロナ禍の中でイベントや行事等が中止になっておりまして、この傾向は令和2年度から続いておりますけれども、総体的に平均残業時間も少なくなっているような状況になっております。

また、課長補佐以上の管理職に占める女性の割合は、現状の令和4年度当初では0%ということで、早急な改善が必要であるというふうに考えております。一方で、昨年4名だった係長職の女性職員につきましては、昨年の人事方針の中で、積極的に登用していくということを文章としても明確化させていただいて人事に取り組んでおりまして、令和4年度当初で7名となっておりまして、積極的な登用に努めているところになります。

2点目のご質問につきましてですが、平成15年7月に、議員ご指摘のとおり次世代育成支援対策推進法が成立しまして、町では、行動計画策定指針に掲げられた基本的な視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるように、小布施町特定事業主行動計画を、平成17年4月に第1期として策定をしております。その後、平成28年に女性活躍推進法が施行され、これに基づき、次世代支援対策と女性活躍の2つを柱とした、両者の一体的な推進を図ることを目的に新たな行動計画を策定しまして、現在は、令和3年4月から令和8年3月までの5か年を計画期間とした行動計画、こちらが第3期目になりますけれども、その実施期間となっております。

特定事業主の行動計画につきましては、町のホームページへの掲載を行いまして周知を図ってきておりますが、ちょっと今回の質問を踏まえて、ちょっと改めて振り返りをさせていただいた中で、現行のものに、ちょっと更新がホームページ上なされていなかったということで、今回の一般質問踏まえまして最新の情報を掲載をしたところになります。こういった状況ですので、全職員に対する周知についても十分に図られていない状況にあるというふうに考えておりまして、今後、職員掲示板等に掲載したり、また、研修等を開催するなど広く周知を図っていきたいというふうに考えております。

3点目のご質問につきましては、女性活躍推進法では、事業主に対しまして、2つの区分からそれぞれ1項目以上公表するように定められております。この2つの区分とは、1つ目が、女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績、2つ目が、職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績のこととなっております。少し分か

りにくいと思いますので、具体的な事項としては、前者では、採用試験の受験者の総数や採用者職員に占める女性職員の割合、また、職員や管理職に占める女性職員の割合などの項目がございます。また、後者につきましては、平均勤続勤務年数の男女の差異、男女別の育児休暇取得率、男性の配偶者出産休暇の取得率、職員の月ごとの平均超過勤務時間、時間外勤務時間、また、年次休暇の取得状況などの項目がございます。

さらに、今年7月8日に事業主行動計画策定指針が改正をされまして、先ほども議員からありましたけれども、新たに男女の賃金の差異の公表というものが義務となっております。また、新たな事業年度開始後、速やかに公表することとされております。現状、一部古いデータのままになってしまっているところもありますので、最新のものに順次改定をするとともに、新たに義務化された男女の賃金の差異につきましても、今後できる限り早期に公表してまいりたいと思っております。

最後に、4点目になりますけれども、町職員については、管理的地位、いわゆる管理職にある職員に占める女性の割合を令和7年度までに20%以上とすることであったり、係長相当職の女性職員の割合を令和7年度までに30%以上とすることを掲げております。一方で、町に関係する団体の長であったり委員の皆さんについては、昨年、男女共同参画の計画を改定をしておりますけれども、あんまり明確な登用目標の設定というものは行われておりません。目標設定は現時点では行われていないものの、現状について見ますと、地方自治法に基づく町の審議会・委員会の委員等につきましては、可能な限り性別バランスを考慮して任用をしてきているところでありまして、審議会・委員会の委員のうち、女性が占める割合が26.37%となっております。

ちょっと担当課として補足をしますと、防災会議というものがありまして、こちらが20人の委員のうち1名、女性が1名だけということで、かなり全体のちょっと足を引っ張っているような状況になっておりますが、多くの委員会等の中では、男女のバランス等を考慮した任用が行われているような状況と認識をしております。また、委員会の長だけに限りますと、その割合は8.33%ということで、12団体のうち1団体のみとなっているような状況です。今後、こういった団体における女性委員の登用目標の設定の在り方について、すべきかどうかも含めてしっかりと内部で検討していきたいと思っております。

以上です。

- 〇議長(小林一広君) 関 悦子議員。
- ○8番(関 悦子君) ご答弁いただきました。

人口が非常に少なくなる時代を迎えて、やっぱり女性の社会進出、社会活動を期待するということでの女性活躍のこの推進法だというふうに思うんですけれども、その中で2つご質問させていただきます。

1つには、様々な数字が出てまいりまいた。今回、こんな数字が出てきてこんなふうになっているんだというのを初めて知ることばっかりだったんですけれども、この数字を踏まえて、これをどのように評価しているかという点と、それから、これは国を挙げてのことですので、町だけ、この役場だけの問題ではなく、町全体の企業も含めてのことです。全町民に挙げてのことなんですけれども、そういう点では各国から各企業に全部来ているんだろうというふうには思うんですけれども、ある意味では役場がある程度リードをして、企業の皆さんのご理解もいただくという形で女性が活躍できるような機会にしていかなくてはいけないんだろうというふうに思うので、そういう点に関しましてどういう方策といいますか、町民、町の中の企業の皆さんにも周知が図れるようなためにはどんなことを考えていらっしゃるか、その2点について尋ねます。

- 〇議長(小林一広君) 大宮総務課長。
- ○総務課長(大宮 透君) ご質問2点いただきましたので、順次答弁させていただます。

まず、1点目のどう評価しているか、今答弁をさせていただいた数字、現状に対してどう評価しているかというようなご質問だったと思いますけれども、まず目標値というものを、特に、特定事業主の行動計画の中では設定をしておりますので、それに対して、今、町がそれを達成できているかどうかという視点で見れば、現状達成ができていないというような状況になりますので、これは評価としてはやはりまだまだ推進をしていく必要があると、現状としては課題が非常に多いというような評価になるというふうに私たち自身は思っております。

ただ一部、ある種仕方がないという部分と言うと変ですけれども、先ほどの勤続年数の部分であったりとか、それは、やはり若い職員を採用強化をしていく中で、また、性別バランス等も考慮していくということも踏まえて考えていくとどうしても、例えば、若い職員の中、若い女性職員が増えているというような現状ももちろんありますし、そういった中で、組織バランスの中で課題とまでは言えないというか、現状として仕方がない部分というものもあるというふうにも認識をしておりますので、まずは、特に管理的地位にある職員であったりとか係長職、いわゆるそういった意思決定等々に関わっていくようなところに向けた目標達成をできる限り目指していくということが必要であるというふうに認識をしております。

先ほどの答弁の中では、男性の部分ってあまり触れさせていただいていないんですけれど も、育児休暇の取得率等に関しても、やっぱり町としては非常に課題があるというふうに思 っておりまして、そのあたりも目標設定がありますので、そのあたりもぜひ取り組んでいき たいというふうに考えているところです。

また、2点目の町の企業の皆さんですね、そういったところに対する周知という部分に関しましては、そういった国からの通知であったり、こういった取組というものに関して、ハローワークであるとか町の商工会を通じて、事業者の皆さんにいろんな配りものを共有をさせていただいたりということはさせていただいておりますけれども、いわゆる、何ていうんですか、町としてこれを本当に、企業の皆さんにもこういうふうにやっていきましょうというふうに言うためには、やはり町役場としての率先行動というものが求められると思いますので、まずはそのあたりをしっかりと取り組んでいくということを優先的にやっていければというふうに思っております。

以上です。

- 〇議長(小林一広君) 関 悦子議員。
- ○8番(関 悦子君) それでは2問目、小布施駅周辺の整備の検討をというタイトルでお願いいたします。

小布施町のまちづくりは、そこに住む住民、事業者の方々の協働の力で進められ、今日まで多くの来訪者を迎えて発展し、全国的にも有名な観光地として発展してまいりました。魅力あるまちづくりは、経済効果はもちろんのこと、生活者にとっても、また、ふるさとを離れて暮らす人々に対しても、いつまでも変わりなく自慢のできるふるさとであり続けることができます。しかし、近年のコロナ禍による影響が大変大きく、様々な課題が生じてきており、アフターコロナを見据えたまちづくりが求められています。

そのような状況の中、小布施駅周辺の整備について様々な意見が出され、議会の一般質問で何度も取り上げられ、小布施駅整備等の推進を、第二町並み修景事業以後の今後のまちづくり全体の修景事業の展望は、速やかに駅前修景への着手を、第三町並み修景事業の基本構想は、小布施駅前活性化の現状はなどなどの質問が出されてまいりました。そして、今後のまち全体の修景事業の展望についての質問に対して、町からは、今後は駅前周辺を検討していく、また、第三町並み修景事業の基本構想については、第三町並み修景事業は駅前を考えたいという答弁がなされておりました。

以前から、電車を利用して小布施を訪れた方々から、小布施駅前周辺はイメージしてきた

のとちょっと違っていたなどの声がたくさん聞かれました。これからの社会は電車利用の観 光客が増えていくのではないかと予想され、町の玄関口として、来訪者の方々をお迎えでき る環境を整備し続けていく必要があるように思います。

駅前の活性化については、地域の方々も、以前に少し話合いなどが持たれたとお聞きしていましたが、今は断ち切れ状態とのことです。

そこで伺います。

令和元年3月議会で、将来的に小布施駅周辺をどう活性化させていくかという質問に対して、町からは、地域の方々と意見交換をする場所を設け、参加者と共に考え、役割分担を認識しながら活性化に向け取組ができればという答弁がありました。この答弁内容について、その後の進捗状況と今後の考え方についてお聞かせください。

〇議長(小林一広君) 林建設水道課長。

〔建設水道課長 林 信廣君登壇〕

〇建設水道課長(林 信廣君) 関議員の小布施駅周辺整備の検討をについてお答えをいたします。

小布施駅周辺の位置づけですが、昭和61年策定の第二次小布施町総合計画後期基本計画の中で、特色あるゾーン整備として、小布施駅前を文化の町の玄関口にふさわしい景観とするため、周辺居住者と協力して整備を進めることを基本施策といたしました。また、第三次小布施町総合計画では、人や車の流れの多い小布施駅周辺から翛然楼周辺の町中心部は、栗の木レンガの歩道、現在は、猿投石による脱色舗装になっておりますが、そういった歩道やポケットパークなど、歩行者空間を考慮したくつろげるスペースの整備に努めるとあります。平成25年から平成29年には、須坂建設事務所で、県道村山小布施停車場線の歩道を景観に配慮した猿投石による脱色舗装を行いました。

小布施駅周辺整備の進捗状況ですが、小布施文化観光協会の呼びかけにより、平成23年から平成26年に、駅前の住民、事業者など20人余りが参加し、小布施駅前検討委員会が開催されました。課題や今後の方向などについて話合いがあり、平成31年4月の小布施駅前活性化に向けた意見交換会を最後に現在に至っています。

現在、町では平成18年に策定した小布施町景観計画の見直し作業を行っています。その中で、小布施駅周辺駅前さわやかゾーンについても、良好な町並み景観を形成していきたいと考えているところです。駅前の住民の皆さんや事業者の方々からご意見を伺うためのアンケート調査を、新型コロナウイルスがある程度収束に向かった段階で実施し、そこにお住いの

方々の意見もお聞きしながら、町の玄関口の小布施駅を管轄する長野電鉄、駅前中心部に位置する県道村山小布施停車場線を管理する須坂建設事務所、六斎舎、ガイドセンターを管理する小布施文化観光協異界とも連携し、今後の小布施駅周辺、駅前さわやかゾーンの将来について考えてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

〇議長(小林一広君) 関 悦子議員。

○8番(関 悦子君) 小布施の景観に関しては、高い高い評価があるのも住民の皆さん、そして企業の皆さん、町内だけでない、町外も含めてのそういう方々の協力によってなされてきたんだなというふうのを、私、50年近く住んでいますので、変化していく小布施の町の様子を目の当たりにしながらきておりました、住んでおりましたけれども、本当に個人の皆さんの努力というものはすごいなというふうに思います。もちろん、町づくりには財力も必要、それから英知も必要、それから、体力も必要なので、随分時間もかかることだなというふうには思いますけれども、何しろ、玄関口である小布施の駅というのは、やっぱり大切な場所だなというふうには思うんですね。バックに西側に控える五岳が見え、本当にいい場所なので、ぜひあそこがもうちょっと小布施らしい状況の周り、周辺になるとなお、さらに小布施の町の魅力というものが醸し出されて、多くの皆様が愛してくれるような町になるんじゃないかなというふうに思います。

そこでお聞きをしたいんですけれども、その小布施の町の駅前のことについてのその、何ていうんでしょうか、動きというものは全くないわけですかね。これは、町が主導しなければ進んでいかないようなことなのか、それとも、そういう動きが少しちらほらある中で、小布施もやっぱり町民の皆さんに協力をして、ちょっとやっていこうやという状況なのか、その点についてお聞きしたいことと、それから、最後に、課長のほうからその周りのあれですね、長野電鉄とかいろんな、須坂建設事務所、六斎舎も含めて、文化観光協会の人たちも参加をしての会合を開いていくということです。もうとても大賛成で、やっぱり広範囲の周辺というものは、やっぱりしっかり考えていっていただきたいなというふうに思っておりますけれども、そういう動きがあるのかどうかについてもお聞きしたいというふうに思います。

〇議長(小林一広君) 林建設水道課長。

〇建設水道課長(林 信廣君) 関議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、動きでございますけれども、先ほど申し上げましたように、平成31年4月の会合を 最後に会合は持たれていない中で、議会の一般質問でも質問がありましたように、当時、事 務局といたしましては、駅前の方々がどういったお考えをお持ちなのかといったアンケート を実施しようというふうには考えていたところでございますけれども、一部の方は、その駅前の意見だけではなくて、広く駅を利用する方々の意見も必要ではないかというようなご指摘もいただいておりまして、人を集めるとなりますと、やはりコロナの関係とかもありますので、コロナの収束状況を見ながら地域の方々とそういった会合の場が持てればいいのかなというふうには思っておりますけれども、お答えになるかどうか分かりませんけれども、町が主体なのか民が主体なのか、これはどちらが主体ということではなくて、機会づくりは当然事務局のほうでも考えていかなきゃいけないかなというふうには思っておりますけれども、先ほどから申し上げておりますように、多くの方が利用される本当の玄関口ですので、一部の人間だけということではなくて広く意見を求めた中で、まちづくりの中で小布施らしいといいますか、そういった整備ができればいいなというふうに考えているところでございますので、ご指導をよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長(小林一広君) 以上で関 悦子議員の質問を終結いたします。

◎延会の議決

○議長(小林一広君) お諮りいたします。会議規則第25条第2項の規定により、本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は午前10時に再開して、本日の継続、行政事務一般に関する質問を日程といたします。 書面通知は省略いたします。

◎延会の宣告

○議長(小林一広君) 本日はこれにて延会といたします。

ご苦労さまでした。

延会 午後 2時13分

令和4年小布施町議会9月会議会議録

議事日程(第3号)

令和4年9月9日(金)午前10時開議

開 議

議事日程の報告

日程第 1 行政事務一般に関する質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番 寺島弘樹君 2番 水野貴雄君

3番 関 良幸君 4番 竹内淳子君

5番 中村雅代君 6番 福島浩洋君

7番 小西和実君 8番 関 悦子君

9番 大島孝司君 10番 小渕 晃君

12番 渡 辺 建 次 君 13番 小 林 正 子 君

14番 小林一広君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 桜井昌季君 副 町長 新井隆司君

教 育 長 山 﨑 茂 君 総 務 課 長 大 宮 透 君

企画財政課長 益 満 崇 博 君 住民税務課長 須 山 和 幸 君

住民税務課長 茂 恵 茂 君 健康福祉課長 永 井 芳 夫 君

産業振興課長 富岡広記君 産業振興課長 宮崎貴司君

 建設水道課長
 林
 信
 廣
 君
 建設水道課長 補
 芋
 川
 享
 正
 君

 教
 育
 次
 長
 藤
 沢
 憲
 一
 君
 監
 査
 昼
 畔
 上
 洋
 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利 一 書 記 袮津貴子

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長(小林一広君) 議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これより直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(小林一広君) 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎行政事務一般に関する質問

○議長(小林一広君) 日程第1、行政事務一般に関する質問を行います。

本日の日程は昨日の継続であります。昨日に引き続き、順次質問を許可します。

◇ 関 良幸君

- ○議長(小林一広君) 最初に、3番、関 良幸議員。
- ○3番(関 良幸君) 皆さん、改めましておはようございます。

小布施見にマラソンを生かしたまちづくりをということで幾つか伺います。

小布施見にマラソン実行委員会が主催し、町が共催する第19回小布施見にマラソンが3年 ぶりに7月17日に開催されました。大会には全国各地から申込みがあり、北は北海道から南は沖縄まで5,545人がエントリーし、当日の出走者は4,907人で、コロナ禍前の例年の3分の2ほどのエントリー数だったとお聞きしました。

今回の大会は、コロナ禍の中での開催ということもありましたが、大会開催を待ちわびた

皆さんの熱気やユニークな仮装などで大いに盛り上がった大会になったと思います。

また、大会を支えるボランティアの皆さんは、町内外から約1,200人もの皆さんに協力していただき、特に町内の小・中学生や近隣の高校生の参加も多かったと聞きましたし、さらには、私の家の近くの沿道ではベンチャーズサウンドを奏でるバンド演奏や祭ばやしで出走者を応援する風景を見るにつけ、改めて小布施の夏の風物詩となり地域に根差した大会になっていると感じました。

小布施見にマラソンの知名度は、マラソンランナーの中では全国的に広がりを見せていて、 また、リピーターが多いのもこの大会の特徴とのことです。

そこで、この大会がマラソン当日で完結する一過性の大会で終わらせるのではなく、出走 者や同行してきた家族、友人の皆さんにマラソン以外の小布施の魅力をより知っていただき、 今まで以上に小布施ファンになっていただくなどの取組を通して、小布施のまちづくりの一 翼を担う大会となることを期待して、幾つかの質問をいたします。

1番目、小布施町は共催ではあるが、今回の19回大会では、町は具体的にどのように関わったのか。

2番目、次回は20回の節目の大会となるが、町としてはどのように関わっていくのか。また、将来にわたっての関わり方の考え、構想はあるのか。

3番目、見にマラソンを単なるイベントとして捉えるだけでなく、町の活性化、まちづくりにつなげていくための取組が必要ではないか。上手に活用すると町長が目指す現代の湯治場のファクターとなり得るのではないか。そのために町の関わり方に一考が必要ではないか。以上、見解を伺います。

〇議長(小林一広君) 桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

〇町長(桜井昌季君) おはようございます。

関 良幸議員のご質問にお答えをいたします。

最初に、3年ぶりに開催された大会にご参加いただいた選手、大会運営に当たられたスタッフ、ボランティア、沿道で応援やおもてなしをいただいた町民の皆様に感謝を申し上げます。

1つ目のご質問、大会への関わりですが、まず、実行委員会メンバーとして名誉大会長に 私町長、副実行委員長に副町長、救護部門部長に健康福祉課長、給水部門の部長に教育次長、 副部長に公民館長が就任しております。また、本年5月からは町で契約を結んでいる地域お こし協力隊員1名が実行委員の事務員、委員会の事務局員として従事をしております。

実際の大会運営に関しましては人的支援を中心に行っており、大会当日の業務のほか、前日の準備、準備段階における大会事務局や関係機関の調整などを行ってまいりました。

救護部門につきましては、コース上の9か所やフィニッシュエリアに設置した救護所に、 保健師など健康福祉課の職員9名を配置したほか、7名の職員が収容車両の運転などに当た りました。また、大会前には事務局と新型コロナウイルス感染対策に関する検討や医療機関 との調整なども行いました。

給水部門につきましては、16か所の給水所に各数名、合計35名の職員を配置、責任者として給水所の運営やボランティアへの指示などを行ったところです。

また、交通誘導に関しましては、大会事務局が作成した配置計画を基に、総務課危機管理 係にある交通安全協会事務局から安協の本部役員、支部役員の方々に人員の確保をお願いし、 大会当日は約120名の方に誘導等に当たっていただきました。

このほか、フィニッシュエリアの総合公園や前日受付会場の国際ホールなど、町施設の貸出し、大会当日の温泉施設や町内へのシャトルバスの案内誘導も行いました。

質問の2つ目、来年の第20回大会には町はどのように関わっていくのかということでございますが、大会運営の中心的役割を担う実行委員会は昨年12月に法人化され、一般社団法人小布施見にマラソン実行委員会となっております。

来年は20回目の節目の大会ということもありまして、記念事業のようなことを行うこともあり得ますけれども、いずれにしましても大会運営に関しましては法人が主体となって運営されていくものと考えており、町としては事務局とも相談の上、必要な人的支援を行ってまいりたいと考えております。

3つ目のご質問、町の活性化、まちづくりへの取組になります。

小布施見にマラソンは速さを競うことを主の目的とするのでなく、小布施町を楽しんでいただくこと、小布施町の人、ボランティアの人たちとのご縁をつないでいただくことをコンセプトとしたまさしく小布施町流のおもてなしの心を具現化したイベントです。

ランニングポータルサイト、RUNNETに投稿された見にマラソン参加ランナーの皆さんの感想をご紹介します。この大会のすばらしいところは何といっても地元の方々がランナーを楽しませようと様々な形でおもてなしをしてくれるところだと思います。また、出場しているランナーの方々も楽しく走ることを大切にしながら参加されていて一体感の感じられる大会です。大会に出たことのないビギナーの方でも安心して参加できます。とてもたくさ

んの思い出をお土産にできる大会です。また来年も小布施に伺わせていただきたいと思いますという大変うれしい感想をいただきました。

今年は3年ぶり、コロナ禍の中、開催されたこともありまして、例年以上にランナーの皆さんからありがとうという言葉をいただきました。小布施見にマラソンで小布施町を知っていただき、その後、マラソン以外でも小布施町にお越しいただける方も多いと思っています。小布施町の雰囲気が好き、小布施町のあの人に会いたいといった観光動機以外での来町は、心を癒やすという現代の湯治場の目的に合致するものであり、今後はさらに参加者との関係性を深めていくことが大切だと考えております。

マラソンはもちろんのこと、小布施町の魅力をウェブ等を用いて情報発信をしていくこと、 大会開催日以外の来町の促進、移住や2か点居住の相談等の取組も充実していきたいと考え ております。

- 〇議長(小林一広君) 関 良幸議員。
- ○3番(関 良幸君) 職員の皆さんが前日までの準備や当日の給水や救護などの業務に当たって大変なことは十分理解できます。それから、町はあくまでも共催という立場なので、主催は実行委員会であることも十分分かります。

ただ、ランナーをはじめ、同行した家族や友人を含めるとかなりの人数になると思います。 今回は出走者の中で町内の方は120人ぐらいとお聞きしましたので、大半が町外の方で、そ のランナーの方の家族や友人を含めると、今回はともかく、コロナ禍前だと1万人を超える 人たちがこの2日間で来町されているというふうに予想されます。

言葉は悪いんですが、この1万人を超える人たちを町はもう少し利用したほうがいいんではないかと。言葉は悪いんですけれども、お金を落としてもらうというような仕組み、ちょっと直接的ですけれども、そのような仕組みも必要なのではないかというふうに私は思います。

現在、ゼッケンを見せると町内の美術館は100円の割引というようになっているようですが、100円だとあまりにも魅力を感じなくて、果たしてそこまで行ってくれるのか。北斎館はともかくとして、町の施設であるミュージアムや鴻山館であれば半額というような程度でもいいんではないかと。半額でもどれだけ行ってもらえるか分かりませんが、そういう仕掛けを考えたり、例えば町内の飲食店に協力してもらって、ゼッケンを見せると同行者も含めて代金の3%、5%割引、協力してくれるかどうか分かりませんが、そういう仕組みをつくって、町の飲食店の皆さんに協力を求めて、それをマップにしていく。そして出走者にその

情報を伝えるというような行政の仕掛けというのが必要なんじゃないかと思います。

平成30年9月の会議で、小渕議員が見にマラソンの成果を町の中まで波及させるためにという一般質問で、ランナーなどにマラソン後も町なかに滞在してもらう仕組みをつくるために民泊や駐車場の確保などについて質問しています。当時の副町長の答弁は、事前の準備や調整がとても大変でということで、いささか消極的な答弁でした。

これも分かるんですが、職員の皆さんの過度の負担は当然避けるべきで、ただ、今言ったように行政として多くの皆さんに、ランナーが時間に来て、終わったらそのまま帰っちゃうということじゃなくて、もう少し町の中に滞在してもらったり、マラソン以外の魅力について知ってもらう仕掛けをつくって、その後も度々町に来てもらうというような仕組みづくりということがとても大切なんじゃないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(小林一広君) 桜井町長。
- **〇町長(桜井昌季君)** ご提案ありがとうございます。

今回、通常と違いまして、検温等のこともありまして、前日受付というのを徹底させていただきました。例年ですと、夜中に走ってきて、一睡もせずに走られている方もいらっしゃいましたけれども、来年、どういう状況になるか分かりませんけれども、やはりマラソンの前日なり、マラソンが終わった後なりも町で楽しんでいただく施策というのは必要だというふうに思われます。

これにつきましては、美術館の割引等もありますし、例えば町の事業者の方々との協力というのも必要になるかと思いますので、それにつきましては商工会、観光協会とも何か手が打てないか、また検討していきたいと考えております。

○議長(小林一広君) 以上で関 良幸議員の質問を終結いたします。

◇福島浩洋君

- ○議長(小林一広君) 続いて、6番、福島浩洋議員。
- ○6番(福島浩洋君) おはようございます。

通告に従い、1件、3項目の質問をいたします。

我が町の脱炭素、ゼロカーボンの対策進捗状況は。

ロシア、ウクライナの戦争で、日本国内でも全ての食料品や日用品、ガソリン、電気料金

ほかライフライン料金の値上がり、また、ここに来て農産物の価格が不安定など、さらに新型コロナオミクロンBA.5が国内中蔓延、県や小布施町でも連日のように拡大してきており、 日常生活の安全性や利便性が脅かされております。町行政としても、連日のように町民サービスや各行事予定、また催事の対策に苦労されておられる様子、苦労がしのばれます。

そこで質問です。

1番目、脱炭素、ゼロカーボン対策案を令和4年度中に実施に向けて、具体的なプロジェクト編を発信していくとのことでした。これは6月議会での答弁ですが、町では働き方改革 実施中の中、業務多忙の職員の対応で取組が心配されますが、大丈夫でしょうか。

2番目、このような多忙の状況の中、2030年度、令和12年度に小布施町達成目標の50%削減の見通しと現在の進捗は。

3番目、この目標に向かって、町がSDGsを踏まえて取り組んでいることについての工夫をお聞かせください。

〇議長(小林一広君) 大宮総務課長。

〔総務課長 大宮 透君登壇〕

○総務課長(大宮 透君) おはようございます。

それでは、今、ご質問いただきました福島議員の我が町の脱炭素、ゼロカーボンの対策進 捗状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町では、令和4年5月末に町の脱炭素、ゼロカーボンや廃棄物削減を中心とした環境政策全体の目標や取組方針を明記した小布施町環境グランドデザインを策定したところです。温室効果ガスや廃棄物の排出量の現状と課題、また、削減に向けた目標についてはこの計画の中で具体化をさせていただいたものの、町民の皆さんや事業者の皆さんが参加しやすい取組などを分かりやすくお示しすることができていないということもありまして、今後、町が町民や事業者の皆さんと優先的に取り組んでいく事業や町民の皆さんが日々の生活の中で取り組める削減策を分かりやすくお示しするために、令和4年度中に環境グランドデザインの中からプロジェクト編という形で取組を始めやすいものを別途作成しまして、庁内への周知を図ってまいりたいというふうに6月の会議の一般質問で答弁をさせていただいたところになります。

ご指摘のとおり、脱炭素分野の担当課であります総務課のほうでは、現在、優先課題として環境改善、職場の環境改善に向けた様々な取組であったり、議論を行っているところでは ございますが、環境政策に係る分野については、今年度より環境と防災を一体的に取り組む 危機管理係や環境防災連携推進室を新設しまして、環境政策推進官という専門職人材を新たに採用したことで、より具体的な事業組成に積極的に取り組める体制が現状整いつつあるというふうに認識をしております。

また、こういった体制の下で、9月会議の中でも新たな実証事業に係る補正予算等を上程 させていただいているところになります。

さきに答弁しましたとおり、引き続き今年度中にプロジェクト編の作成を現在進めておりますけれども、これを完了させまして、庁内周知というものを図るとともに、次年度予算の中で本格的な事業実施につなげられるように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

質問の2つ目になりますが、現状の進捗状況というところになりますが、環境グランドデザイン計画の中でもお示ししておりますけれども、町では2030年度に2013年度比で、温室効果ガスの排出量を50%削減することを目標として掲げております。

そのためには、公共施設や事業所における排出量削減はもちろんになりますけれども、一般家庭の皆さんにおいても、例えば自動車の電動化率を50%程度とすることや各家庭の自家消費型太陽光発電設備の設置率を40%以上にしていくということであったり、かなりハードルの高い達成目標を目指していく必要があるというふうに認識をしております。

ただ、現状では町役場としての率先行動としまして、公共施設の熱源としての木質バイオマス利用の検討であったり、多くの町民の皆さん、事業者の皆さんに参加していただきやすい分野、なじみある分野として、廃棄物削減の分野というのは過去にも取り組んできておりますので、リサイクルの促進に向けた新たな取組、こちらは8月からサタデーリサイクルということで、新しい資源循環の仕組みづくりの実証事業を実施させていただいたり、公共施設で集めた落ち葉であったり、剪定枝を今まで利活用できていなかった部分の利活用を始めていったり、また、生ごみの堆肥化を推進するためにコンポストの勉強会ということで、こちらは見学会、展示会であったり、町の図書館を利用したワークショップのようなものを開催させていただくなど、各種取組を先行して行わせていただいているとともに、毎月の町報を活用しまして、この環境グランドデザインの内容を定期的に発信することで、町全体への意識の啓発であったり、町として環境政策に取り組んでいるんだなというような雰囲気づくり、情報提供を図っているところになります。

また、今年8月には町営森の駐車場に民間事業者との共同の下で、町の景観に配慮したデザインを採用しまして、新たな電気自動車用の充電器を設置し、運用を開始しているところ

になります。

加えて、太陽光発電設備に対する町としての景観基準やルール整備に取り組んでいるところでございまして、今年度末を目途にその方針をお示しし、積極的な推進を図っていきたいと考えております。

こういったことを今、かなり準備段階で進めていますけれども、こういったことを踏まえて、目標達成に向けた具体的な事業、予算を伴う様々な事業については、本格的な部分については令和5年度の当初予算の中で予算措置をお願いしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

最後に3点目、この目標に向かって、町のSDGsの取り組んでいる工夫に関してというところになります。

SDGsとは、国連が持続可能な開発に向けて2030年までに達成すべき具体的な目標として示した17の目標のことですが、私たちが今、取り組んでいる環境分野においてはこのうち7番目「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、12番目「つくる責任つかう責任」、こちらは廃棄物であったりとかいわゆる消費を賢く選択していこうというような、そういう分野になります。

次に、13番目「気候変動に具体的な対策を」。また、ちょっと直接的ではないんですけれども、14番目「海の豊かさを守ろう」、これは川と海が接続している中で、例えばプラスチックのごみが海に流れていって、非常に大きな問題になっているというようなところも含めて、山側の私たちのような町も取り組んでいかなければいけない目標だと考えております。

また、15、「陸の豊かさも守ろう」ということで、これは生物多様性も含めて、陸地にある様々な自然資源、環境資源というものを守っていこうと、そういった目標になります。

このあたり、7、12、13、14、15の5点ほどが直接的な環境分野の取組として該当しております。言い換えれば、電力をよりクリーンなものにしていく、より自然由来のものにしていくということであったり、環境保全による生物多様性の保護というものが市町村、自治体にとって大きなテーマとなっているというふうに認識をしております。

また、最後の17番目の目標「パートナシップで目標を達成しよう」というふうにありますけれども、その実施に際しては、パートナーシップ、いわゆる協働、町役場だけではなく、町民や事業者の皆さんと常に情報共有しながら、共に取り組んでいくことが求められているというふうに考えております。

町では、環境分野の取組についてSDGsも意識しながら進めており、特にパートナーシ

ップで目標を達成するという点にしっかりと注力していきたいと考えております。そのために先ほど述べましたとおり、町報での広報活動に加えまして、9月からスタートする町政懇談会におきましてもこの環境グランドデザインをテーマに、町民の皆様に説明をし、対話の機会をいただく予定となっております。

また、11月には第2回目のおぶせ未来環境会議の開催を予定しておりまして、様々な機会を通じて情報発信や意識啓発を図りながら、町全体で取り組むための雰囲気づくりにまずは取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

- 〇議長(小林一広君) 福島浩洋議員。
- ○6番(福島浩洋君) 再度質問させていただきます。

今、答弁の中で、我が小布施町の環境グランドデザインの目標というふうなことでおっしゃっていましたが、具体的にもう少し説明をしていただければと思います。

それから、小布施町でのSDGsの17項目のパートナーシップで目標を達成しましょうというところのパートナーシップとは何かをもう少し具体的に説明をしていただければと思いますが、よろしくお願いします。

- 〇議長(小林一広君) 大宮総務課長。
- ○総務課長(大宮 透君) ご質問いただきました2点につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目、グランドデザインの目標とは何かというところをより具体的にというようなお話ですが、まず、グランドデザインという言葉に関しての意味としましては、グランドというのは基礎的なというような英語になりまして、デザインは描く、いわゆる基礎的な方針を描くというようなもので、基本方針とかそういった言葉になりますので、環境グランドデザインというのは、小布施町の環境に関わる様々な分野において基礎的な方針を示すということを目指して策定した計画、方針になります。

その中で目標というところにつきましては、4つの分野から取り組んでいくということを掲げております。1つ目が先ほどからありますとおり、脱炭素、ゼロカーボンということで温室効果ガスの排出をできるだけ少なくして、2030年に50%削減していくと。また、2050年には実質的にはゼロにしていきたいということで、それに向けた様々な取組を進めていくということを目標としております。

また、このほかに廃棄物の分野、これも結局、廃棄物、ごみというものは最終的に燃やし

て温室効果ガスを排出しているという部分もありますし、十分に資源として活用できるような有機物、例えば剪定枝であるとか生ごみであるとか、そういったものというものが町の組成調査では全体の45%程度あるというふうに分析をしておりまして、こういったものを単に燃やして温室効果ガスの排出源になるのではなくて、地域の中で循環して新しい資源になっていくと、そういうふうな町の活性化にもつなげていく取組をしながら、ごみの削減をやっていこうというところを2つ目の分野として掲げております。

それ以外にも、小布施町は観光の町でもありますので、観光で訪れていただく方に、より クリーンな観光というと非常に難しい表現になりますけれども、環境に配慮したい形で観光 をしていただいたりとか、観光に関わる事業者の皆さんにそういった姿勢、そういった取組 というものをやっていただくような分野ということで、観光分野についても記述をさせてい ただいております。

また、最後に、こういった温暖化がどうしても進んでしまうというものは仕方がない部分 もございますので、そういった中で発生していく災害等に対して、しっかりと対応していく。 どんなに頑張っても気温上昇というものは一部止められない部分もありますので、頻発する 災害に備えていくということで、防災の分野というものも4つ目の分野として記述をさせて いただいているということになります。

それぞれ具体的な目標値というものを定めまして取り組んでいるものというのがこの計画 になるということで、ご理解をいただけたらと思います。

また、2点目のパートナーシップというところにつきましては、先ほど答弁のほうでも少し触れさせていただきましたが、パートナーシップという英語は、日本語に直訳すると協力か協働とか、パートナーというふうに一般的な外来語として言ったりもしますけれども、要するに1人ではできないものをみんなで協力して、いろんな団体、事業者だったり、団体が連携して取り組んでいこうということをパートナーシップというふうに読んでいますので、特にこの環境分野はどこかだけが頑張っても達成できないものですので、そういったパートナーシップというものを大事にしながら取り組んでいくということで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

- 〇議長(小林一広君) 福島浩洋議員。
- ○6番(福島浩洋君) 今の答弁をお聞きしまして、2030年、50%目標達成に向かっては、先 ほどの答弁の中で、令和5年度の当初予算で本格的な予算を組んでスタートするということ

ですが、いよいよ町も本腰を入れて、2030年に向かってやるということの意思表示と考えてよろしゅうございますか。

- 〇議長(小林一広君) 大宮総務課長。
- ○総務課長(大宮 透君) ありがとうございます。今年策定をさせていただいた環境グランドデザイン、これをまさに策定したということ自体が町としては大きく方向性を示したというふうに認識をしておりますので、それに基づいてしっかりと着実に取り組んでいきたいというふうに考えております。

本腰というか、そういった意味では、今回の環境グランドデザインというものは非常に意 欲的な目標設定はしていると思いますので、それにしっかりと取り組んでいくというふうに 考えております。

○議長(小林一広君) 以上で福島浩洋議員の質問を終結いたします。

◇ 渡 辺 建 次 君

- ○議長(小林一広君) 続いて、12番、渡辺建次議員。
- **〇12番(渡辺建次君)** それでは、通告に基づきまして順次質問させていただきます。

1問目、財政民主主義における予備費の考え方は。

予備費とは、予算外の支出または予算超過の支出に充てるため、使途を特定しないで歳入 歳出予算に計上する執行機関にその使用を委ねられたいわゆる目的外予算で、一旦計上され るとその使用については議会の議決を必要とせず、首長の権限で行い得るものとされていま す。

そして、一般会計においては、地方自治法第217条において、必ず設けなければならないとされていますが、財政法第24条では、予備費は予見し難い予算の不足に充てるために計上されているものとしています。

つまり、支出の目的が特定されている予備費の計上は、財政法の規定に違反するおそれが あるわけです。財政を処理する権限は、議会の議決に基づいて行使しなければならないと憲 法第83条に規定があるわけですが、これが財政民主主義だということです。

町が議会に提出する予算案は、特定の政策の実現を目的とする歳出を積み上げて作成されるものであり、金額だけをあらかじめ計上して、首長の責任で支出を決める予備費はこの原

則の例外です。よって、予備費の計上はできるだけ抑制的であるべきだと思われますが、町 の考え方について伺います。

次の3行はダブってしまったので、そこは飛ばしていただきまして、最後の2行ですけれ ども、この予備費に対する町のここ近年の歳出予算に対する予備費の割合は、どの程度計上 されているか。また、その主なものの使途や考え方について伺います。

〇議長(小林一広君) 益満企画財政課長。

〔企画財政課長 益満崇博君登壇〕

○企画財政課長(益満崇博君) おはようございます。

それでは、渡辺議員からご質問いただきました点につきまして答弁させていただきます。 財政民主主義とは、一般的に国家の財政、つきましては議会を通して国民の代表が歳入と 歳出の内容と規模を審議して決めることを指します。つまり、編成、審議、執行、決算から なる予算プロセスについては、国民の監視と同意の下に行われることが大原則であるという ことでございます。

これを地方自治の視点で見た場合に、議会によります民主的統制を規定することにより、 住民の監視と同意を担保しようということになります。具体的には、予算に係る議決の必要 性、執行に当たっての各款項間の流用の禁止、会計年度独立の原則、総計予算主義の原則な どがこれに当たると認識しております。

渡辺議員からご説明をいただきましたとおり、予備費につきましては、この例外として地 方自治法217条の規定により設けられるもので、予算外の支出または予算超過の支出に充て るため、使途を特定しないで歳入歳出予算に計上し、執行機関である長にその使用を委ねる ものでございます。

年度途中における不測の事態により予算の過不足が生じた場合に対処するものとして、その地方団体の予算規模に応じた財政の均衡を阻害しない程度の金額であるべきだと認識しております。一般会計における令和2年度から令和4年度、直近3年間の当初予算における予備費の計上額につきましては3,000万円で、令和4年度の予算対比では0.5%となってございます。

参考に近隣市町村の状況を見ますと、須坂市が2,000万円で対予算比0.1%、高山村が900万円で予算比0.2%、山ノ内町2,000万円で予算比0.3%と、また、長野市につきましては2億円で予算比0.2%というような状況になっております。

当初予算におけます予備費の計上額につきましては、自治体の考え方によって様々であり、

歳出予算の総額に対してどの程度が妥当かは一概には申し上げられませんが、当初予算総額の規模にもよりますが、予備費の本質から見て、1,000万円から5,000万円といわれております。

続きまして、令和2年度から令和3年度までの直近3年間の主な予備費の使途につきましては、令和元年度の台風19号災害復旧費への充当が5,726万円、道路除雪費への充当が3,696万円、みすみ荘火災に当たっての建物撤去や代替建物の借上費用等に1,003万円などとなっており、3年間の総額では1億550万円となっております。

むやみに予備費を計上することについては、さきにご質問のあった財政民主主義の原則に 反することとなるため避けるべきでございますが、災害など緊急に対処せざるを得ない支出 に対して充当しており、当初予算で3,000万円という予算計上額につきましては、数年の状 況を鑑みまして妥当ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 渡辺建次議員。
- ○12番(渡辺建次君) それでは、1点だけ再質問させていただきますけれども、小布施町は通年議会ということで、いつでも補正予算に対応できるわけですけれども、補正予算と予備費との関係はどのようにお考えでしょうか。
- 〇議長(小林一広君) 益満企画財政課長。
- **○企画財政課長(益満崇博君)** ただいまの再質問にお答え申し上げます。

先ほども答弁にございましたが、予備費に関しては緊急時等、やむを得ない場合に支出するということでございますが、本来、予算の流用ですとか予算の補正という制度はございますけれども、予備費については先ほど申し上げた趣旨の下、私どもとしては運用していきたいと思っておりますので、基本的には必要な予算につきましては通年議会ということもございますので、議会の皆様に上程させていただいて、ご審議いただき、執行していくということが基本的な考え方でございますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小林一広君) 渡辺建次議員。
- **〇12番(渡辺建次君)** それでは、第2問目に移らせていただきます。

中学校部活動の地域移行へ向けての取組状況はということで、スポーツ庁がいう学校の働き方改革を考慮した部活動改革では、中学校の休日の部活動を地域のスポーツクラブなどに委ねる運動部活動の地域移行に関する検討会議提言において、令和5年度から3年間を改革集中期間としています。

この利点は、先生の負担を軽減できること、専門指導的な指導が受けられること、チームをつくりやすいこと等が挙げられます。反面、課題として、クラブの月謝の負担、例えばスポーツ庁の検討会議によると、参加会費や保険料、入会料等の負担や問題発生時の責任などが挙げられています。

中学校教員の長時間勤務については、以前より指摘されておりまして、OECD、経済協力開発機構の調査でも、日本の中学校教員の1週間当たりの勤務時間は56時間で、調査に参加した国の中で最長とのことですが、部活動時間を学力支援時間に移行できれば学力向上につながります。

ある教育行政学の大学教授は、この約20年間、日本の子供の学力は変化していないが、貧困層に限ると低下している。経済的困難を抱え、勉強が好きではない子供も学校に来られるよう、部活に依存してきた歴史がある。教員はそこに大きな労力をかけてきたが、教員は子供の学力を伸ばすことが本来の役割だとおっしゃられています。部活は貧困層の子供がスポーツや文化活動に参加できる貴重な機会です。ある文部科学官僚は、公的な意味を持つ部活を守るには公的な財源が必要と話されています。

以上から、町中学校教員の勤務実態等について伺います。

1点目、小布施中学校教員の平均1人当たりの1週間の勤務時間はどのくらいでしょうか。また、そのうちの授業時間、部活動時間、生徒との対面時間の件数及び平均はどのくらいか。 2点目、費用対応等、様々な問題はあろうかと思いますが、町として現在の中学校の休日部活動を地域スポーツクラブ等へ委託することで支援していく考えはありますでしょうか。また、令和5年度予算編成に向けて、費用試算をされていれば、その内容について伺います。 OBUSEスポーツ未来会議は、地域移行の中核となると認識していますが、町との連携状況や会議で決定した内容について伺います。

- 〇議長(小林一広君) 山﨑教育長。
- **〇教育長(山崎 茂君)** ただいまの渡辺議員のご質問に答えます。

1点目の中学校教員の1週間の勤務時間は。そのうち授業時間、部活動時間、生徒との対面時間はとのご質問でありますが、1週間の勤務時間につきましては40時間であります。その中で授業時間は、平均ですが、18.85時間です。部活動時間は平日は2時間、水曜日にノー部活デーになりますので、週4日で8時間、休日は3時間、合わせ合計約11時間となっております。なお、生徒との対面時間については調査がありません。

2点目と3点目のご質問に関しては、関連がありますので併せて答弁を申し上げます。

町では、新たな地域スポーツ体制の創造に向けて、スポーツ団体の連携促進を進めるべき、スポーツ少年団、中学校部活動関係者、体育協会、さらには総合型地域スポーツクラブ関係者が一体となった協議の場として、昨年、5月にOBUSEスポーツ未来会議を立ち上げました。

会議設立の背景には、少子化の影響による子どものスポーツ環境の変化、学校の働き方改革と部活動改革、人生100年時代と多様な価値観の影響等があり、その課題解決のため、OBUSEスポーツ未来会議の役割として、関係団体の協力体制、関係団体の活動の在り方、見直し、関係団体の再構築、地域スポーツクラブの創設、中学校部活動指導者の確保等について、月1回の会議を開き、話合いと研究を重ねてきています。

昨年はそれぞれの団体が抱える課題等を出し合って、町が目指すスポーツの姿の実現に向けて意見交換を図り、小布施スポーツのキャッチフレーズとして私のオブスポ、サブタイトルとしてにこにこわくわくつながる町民としました。その中で、組織については既存の団体を一本化した組織に再編する方向で意見共有が固まり、現在、新組織を運営していく上での課題、問題点等について議論を継続しているところです。

ご質問の部活動の地域移行に伴う費用負担の支援でありますが、地域団体が部活動の運営主体になった場合、現在よりも会費などの家計負担が重くなると見られているため、文科省の外局であるスポーツ庁と文化庁は、関係者間の連携調整などを行うコーディネーターを自治体に配置して、体制整備を進めることを決めて、また、指導者確保のための人材バンク設置を後押しし、経済的に困窮する家庭の生徒への財政的な支援も実施する方向で、それを受け、文科省は2023年度予算の概算要求に80億円超を盛り込む方針であると新聞報道が先月ありました。

先ほども申し上げましたが、現在は新組織の体制づくりを中心に議論をいただいておりますので、費用試算につきましては今後詳細が固まり次第、検討したいと考えております。なお、地域部活動の費用負担については保護者による負担、自治体による減免措置等々、国による支援を想定していますが、引き続き、OBUSEスポーツ未来会議で検討していきたいと思います。

以上です。

- 〇議長(小林一広君) 渡辺建次議員。
- ○12番(渡辺建次君) それでは、何点か再質問させていただきますけれども、最初のところで、生徒との対面時間については調査がありませんということですけれども、現状、対面

する余裕のない状況なのかどうか、そのあたり、現場がどういうふうになっているのか。

次は、スポーツに関するものですけれども、現在、ちょうど会議も持ちながら進行中であるということですけれども、具体的に課題がもしあれば、ここで挙げていただければと思いますね。

それから現在、外部指導員として活躍をされている人たちは、これからの新たなものを立 ち上げたときにはどうなるのか、そのあたり、もし分かりましたらお願いします。

- 〇議長(小林一広君) 山﨑教育長。
- ○教育長(山崎 茂君) まず、1点目の生徒との対面時間ということについては、1学期、 2学期、3学期、それぞれ時間をつくりまして、1対1で担任が生徒と話し合うという時間 を設けるように努力しています。そこで子供たちの悩みや部活動や学習のことの話を担任が 聞き取るというような、そんな工夫をしております。

あと、町の小巻さんという精神福祉士の方がいらっしゃるんですけれども、その方に、例 えば小学校6年、それから中学校2学年で全員面談を行っていますので、担任以外の人にも 自分の悩みを相談できる機会を現在つくっています。

以上です。

- 〇議長(小林一広君) 藤沢教育次長。
- ○教育次長(藤沢憲一君) それでは、渡辺議員の2つ目、3つ目の再質問につきまして、ご答弁をさせていただきます。

まず、今、いろいろ打合せをしている中での課題ということでございますけれども、先ほど教育長のほうからも答弁で申し上げさせていただきましたが、今後、地域に部活動が移行した場合、それをどなたにお願いしていくかという人材の確保について、これが一番の今の課題でございます。今、部活動の指導者の中には、スポ少の指導もしながら部活動の指導員を行っていただいている方もいらっしゃいます。

そのような中で、今回、OBUSE未来会議の中で、新たな組織をつくる中で、大勢の皆さんに関わりを持っていただき、その中からこれから進めようとしています部活動の地域移行へ進む中での指導者等についても、その中からお願いをしていければということで今、検討を進めているところでございます。

したがいまして、今、携わっていただいています部活動の外部指導者の皆さんも、移行した後の指導者としてご協力いただくような形でお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 渡辺建次議員。
- **〇12番(渡辺建次君)** ここではスポーツを主体に質問したわけですけれども、文化部関係 の部活、これについてはどのように進んでいるんでしょうか。
- 〇議長(小林一広君) 藤沢教育次長。
- ○教育次長(藤沢憲一君) 議員ご指摘のとおり、文化部の活動についてもスポーツと同様に 令和5年度から令和7年度までの3年間の中で、地域へ移行というような予定になっており ます。ただ、スポーツと違いまして、特に吹奏楽とかそちらの関係については本当に専門性 が必要になる部分もございますので、その辺はまた今後、学校とも調整する中でどのような 形が可能なのかどうかということを含めまして、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 渡辺建次議員。
- ○12番(渡辺建次君) それでは、第3点目に移ります。

育英金貸付け事業の実態と新たな条件つき給付型奨学金の創設の考えはと。報道によりますと、支援機構の奨学金を利用していた39歳以下の勤労者のうち、返済が苦しいと回答した 人が非正規雇用者の場合は6割弱、正規雇用者でも約4割に上っているとのことです。

町では、育英金貸付け事業により学生等に貸付けを行っていますが、貸与や返還状況等、 今後の方針について伺います。

1点目、町育英金について現在の貸付け人数と過去5年の滞納者人数及び総額について伺います。

2点目、最大で貸し付けた金額と一般的な返済期間や返済方法等について。

3点目、現育英金貸付け事業の見直しについて、例えば、卒業後に一定期間を町内に居住する等の条件をつけた場合における返還免除等についての町の考えを伺います。県内では、 生坂村さんがこの方式を行っています。国内でもこのような条件をつけた事例が出てきていますけれども、お願いします。

- 〇議長(小林一広君) 藤沢教育次長。
- ○教育次長(藤沢憲一君) それでは、渡辺議員の3点目のご質問でございます育英金貸付け事業の実態と新たな条件つき給付型奨学金の創設の考えはということで、3項目ご質問いただいておりますので、順次ご答弁をさせていただきます。

まず、1点目でございますけれども、現在の貸付け人数は13名でございます。また、過去

5年間の滞納者の人数につきましては、平成29年度が5人、平成30年度が4人、令和元年度が4人、令和2年度が5人、令和3年度が6人であり、総額は520万1,800円であります。なお、実数では9名でございます。

2点目のご質問でございますが、小布施町育英金の貸付け上限額につきましては、私立の大学や専修学校専門課程に自宅外から通う学生に対して貸し付ける月額5万5,000円が上限であり、4年間利用したとなると264万円の貸付けとなります。

貸付け終了後、1年間は償還を据え置き、貸付けの倍の期間内に月賦、半年賦、年賦のいずれかで償還をいただいています。貸付けの倍の期間内であれば、償還の回数や金額はご相談に応じて柔軟に対応しているところであります。大学院の進学や病気などの正当な理由があれば償還猶予も行っておりますので、事情がおありの場合はご相談いただきたいと思います。

3点目のご質問でございますが、奨学金は経済的理由で進学を諦めていた生徒に進学への後押しをすると同時に、いずれ社会に出て、自らの力で学費を返済していただく貸付金としての性格がございます。経済的な理由や社会的擁護が必要な生徒に対しては、進学を諦めないために返済不要の給付型奨学金が幾つかの団体で実施されております。

ご質問の条件つき給付型奨学金の創設につきましては、返済免除の条件に合えば卒業後の 返済の負担は軽減されますが、育英金の持つ貸付金という性格上、町内の移住や町内事業者 への勤務などの条件を設けることが他の利用者との公平性や町の施策と合致しているかどう か、さらには後輩育英生への貸付けが持続可能なのかどうかといった点で、慎重に検討して いかなければいけないと考えております。

人口増や出生率が向上している自治体は、様々な子育で支援、定住促進策を行っている中の一つに、条件つき給付型奨学金制度を設けています。まずは、進学を希望している生徒やご家庭に奨学金制度について周知し、返済不要の給付型奨学金、返済が必要な小布施町育英金の違いを十分ご理解いただいた上、育英金を利用していただくよう丁寧な説明に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 渡辺建次議員。
- ○12番(渡辺建次君) 給付型ということに関して、他の利用者との公平性とかあるいは町の施策と合致しないとかいろいろ言われましたけれども、考え方次第ですよね。明日の小布施を担う意欲ある若者への投資として考えれば、何とか一歩でも二歩でも前向きに考えるこ

とはできないものかどうか、そのあたりお願いします。

- 〇議長(小林一広君) 藤沢教育次長。
- **○教育次長(藤沢憲一君)** それでは、再質問にお答えさせていただきます。

創設に前向きにというようなご質問でございます。今、町で行っている育英金については無利子でお貸しをしているというようなところもございますので、ほかのいろんな貸付けに比べますと、その辺は利用者の方が利用されやすいのかなというところがございます。ただ、町の育英金の、先ほど説明させていただきました現在13名の方に貸付けを行っておりますが、ここ数年、貸付けを希望される方が減っているということも実際にございます。

その辺も含める中で、この育英金の在り方自体も検討する余地はあるのかなというところは、こちらのほうでも考えております。そのような中で議員ご提案いただきました条件つきの奨学金制度について、併せて検討し、進めていければと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長(小林一広君) 以上で渡辺建次議員の質問を終結いたします。

◇大島孝司君

- ○議長(小林一広君) 続いて、9番、大島孝司議員。
- ○9番(大島孝司君) 通告に基づき、小布施町土地開発公社の現況と今後の展望はということで質問させていただきます。

小布施町土地開発基金条例が制定されたのが昭和45年12月21日、小布施町土地開発公社が設立されたのが昭和56年8月4日と小布施町土地開発公社には半世紀にわたり、活動してもらいました。

伊勢町の商工会裏の土地も売却され、昨年、上町逢瀬神社北西の土地も売却され、土地開発公社所有の土地も残り僅かとなり、土地開発公社の役割はほぼ終了したと思われます。土地開発公社の現況と今後の展望について質問いたします。

1点目として、現在、町土地開発公社で所有する土地の箇所数とそれぞれの面積、取得価格について伺います。

2点目として、国道403号沿い逢瀬神社北西の上町地区用地は、一部を昨年売却しました が残用地の今後の予定について伺います。 3点目として、昨年度、中町南交差点の市庭用地として購入した土地を隣接者へ住宅用地として売却しましたが、市庭計画に支障はないのか。また、その価格は妥当なのか伺います。 また、現在、市庭通りの会議も停滞し、事業の進展が見られませんが、どうなっているのか伺います。

4点目として、市庭用地の一部は町が直接購入した形になっていますが、なぜ土地開発公 社を通さなかったのか伺います。

5点目として、雁田蟹沢地区の土地を取得していますが、町は何の目的で開発公社に取得させたのか。その土地の取得金額と現在の評価額は。また、今後の活用方法や売却の予定はどうか伺います。

6点目として、上町西側で貸し付けている土地について、今後の処分方法についてはどのように考えているのか。例えば借主に売却するのか、あるいは国道403号の歩道拡幅に利用するのか伺います。

7点目として、わかば保育園北側の土地について町で買い上げる予定はあるか。また、保育園駐車場利用の考えはあるか伺います。

8点目として、町土地開発基金より土地開発公社へ貸し出している5,180万円について、本年3月に上町の土地を売却したことにより、土地開発公社より4,000万円返済されていますが、残り1,180万円について返済予定はどうかお伺いいたします。

9点目として、町は七、八年前から土地開発公社を解散する方向に動いており、令和4年 度中の解散予定と聞いておりますが、具体的に解散時期はいつになるのか伺います。

〇議長(小林一広君) 林建設水道課長。

[建設水道課長 林 信廣君登壇]

〇建設水道課長(林 信廣君) それでは、大島議員のご質問にお答えをいたします。

1点目のご質問ですが、令和4年8月末現在の小布施町土地開発公社で所有する土地についてです。

町からの依頼により先行取得した土地、1号用地につきましては3か所あります。小布施町大字小布施字上町西側927番の3は、昭和56年に悠然楼周辺町並み整備事業の代替地として取得した都市計画道路事業の用地分であります。面積は75平米で、取得価格は221万円になります。

続きまして、小布施町大字蟹沢1147、1148番地は、冒険の森用地の一部で、平成22年にスポーツ施設にする際、地権者からスポーツ施設にするなら協力できないとの申出があり、代

替地として、当時公社で所有していた雁田宮林用地の一部、900平米と交換したものであります。面積は848平米で、取得価格は交換のためありません。

続きまして、小布施町大字小布施字上町西側930番23、24につきましては、国道403号整備に伴う代替地として平成24年、平成25年に取得した都市計画道路用地の事業用地分です。面積は130.33平米で、取得価格は522万6,336円になります。

続きまして、町からの依頼ではなく、土地開発公社自らの負担と責任において行われる事業、いわゆるプロパー事業、2号用地といいますけれども、の用地について説明をいたします。

小布施町大字小布施字下宿大道西1210の72番地は、昭和63年に長野ノバフォーム、現在のDMノバフォームさんでありますけれども、雁田沖に移転した際に土地開発公社で購入し、宅地造成した土地の残地分になります。現在はわかば保育園駐車場として貸し出しております。面積は160.09平米で、取得価格は836万6,721円になります。

2点目のご質問でございます。

国道403号整備に伴う代替地について、令和3年度に一般競争入札により宅地造成用地として民間売却を行いました。残用地につきましては、1点目のご質問にもありますように、都市計画道路事業用地になりますので、国道403号整備のめどが立ちましたら、長野県へ売却する予定でございます。

3点目のご質問です。

昨年度売却した中町南交差点の土地についてでありますけれども、令和元年度市庭用地として購入したものであります。この土地につきましては、県が施行した中町交差点の歩道及び緑地帯事業で用地買収を行った残地分であります。面積は20.12平米で、取得価格は67万2,000円になります。現在進めております市庭通りの計画に土地利用上、支障にならないように隣接者へ住宅の宅地延長の用地として売却したものでございます。

売却価格につきましては、令和元年取得時の近傍地価公示価格から、地域要件、個別的要件を加味して算出いたしました。令和3年度の近傍地価公示価格の令和元年度とほぼ同単価のため、取得価格と同価格で売却をいたしました。取得価格、売却価格につきましては、ただいまお答えしたとおり、地価公示価格から個別的要件を加味して算出しましたので、妥当であると考えております。

市庭通りの会議につきましては事業の進展が見られないとのご指摘でございます。新型コロナウイルスの影響で、県外にお住まいの委員さんがいらっしゃることや国道403号の事業

主体である須坂建設事務所での進展が見られなかったことから、停滞しているような状況で ございます。県で進めています国道403号の整備の進捗状況に合わせて、進めてまいりたい と考えておりますので、よろしくお願いします。

4点目の質問でございます。

小布施町大字小布施字上町西側981の14、面積176.2平米でございますけれども、令和元年9月9日に町と土地開発公社の間で、市庭用地取得のために、国道403号整備関連事業市庭整備事業用地取得等協定業務を締結しております。土地の購入費用は、令和元年度小布施町一般会計地方創生推進事業費の市庭用地購入費で予算計上し、直接購入した形になっております。

令和2年3月22日に土地所有者、小布施町土地開発公社、小布施町の3者で土地家屋売買に関する契約を締結しております。その中で、小布施町は土地開発公社所有の国道403号整備に伴う代替地を今回、小布施町で取得した事業用地を金銭に代えて、土地所有者に譲渡するとあります。土地開発公社所有の国道403号整備に伴う代替地を交えた3者契約になっていますので、町が直接購入をいたしました。なお、令和元年度小布施町一般会計地方創生推進事業の財源に、小布施ふるさと応援基金を活用させていただきました。

続いて、5点目の質問でございます。

雁田蟹沢の土地の取得目的、取得金額についてでございますが、こちらは1点目のご質問でお答えさせていただいたとおりでございます。今後の予定につきましては、町へ財産移管する予定でおります。

活用予定につきましては、平成22年よりスキー・スノーボード練習施設として民間へ貸し付けていますので、引き続き貸付けを行ってまいりたいと考えております。また、町が計画した都市公園用地として等価交換した土地でありますので、評価は考えておりません。

6点目の質問でございます。

2点目のご質問と同様、国道403号の整備のめどが立ちましたら、長野県に売却する予定でおります。

7点目のご質問です。

わかば保育園北側下宿大道西の土地は、公社のプロパー事業として取得したものでございます。 1 点目の質問でお答えしたとおり、わかば保育園駐車場用地として既に貸し付けているため、解散時に町へ売却する予定でございます。

8点目のご質問です。

土地開発基金1,180万円の内訳ですが、平成24年、平成25年度で取得いたしました国道403 号整備に伴う代替地の都市計画道路事業分で500万円、下宿大道西用地で680万円でございます。今後、町財政部局と土地についての買戻しの協議を行い、町へ売却したいと考えております。土地の買戻し、売却が完了した後、借入金の返済を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、9点目のご質問でございます。

土地開発公社の解散についてでございますが、平成21年に国から発出された通知、土地開発公社の抜本的改革についての中で、原則として全ての土地開発公社を対象として、その存続を含めた検討を行った上で、抜本的改革を集中的、積極的に行うこと、抜本的改革に当たっては、存続の必要性が認められない土地開発公社については解散を検討することの通知がありました。

こうした状況を踏まえ、土地開発公社では、平成29年12月に解散に向けた小布施町土地開発公社経営健全計画を策定しました。しかし、国道403号整備関連事業が発生する可能性もあることから解散を先送りしてまいりました。

先ほどからご説明申し上げていますように、国道403号整備事業で代替地を希望する地権者がいないことから、2点目の質問でお答えしたとおり、代替地の民間売却を行いました。これにより、1点目の質問でお答えさせていただいたとおり、公社が所有する土地は道路、公園等の公共施設用地のみとなったため、本年度より解散に向けた準備を進めております。

しかしながら、小布施町土地開発公社定款第27条の2で、公社が解散した場合において、 債務を弁済してなお残余財産があるときは、この残余財産は小布施町に帰属すると規定して います。

よって、8点目のご質問でお答えしたとおり、借入金を返済し、小布施町土地開発公社定 款第27条の1で規定するように、公社は理事会で出席理事の4分の3以上の者の同意を得た 上、小布施町議会の議決を経て、長野県知事の認可を受けたときに解散すると規定しており ますので、早急に町財政部局と調整し、借入金の返済を行い、土地開発公社の理事会で解散 の同意が得られましたら、早い時期に次期議会へ解散議案の提出を行う予定でございますの で、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小林一広君) 大島孝司議員。
- ○9番(大島孝司君) それでは、再質問させていただきます。

3点についてお伺いいたします。

まず、市庭用地についてですけれども、市庭用地の一部を隣接者に売却したというのは、 ただいまの答弁では平米3万3,000円、坪11万円とのことで妥当な価格であるというような 答弁でありましたが、本当に町の中心部で坪11万円というのが妥当な価格なのか、再度お伺 いいたします。

また、令和3年度の成果説明書によると、市庭事業地建物解体工事に1,398万円支出して おります。また、令和元年度に市庭用地購入費として1,578万円を支出しております。土地 購入と解体で約3,000万円ですが、これまでの市庭事業のための支出総額をお伺いいたしま す。

また、今後、ほかに用地取得をする予定があるのか、また、マルシェの建築をするような 予定があるのか、その辺の費用等、どのくらいの支出を予定しているのか概算をお伺いいた します。

この市庭の会議は、以前は月一のペースで開催されていましたが、令和3年度では3回、会議を開催しただけで、令和4年度にはストップしてしまいました。ストップしている理由がただいまの答弁では、新型コロナウイルスの影響と、また須坂建設事務所の進展が見られなかったからとのことですが、本当の理由をお伺いいたします。また、須坂建設事務所の進展が見られなかったとのことですが、なぜ須坂建設事務所の進展がないのかお伺いいたします。

また、市庭事業は計画当初、企業版ふるさと納税の活用を考えていましたが、これについての見解をお伺いいたします。

また、小布施町にとって市庭通り事業が本当に必要なものなのか、計画そのものを見直す 必要もあるかと考えますが、その辺について見解をお伺いいたします。

2点目として、雁田の蟹沢の土地についてです。雁田宮林用地の一部、900平米と交換したもので、取得価格は交換のためありませんという答弁でありましたが、交換した雁田宮林用地900平米の取得価格と取得目的はどうか、お伺いいたします。また、その価格は妥当なのかお伺いいたします。

蟹沢の土地は、地権者からスポーツ施設にするなら協力できないとの申出があり、代替地として公社で所有していた宮林の900平米と交換したとの答弁でありましたが、なぜ地権者はスポーツ施設なら協力できないとしたのかお伺いいたします。

また、現在、スポーツ施設に848平米を年間幾らで貸し出しているのかお伺いいたします。 スポーツ施設に売却する予定はないのかお伺いいたします。 3点目として、解散についてであります。

土地開発公社が解散するためには、土地開発基金へ1,180万円返済し、所有の土地を全て 売却しなければなりませんが、そのめどが立っているのかお伺いいたします。また、町で買 い取った場合、それぞれの土地の利用目的と利用価値、これを明確にしているのかお伺いい たします。

また、解散時期について、早急にという答弁でありましたが、具体的に何月を目標にして いるのかお伺いいたします。

- 〇議長(小林一広君) 林建設水道課長。
- ○建設水道課長(林 信廣君) 1点目の市庭用地の再質問の関係でございますけれども、町の中心部で妥当であるかということになりますけれども、再三、先ほどの説明と同様な説明になりますけれども、この価格につきましては、地価公示価格から算出したものでございますので、私どもとすれば妥当な数字であるというふうに考えているところでございます。

それから、市庭用地に係る関係のかかった費用ということでございますけれども、こちらのほうは今、議員のほうからもお話がありましたように総額で7,471万円かけてございます。 続きまして、今後の市庭用地、それから建設事務所の進展等でございますけれども、国道建設事務所のほうの進展につきましては、前の議会でもお答えさせていただいておりますように、一部の地権者の方のご理解を得られていないということで、進展が遅れているような状況であるというような説明を受けているところでございます。

また、市庭用地の今後の活用についてでございますけれども、繰り返しになりますけれど も、国道403号の進展と併せて検討していければというふうに考えているところでございま す。

それから3点目の蟹沢の関係でございますが、現在、手持ちの資料がございません。調査 しておりますので、今しばらくお待ちいただければと思います。よろしくお願いします。

すみません、宮林の土地について現在調べておりますので、しばらくお待ちいただければ と思います。よろしくお願いします。

解散の時期ですけれども、具体的に何月ということでございますけれども、先ほどから申し上げておりますように、土地開発公社で持っておりますその土地の売却を終えてから、基金の借入金の返済をしてということで考えておりますので、今後、財政部局と調整をして早期にということで考えております。具体的にいつということは現時点では申し上げられません。よろしくお願いします。

- 〇議長(小林一広君) 大島孝司議員。
- ○9番(大島孝司君) 答弁漏れについて再度質問させていただきます。

まず、1番についてですけれども、また今後、用地を取得するのか。当然、建物も建てる んだと思うんですけれども、マルシェのような建物を建てるような予定であろうかと思うん ですけれども、その辺の支出の概算をお伺いいたします。

また、今の答弁では、既に7,400万円支出しているということで、これは今後の支出も合わせると1億円を超える事業になろうかと思うんですけれども、その辺について。また、先ほどの答弁漏れの中で、本当にこれが1億円かけて必要なものなのかどうか、計画を見直す必要もあるかと先ほどご質問したんですけれども、それに対する町の見解をお伺いしますという先ほどのご質問でした。

もう一つ、計画当初、企業版ふるさと納税というものの活用を考えていたわけですけれど も、これについてのご見解も答弁漏れであります。

また、答弁漏れですけれども、解散した後、解散する前、解散と同時に町で買い取った場合、それぞれの土地の利用目的、また利用価値、この辺を今現在、明確にしているのかどうかという質問であります。

以上、答弁漏れに対して再度お願いします。

- 〇議長(小林一広君) 益満企画財政課長。
- **〇企画財政課長(益満崇博君)** ただいま答弁漏れということで申し訳ございません。

まず、マルシェ、当初、市庭計画の中でマルシェの建設等もありました。具体的な費用の 積算についてはまだ算出しているわけではございませんが、今後、会議等を進めたり、会の 皆様のご意見などを踏まえて、また積算のほうは今後ということでご理解いただければと思 います。

また、企業版ふるさと納税の活用につきましても、現段階ではストップをしているところでございますけれども、当初どおり、企業版ふるさと納税の活用をした市庭通りの創出事業について進めていきたいというふうに考えてございます。

それと、進捗状況について、先ほど林課長のほうからも答弁がございましたとおりでございますが、1か所、まだ進んでいない箇所がございますけれども、そちらについては所有者の方とお打合せをさせていただいたりとかいうことで、そちらのほうは順次進めているところでございますので、その進捗もございましたら、また会議のほうで報告等をさせていただく予定でおりますので、よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小林一広君) 桜井町長。
- ○町長(桜井昌季君) 今回の403号につきまして、当初、全体の中では歩道拡張というか、歩くのに危険な場所を広げていこうというところと中町南の信号の今、更地になっております土地、これが2つ動いております。

ここのところ、会議が開かれなかった理由としまして、一番大きかったのは歩道の拡張、 電線の地中化等々の事業の中でやはりそこの用地買収が進んでいなくて、今、須坂建設事務 所さんのほうを中心に、それから私どもの担当も出向きまして交渉を続けている。その進捗 のほうがなかなか進まないというので、今、滞っている中で、会議の開催ができないという 状況がありまして、そちらのほうで止まっております。

マルシェという話がございまして、あそこをやはり道をきれいにするに当たって象徴的な、 町の活性化につながるものを造りたいという思いで、あそこが更地になりまして、あそこに また商業施設が建つというイメージはございますけれども、ただ、具体的にどういった形の お店がふさわしいのかという形については、まだまだ今、討議が必要というふうに考えてお りまして、それにつきましては、また検討を重ねていきたいというふうに考えております。

- 〇議長(小林一広君) 林建設水道課長。
- **〇建設水道課長(林 信廣君)** すみません、お待たせをいたしました。

宮林の土地の取得価格でございますけれども、当時、平米1万950円で購入をしております。購入目的はホテル用地として購入したものでございます。

また、当時、雁田の冒険の森の所有者でありましたといいますか、冒険の森としてお借り していた土地の関係でございますけれども、町といいますか、冒険の森というような公園施 設であればお貸しはするけれども、民間のそういったスポーツ施設というものには協力がで きないということで、スポーツ施設を勧誘するに当たって宮林の土地と交換をするというこ との条件で、そちらと交換したものになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(小林一広君) 以上で大島孝司議員の質問を終結いたします。

◇ 中村雅代君

○議長(小林一広君) 続いて、5番、中村雅代議員。

○5番(中村雅代君) 一般質問ラストとなりました。通告に従いまして、1項目について質問させていただきます。

同和行政・同和教育の推進に向けた取組は。

部落差別という言葉を初めて法律に盛り込んだ部落差別の解消の推進に関する法律が平成 28年12月16日に公布、施行されましたが、これについてどのような取組がされているのかお 聞きいたします。

この法律は、現在もなお部落差別が存在することを認め、その解決に当たっては、部落差別を許さない社会づくりが重要であるとした内容です。

この法律の意義は、部落差別が現在もなお存在することを認めたこと、部落差別が許されないものであることを明記したこと、部落差別の解消という目的を明記したこと、そして、部落差別解消のための施策実施を国と地方公共団体の責務と明記したこと。

さらに、その具体的な施策として、第1に、相談体制の充実に取り組む、第2に、教育及び啓発の実施に取り組む、第3に、部落差別の実態の把握に取り組むと具体的な課題について明記をしています。

当町においては、小布施町におけるあらゆる差別撤廃・人権擁護に関する条例を平成7年に施行し、同和行政の推進に向けての取組が展開されております。現状はどうでしょうか。 県内では長野市隣人差別事件をはじめ、南信地域では2件の差別文書送付事件が発生し、昨今では情報化の波により、インターネットの書き込み等による部落差別事象・事案が後を絶たない状況となっており、実被害も報告されています。残念ながら、部落差別はなくなるどころか、厳しく存在している現状にあるといわざるを得ません。

人間の尊厳と平等を掲げた全国水平社の創立から今年で100年を迎えました。その水平社 宣言から1世紀がたち、かつてほどあからさまではなくても、部落差別はなお根強く残り、 むしろ見えにくい形で温存されている現状にあり、決して過去の問題ではありません。

時代を経て、解放運動を進めてきましたが、結婚や就職など人生の大事な場面で、出身を 理由に排除されるといった差別はなかなかなくなりません。差別のない人権が尊重される町 になるために、部落差別をはじめ、あらゆる差別を撤廃していくことが行政としての役割で あり、トップがその意識を強く持って臨まなければならないと考えます。さらなる同和行政、 同和教育の推進、啓発に向けて質問いたします。

1点目、この法律が現在もなお部落差別が存在することを認めている中で、当町の町民意識調査からも、部落差別はまだあるという結果が明らかになっていますが、当町における部

落差別事象の過去3年間の発生件数や特徴的な事例について伺います。

2点目、部落差別推進法では、情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることとして、インターネットにおける差別情報の氾濫を指摘していますが、解消に向け、具体的な方策はどうお考えでしょうか。

3点目、町人権教育のさらなる進化、発展のための関係機関、関係団体との連携を進めていくべきと考えますが、コロナ感染拡大が続き、予防のために集会、学習会、講座等が中止せざるを得ない状況において具体的取組について伺います。

4点目、毎年、小学校では人権学習が行われていますが、道徳教育の中での同和教育の位置づけはどうでしょうか。

5点目、差別解消推進法の理念を具現化するための行動指針である人権尊重のまちづくり 条例といった自治体独自、町独自の条例制定のお考えはどうでしょうか。

〇議長(小林一広君) 藤沢教育次長。

〔教育次長 藤沢憲一君登壇〕

○教育次長(藤沢憲一君) それでは、中村雅代議員の同和行政、同和教育の推進に向けた取組についてということで、5項目についてご質問いただいておりますので、それぞれご答弁をさせていただきます。

まず、1点目の当町における部落差別事象の過去3年間の発生件数や特徴的な事例についてとのご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、平成30年度に実施した人権問題に関する意識調査では、部落差別はまだあると回答された方は48%で、依然としておおむね2人に1人がまだ部落差別があると回答しております。一方、その前の調査、平成25年度に行っておりますが、その調査では50.7%、比較しますとマイナス2.7%となっており、少しずつではありますが、改善の方向に向かっているものと考えます。

過去3年間において、町及び部落解放同盟小布施町協議会へ相談があった部落差別の事象 はございません。また、部落解放同盟須高地区協議会へも確認をしましたところ、須高地区 においても差別事象はないとのことでありました。

町では、人権擁護委員をはじめ、民生児童委員による「心配ごと相談」、行政相談員による行政相談、弁護士による法律相談など、様々な悩み事に対する相談窓口を設け、具体的な事案発生の場合には情報を共有し、その対応に当たるようにしており、今後も継続してまいりたいと思います。

2点目のご質問でございます。

議員ご指摘のとおり、部落差別解消推進法が成立、施行した背景の一つに、インターネット上での部落差別の深刻化があり、同法第1条では情報化の進展に伴って、部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえと記載されております。

また、昨年、部落解放同盟長野県連合会からの部落解放・人権政策確立要求長野県内行動統一要求書におきましても、インターネット上の部落差別記事のモニタリングを実施されたいとの要望がありました。

インターネット上の部落差別記事のモニタリングにつきましては、小さな市町村単独での 常時の実施は難しい状況であり、県内でも実施している市町村はごく僅かでございます。今 後、広域的な連携も模索しながら、今後の対応について検討してまいりたいと思います。

3点目のご質問でございます。

町では、同和対策集会所や自治会、コミュニティ、人権のまちづくり委員会、人権フェスティバルなど、様々な啓発の場面を設け、人権同和教育を推進しているところでございます。しかし、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、人と人とのコミュニケーションが様々な場面で制約を受け、計画した学習会、講座等も中止せざるを得ない状況であります。

今年度に入りましても、7月、8月に予定されていた自治会における人権学習会も感染拡大防止のため、やむを得ず中止となりました。まだまだ感染の終息が見通せない状況ではありますが、関係団体と調整をさせていただく中で、できる対策を講じながら、引き続き啓発事業に取り組んでまいります。

4点目のご質問でございます。

小学校の人権同和教育では、自尊感情を高めること、相手の立場に立って物事を考えること、偏見や差別をなくすことなどを学んでいます。また、人権同和教育係が中心となり、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、学校行事など、あらゆる場面で人権教育を進めております。

同和教育については、長野県同和教育推進協議会が発行する教材「あけぼの」を用いて、 学習を進めています。春はなかよし旬間を6月上旬から中旬、秋はなかよし月間を11月の1 か月間に設定し、この時期は人権教育をさらに力を入れて行っております。

例年、6年生は、秋のなかよし月間中に部落解放同盟小布施町協議会の皆さんに講師をお願いし、部落差別を受けた当事者の生の声をお話ししていただき、学習をしております。ま

た、5年生は岡山県に伝わる部落の伝承話「山の粥」を題材に同和教育を行っております。 5点目のご質問でございます。

町では平成7年4月に、小布施町あらゆる差別撤廃人権擁護に関する条例を制定し、部落 差別をはじめ、あらゆる差別の撤廃に向けて、町及び町民の責務を定め、施策の総合的な推 進、実態調査の実施、啓発活動の充実に努めてまいりました。

町独自の条例制定をとの議員のご提案でございますが、部落解放同盟小布施町協議会から も改めて教育、相談体制等を明記した部落差別解消推進法を踏まえ、これまでの人権条例を 見直し、改正されたいとの要望もお聞きしております。

町としましても、部落解放解消推進法の理念にのっとった施策を推進するため、他市町村の改正の動向などを注視しながら、審議会や協議会など、関係の皆さんと共に現条例の改正について調査研究、検討を進めてまいります。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 中村雅代議員。
- ○5番(中村雅代君) ただいまはご答弁いただきました。

1点目からは部落差別のそういう事象は、当町において、ないというご答弁でした。当町の意識調査では、部落差別はまだあるという結果をお伺いしましたが、年々少しずつ、かなり僅かな数字ではありますが、改善をされているということで、少しほっとはしているんですが、そもそもこの部落差別の解消の推進に関する法律には、部落差別の実態に係る調査ということを行うことが規定されています。

それで国は、法務省がこれに基づいて調査をいたしまして、令和2年6月の公表でも、結果では交際相手や結婚相手が被差別部落の出身であるかどうか気になると答えた人は、およそ6人に1人に上ったそうです。以前、やはり小布施町でも、どこそこは同和地区かとか誰々は同和地区の出身かといった問合せから事件として発覚してきました。

でも、今は部落の地名や人名がインターネットにさらされていることで判断できてしまうんですよね。もしくは疑いを持たれてしまって、当事者の方は結婚するのはやめたほうがいいのかなとか、親友や親戚から、考え直したらなどと言われて身を引くような決断ということで、問合せすることもなく、その前段で事が済まされてしまって事件として上がってこないという現実があるのではないかと思います。

そこで、それを踏まえたりして、2点について再質問いたします。

1点目は、自治体独自の条例制定についてです。ご答弁は、2020年の解放同盟小布施町協

議会からの統一要求書の回答と何ら前進がないままなんですけれども、インターネットにさらされたり、情報を悪用されて個人が被害を被るというなど深刻化しています。なかなか発信者も特定できず、通報しても削除されたりはできませんので、そういう点でも問題はやはり法律で禁止されていないということが決定的な理由かと思います。

被害者を救済するための施策もありませんので、被害者が泣き寝入りしなくてもいい仕組 みを整えることは急務ではないでしょうか。その点、もう一度お考えをお願いいたします。

2点目は、学校の人権学習、町人権教育のさらなる推進に向けてということでお伺いいた します。

やはり差別をなくすためには、教育に求められる役割って大きいと指摘されています。ご 答弁でも小学校や中学校の様子をお聞きして、年間を通じて学年ごとにそれぞれ節目で学習 をしていると伺いました。

近年、学校現場では、学ぶ機会がないまま教員として任に就くという若い世代の教員の方が増えて、同和教育の授業を経験したことがないとかそういうことが報告されています。同和教育が後退してきているのではないか。また、解放同盟の方が講師として生の声を発信しているんですけれども、そういう人権学習でも、授業を受け持たせていただいたけれども、児童の方からの感想なども聞くことはなく、断片的な授業になってしまっているんじゃないかとか、単に情報だけにとどまっていて正しい差別解消につながらないのではないかという声も寄せられています。

今、子どもたちは誰しもタブレットを持って、当たり前にネットを活用して勉強していきます。やっぱり正しい部落問題に関する基礎知識がなければ、そういうネットの情報が全くのデマであっても容易に受け入れてしまうんじゃないかなという懸念が持たれます。

やっぱり部落問題学習や啓発の現状をきちんと把握して、現状を踏まえて部落差別の解消 を具体化する取組の計画の策定というものを図られたいと思いますが、その点、いかがお考 えでしょうか。

- 〇議長(小林一広君) 藤沢教育次長。
- ○教育次長(藤沢憲一君) それでは、中村議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

確かに、答弁でも申し上げさせていただきましたが、過去3年の中には事象はなかったということであります。ただ、議員ご指摘のとおり、近年、インターネットによる誹謗中傷や該当地区を指すというような部分、そちらのほうは今、増えてきている。だから表には出て

いないんですけれども、そういうネット上を通じた差別事象というのは多くなってきている のではないかと思っております。

先日、先月8月30日に部落解放同盟小布施町協議会の皆さんと行政懇談会を開催させていただきまして、その中で、協議会の皆さんのご意見等も頂戴いたしました。まさしく今日、中村議員が一般質問で質問していただいた内容、インターネットに関わる部分、それと条例の見直しについて協議会の皆さんからも要望をいただいております。その点については町としても前向きに検討していきたいと考えております。

また、今の段階ではいわゆる禁止法、法律で裁くことができないというところもございますので、そういう法整備につきましても今後、協議会の皆さんとお話を伺う中で、整備に向けた要望等も国のほうへ働きかけていければと思っております。

あと、2点目の人権教育の関係でございます。

議員ご指摘のとおり、今、若い先生の中には部落差別の理解がなかなか薄い先生方もいらっしゃいます。そのような中で、学校のほうでも部落解放同盟の会長さんを講師にお迎えして、部落差別の現状等をお話をさせていただく機会を通しております。そのような機会を通す中で、やはり先生も理解をし、子どもたちのほうに同和教育というものを伝えていかなければいけないと思いますので、その辺もまた充実させ、実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

- 〇議長(小林一広君) 中村雅代議員。
- ○5番(中村雅代君) 再々質問1点なんですけれども、協議会の皆さんからも要望があって、もう何年かたっているわけです。具体的に須高、近隣といえば須高なんですけれども、その市や村のそういう協議会などとも連携しながら、そういう条例などの制定など、いつ頃にというか、会議などもいつ頃をもってやっていくというか、そういう計画などありましたらお願いいたします。
- 〇議長(小林一広君) 藤沢教育次長。
- ○教育次長(藤沢憲一君) 今、ご答弁させていただきましたが、町のあらゆる差別撤廃人権 擁護に関する条例というのが制定されております。その中で町の責務だとか町民の責務等は 明記をされておりますが、部落解放の推進法の中で一番うたっておりますところが相談体制 の充実あるいは教育及び啓発の部分が強く明記されております。

そのようなところもございますので、その辺をやはり今の現状の条例の中に組み入れるよ

うな形の中で、早めにその辺、また先ほど申し上げましたが、協議会あるいは審議会の皆さんと協議する中で進めてまいりたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長(小林一広君) 以上で中村雅代議員の質問を終結いたします。 以上をもちまして、行政事務一般に関する質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長(小林一広君) 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。 本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 0時01分

令和4年小布施町議会9月会議会議録

議 事 日 程(第4号)

令和4年9月22日(木)午後3時01分開議

開 議

諸般の報告

議事日程の報告

日程第 1 総務産業常任委員長報告

日程第 2 議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 3 議案第42号 小布施町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

日程第 4 議案第43号 令和4年度小布施町一般会計補正予算について

日程第 5 議案第47号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について

日程第 6 議案第48号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について

日程第 7 議案第56号 小布施町道路線の廃止について

日程第 8 議案第57号 小布施町道路線の認定について

日程第 9 社会文教常任委員長報告

日程第10 議案第40号 小布施町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について

日程第11 議案第44号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について

日程第12 議案第45号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について

日程第13 議案第46号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算について

日程第14 政策立案常任委員長報告について

日程第15 陳情第 1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する る陳情書について

日程第16 発委第 7号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書について

日程第17 決算特別委員長報告について

日程第18 議案第49号 令和3年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第19 議案第50号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 日程第20 議案第51号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に ついて
- 日程第21 議案第52号 令和3年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第22 議案第53号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第23 議案第54号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定 について
- 日程第24 議案第55号 令和3年度小布施町水道事業会計利益の処分及び決算認定につい て
- 日程第25 議会報告第11号 出納検査の報告について
- 日程第26 議案第58号 小布施町監査委員の選任について
- 日程第27 議案第59号 小布施町教育委員会委員の任命について
- 日程第28 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて
- 日程第29 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

1番	寺	島	弘	樹	君	2番	水	野	貴	雄	君

3番 関 良幸君 4番 竹内淳子君

5番 中村雅代君 6番 福島浩洋君

7番 小西和実君 8番 関 悦子君

9番 大島孝司君 10番 小渕 晃君

12番 渡 辺 建 次 君 13番 小 林 正 子 君

14番 小林一広君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 桜 井 昌 季 君 副 町 長 新井隆司君 企画財政課長 総務課長 大 宮 透君 益満 崇 博 君 住民税務課長 補 佐 住民税務課長 須 山 和 幸 君 原 茂 君 健康福祉課長 産業振興課長 永 井 芳 夫 君 岡広記君 冨 建設水道課長 補 佐 芋 川 享 教育次長 正君 藤沢憲一君 監査委員 畔 上 洋 君

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木利 一 書 記 袮津貴子

開議 午後 3時01分

◎開議の宣告

〇議長(小林一広君) ご苦労さまです。

議員総数13名中、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。 これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長(小林一広君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告事項について申し上げます。

教育長、山﨑 茂君、建設水道課長、林 信廣君、産業振興課長補佐、宮﨑貴司君から、 都合により欠席する旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

次に、本日、町長から議案第58号 小布施町監査委員の選任について、議案第59号 小布施町教育委員会委員の任命について、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについてが提出されましたので、ご報告いたします。政策立案常任委員長から、発委第7号シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出についてが提出されましたので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長(小林一広君) 本日の日程は、お手元へ配付いたしました印刷物のとおりであります。

◎常任委員長報告 (議案)

○議長(小林一広君) これより直ちに日程に入ります。

日程第1、総務産業常任委員長報告を行います。

総務産業常任委員会に付託されました議案、日程第2、議案第41号から日程第8、議案第57号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

福島総務産業常任委員長。

[総務産業常任委員長 福島浩洋君登壇]

○総務産業常任委員長(福島浩洋君) 総務産業常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月13日午前9時から公民館講堂において、委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て、総務産業常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第41号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第42号 小布施町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、議案第43号 令和4年度小布施町一般会計補正予算について、議案第47号 令和4年度小布施町下水道事業特別会計補正予算について、議案第48号 令和4年度小布施町農業集落排水事業特別会計補正予算について、議案第56号 小布施町道路線の廃止について、議案第57号 小布施町道路線の認定についてであり、慎重に審査しました。初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第41号について質疑の主なものとして、地方等育児休業等の内容は。期間の内容について。国の制度そのものの改正であるが、町独自での考えは。今回の法改正の周知について。 非常勤職員の取扱いについて等の発言がありました。

議案第42号についての質疑の主なものとして、1日最大の配水量は。配水量の数字を変える必要性は。人数等を整数とした理由は。今後の改正予定は等の発言がありました。

議案第43号についての質疑の主なものとして、各施設の光熱水費、電気料の推定値の設定 方法は。小・中学校における光熱水費の差異の要因は。庁舎給水管布設替え工事の内容と日 常業務への影響について。子ども・子育て支援事業と子育て世帯生活支援特別給付金給付事 業の補助金返還金が過大である特別な理由は。ふるさと納税促進事業費と町有財産管理費の 積立金の詳細内容について。バイオ炭化設備の詳細な内容について。バイオ炭化の農作物に 与える影響はどうか。栗いがを炭化する必要性は。今年度の取組方針は。販売予定について。 臭いはどんな感じであるか。別事例における現場は見聞しているのか。生ごみとバイオ炭化 の関連性と生ごみの炭化の可否について。生ごみの堆肥化関連設備工事場所と概要について。 ミュージカル特別公演の今回題目の決定理由と財源は。今後、子供向けの内容での実施の考えは。新型コロナウイルス接種事業におけるAIチャットボットシステムの内容について。 最近の空き家状況と今後の空き家対策の取組は等の発言がありました。

議案第47号についての質疑の内容は、公営企業化対応業務委託における財源は一般会計繰入以外の対応は可能か。下水と水道の光熱水費に開きがあるが、その要因は等の発言がありました。

議案第48号、議案第56号、議案第57号についての発言はありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。 慎重審査を期すため、9月20日に委員7名中7名の出席と委員外議員多数の出席を得て会 議を開き、討議を行いました。

議案第41号、議案第42号、議案第47号、議案第48号、議案第56号及び議案第57号についての発言はありませんでした。

議案第43号の討議の主なものとして、バイオ炭化設備は事業概要に記載されており、今回、正式に補正するものだが、臭気問題の可能性を含め町民へ説明をしていく必要がある。好結果が得られるよう実施前に意見書や要望書を提示すべき。今後、継続事業の経費がかさんでいく事業であり、慎重に進める必要性から意見を示すべき。町政懇談会で説明していくということであるが、意見書は示すべき。定期報告会の実施要件等、条件付としたらどうか等の発言がありました。

討論を省略、採決の結果、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第47号、議案第48号、議案第56号及び議案第57号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務産業常任委員長報告といたします。

令和4年9月22日、総務産業常任委員長、福島浩洋。

〇議長(小林一広君) 以上で総務産業常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長(小林一広君) これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第41号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第41号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員举手〕

〇議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第42号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員举手]

〇議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第43号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

〇議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第47号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

〇議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第48号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第56号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第56号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第57号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第57号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告 (議案)

〇議長(小林一広君) 日程第9、社会文教常任委員長報告を行います。

社会文教常任委員会に付託されました議案、日程第10、議案第40号から日程第13、議案第46号までを会議規則第37条の規定により一括議題とし、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

中村社会文教常任委員長。

〔社会文教常任委員長 中村雅代君登壇〕

○社会文教常任委員長(中村雅代君) 社会文教常任委員会における審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月14日午前9時7分から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、社会文教常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第40号 令和4年度小布施町教育長の勤務時間、休日及び休暇に関する条例について、議案第44号 令和4年度小布施町国民健康保険特別会計補正予算について、議案第45号 令和4年度小布施町後期高齢者医療特別会計補正予算について、議案第46号 令和4年度小布施町介護保険特別会計補正予算についてであり、慎重に審査いたしました。

初めに、理事者等の出席を求め、直ちに質疑を行いました。

議案第40号について質疑の主なものは、町長、副町長についても今後の条例制定等について検討すべきと考えるが、見解は。平成27年の法改正時に対応すべきであった案件と考えるが、見解は等の発言がありました。

議案第44号、議案第45号及び議案第46号については発言がありませんでした。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。 慎重審査を期すために、9月20日に委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て 会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、議案第40号、議案第44号、議案第45 号及び議案第46号は全員挙手で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、社会文教常任委員長報告といたします。

令和4年9月22日、社会文教常任委員長、中村雅代。

○議長(小林一広君) 以上で社会文教常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長(小林一広君) これより一括して質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第40号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第40号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第44号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

〇議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第45号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

〇議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第46号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

〇議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◎常任委員長報告 (陳情)

〇議長(小林一広君) 日程第14、政策立案常任委員長報告を行います。

政策立案常任委員会に付託されました日程第15、陳情第1号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書の提出に関する陳情書について、政策立案常任委員長の審査報告を求めます。

小渕政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小渕 晃君登壇]

〇政策立案常任委員長(小渕 晃君) 政策立案常任委員会審査報告。政策立案常任委員会に おける審査の経過及び結果のご報告をいたします。

9月12日午前9時から公民館講堂において、委員6名中6名の出席と委員外議員多数の出席を得て、政策立案常任委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された陳情第1号 シルバー人材センターに対する 支援を求める意見書の提出に関する陳情書であり、陳情人に出席を求め、慎重に審査いたし ました。

陳情第1号についての質疑の主なものとして、JA等と共通する要件は何か。配分金を収める形になった場合の就業への影響は。否決自治体の例はあるのか。来年の期限までに手続が可能であるか。センター会員の税負担分の流れについて。新たな税負担分2,300万円の算出根拠について。本制度の各会員の理解度はどうか。制度化するに当たり、全国シルバー人

材センターと国との考え方の認識のすり合わせは。現在、国と須高3市町村合わせて補助金3,000万円があるが、用途と必要性について。会員の月給制への検討は。雇用形態検討の余地について。インボイス制度の会員勉強会実施の方針は。須高広域シルバー人材センターとして、消費税納入した場合の運営の方向性は等の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件の審査内容であり、陳情人から詳細な説明がありました。 暫時休憩後、慎重審査を期すために会議を開き、討議を行い、討論を省略して採決の結果、 陳情第1号は全員挙手で原案のとおり採択すべきものと決定いたしました。

以上、政策立案常任委員長報告といたします。

令和4年9月22日、政策立案常任委員長、小渕 晃。

○議長(小林一広君) 以上で政策立案常任委員長報告が終わりました。

◎常任委員長報告の質疑、討論、採決

○議長(小林一広君) これより質疑に入ります。

委員長報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

〇議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、陳情第1号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより陳情第1号について採決いたします。

本陳情に対する委員長報告は採択であります。

本陳情を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

〇議長(小林一広君) 挙手多数であります。

よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択と決しました。

◎発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小林一広君) お諮りいたします。日程第16、発委第7号 シルバー人材センターに 対する支援を求める意見書についてを議題といたします。

政策立案常任委員長から提案理由の説明を求めます。

小渕政策立案常任委員長。

[政策立案常任委員長 小渕 晃君登壇]

○政策立案常任委員長(小渕 晃君) 発委第7号。令和4年9月22日。

小布施町議会議長、小林一広様。政策立案常任委員長、小渕 晃。

シルバー人材センターに対する支援を求める意見書。

上記議案を、小布施町議会会議規則第14条第3項の規定により、別紙のとおり提出する。

提案理由、公益法人シルバー人材センターは、法律に基づき設立され、高齢者の地域に密着した就業機会の確保や社会参加、生きがいの充実、地域社会の活性化等に貢献しています。 公益法人である当センターの運営は収支相償を原則としているため、適格請求書等保存方式 (インボイス制度) 導入の対象となると新たな税制負担や高齢者の生きがいをそぐなど地域 社会の活力低下を招きます。

よって、国に対して特例措置を講じることを求め意見書を提出いたします。

○議長(小林一広君) 以上で説明が終わりました。

これより一括して質疑に入ります。

本案に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

〇議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、発委第7号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより発委第7号について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

〇議長(小林一広君) 挙手多数であります。

よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

◎決算特別委員長報告 (議案)

○議長(小林一広君) 日程第17、決算特別委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託されました日程第18、議案第49号から日程第24、議案第55号までを 会議規則第37条の規定により一括議題とし、決算特別委員長から審査報告を求めます。

小西決算特別委員長。

[決算特別委員長 小西和実君登壇]

〇決算特別委員長(小西和実君) 決算特別委員会における審査の経過及び結果の報告をいたします。

9月20日午前9時32分から公民館講堂において、委員11名中11名の出席を得て、決算特別委員会を開きました。

会議に付した案件は、9月会議で付託された議案第49号 令和3年度小布施町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第50号 令和3年度小布施町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第51号 令和3年度小布施町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第52号 令和3年度小布施町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第53号 令和3年度小布施町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第54号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第55号 令和3年度小布施町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第

令和3年度一般会計、特別会計決算等については、決算特別委員会に2つの分科会を設置 し、議案第49号については第1及び第2分科会に分担し、議案第50号、議案第51号及び議案 第52号は第2分科会に、議案第53号、議案第54号及び議案第55号は第1分科会に分担し、審 査を行いました。

9月20日に、各分科会長から審査の経過を求め、付託された案件を慎重に審査しました。 その経過を報告させていただきます。

議案第49号について質疑の主なものは、不納欠損の件数と金額、理由、基準について。令和3年度不納欠損額が特に多くなっている理由は。法人事業税交付金が大幅に増額となった要因は。貸付金元利収入の内容について。同和新築資金貸付金の高額な不納欠損の議会報告の必要性は。地方発行における印刷製本費が前年比減額となった要因は。庁内の運用における5年経過対応の理由は。町長交際費支出が予算と比較し3分の1となった要因は。町政懇談会を一部、コミュニティで開催しなかった理由は。職員の健康管理と福利厚生における結果は。職員総数に対しての数値化。職員健診の受診率はどうか。理想的な職員数は。人間ド

ック1泊2日受診における年齢制限の有無と今後の方向性について。移住・定住促進の取組 における評価と補助金制度の周知方法の現状は。移住・定住コーディネーターの業務内容と 必要性について。オンラインでの取組の有無。企業と連携した取組は。役場庁舎の清掃業務 委託における契約状況や内容は。庁用車の高速道利用状況やドライブレコーダーの設置状況 は。空き家改修補助金の件数と補助額について。防災時用食料品等の備蓄の目標に対する達 成率と今後の購入予定について。地域創生の推進における支出金について。おぶせ交流館の 活用状況と周辺の借り上げ土地の用途明確化について。地域おこし協力隊の取組実績から見 て、今後の活動について町の考えは。販売実績から見て、フラワーセンターの有効活用が求 められるが、今後の方針は。ふるさと創造館の利用頻度の減少に伴う今後の対策や方針は。 農業共済掛金が年々減少してきている要因と今後の方針について。加入率を上げるための現 システムの見直しの考えは。農協等と連携し、実績に応じた手数料の徴収についての考えは。 小布施ブランド戦略事業における各果樹の規制産業の減少に伴い今後の方向性についての考 えは。フローラルガーデン入園無料化による全体収入の減少に伴い、今後の施設の在り方の 考えは。森林環境整備基金積立ての残高とシフトについて。六斎市の参加人数は。東京小布 施会の会員数減少に伴う今後の対応は。小布施ガイドセンターの管理委託の必要性と契約内 容について。例規に応じた戻入の考えは。森の駐車場の使用料収入が増額となった要因とレ ンタサイクルの現状は。オープンガーデンブックの販売がなくなった経緯と代替のものにつ いての考えは。マスコットキャラクターグッズの在庫状況は。公共交通の支援補助の内容に ついて。シャトルバスの運行状況と町の駐車場の今後の必要性について。地区住民の高齢化 や若者の地元離れにより地元主体の将来の深沢川管理に危機があるが、町としての考えは。 松川沿いの雑草等の管理体制について。通学路に対しての反射鏡設置、カラー舗装工事の目 標達成率について。交通災害共済掛金の運用状況と余剰金戻入の検討は。国道岩丸3号沿い の栗の木歩道は別工法への移行の考えは。千曲川堤防へ水害対策として設置した大型土のう の処理方法は。口座振替手数料は一般と比べ優遇性はあるのか。生活保護の申請において認 定されなかった事例と理由について。マイナンバーカード交付数の実績は。いつ時点のもの か。町内における予定の総発行数は。灯油等暖房費用の助成対象世帯は住民非課税世帯への ものか。生活支援ハウスの入居者数の減少に伴う今後の運営についての考えは。65歳以上の 独り暮らし数の推定値について。長寿祭の記念品の再検討を。国民健康保険特別会計での出 産・育児一時金の件数について。小布施荘の利用者が大幅に増加したが、小布施町民を優遇 しているのか。利用者数はショートステイも含んだものか。みすみ草の再建の進捗状況と今

後の見通しは。みすみ草火災に伴う保険金対象の有無及びその内容について。放課後児童ク ラブの会計年度職員数や勤務体制の現状及び職員増員を含む将来計画の考えは。ストーマ用 装具の使用状況は。ファミリーサポートセンター利用の大幅増となった要因は。保育園環境 整備のうち、次年度に繰り越した内容と理由及び今後の改修工事について。保育園環境整備 の詳細な内容について。放課後児童クラブ登録人数が年々増加してきている要因は。マンモ 検診、胃カメラ検診は毎年行っているか。受診者は毎年同一の者であるか。不法投棄対策と して防犯監視カメラの設置計画はあるか。新年度予算措置への考えは。公衆トイレのない地 域に設置の考えは。町内で把握しているひきこもりの方の人数は。霊園の清掃状況は。特に 所有者以外の場所の管理状況はどうか。小・中学校におけるタブレット端末整備に伴う課題 点は。家庭への持ち帰りの有無は。家庭使用でのトラブルサポート体制について。コミュニ ティスクールの部活動指導員導入の経緯と今後の方針は。小・中学校のエアコン設置工事に 伴う入札結果から町監査員の意見も踏まえ、今後の指名競争入札の在り方をどう考えている か。今後のHLABサマースクールの運営について周辺市町村と持ち回り開催での検討は。 まちとしょテラソの正規職員の雇用による増員についての考えは。支所各備品の詳細な内容 は。視聴覚障害者対応施設の整備の考えは。まちとしょテラソ運営における課題と今後の運 営構想について。中間教室の開校数の過少要因と現状は。育英金のニーズと現貸付者、未納 者の現状と会計管理者で把握する残高との整合性について。教職員住宅の整備年度と利用状 況は。少人数学級の内容と成果は。習熟度の具体的な内容は。図書館駐車場整備の詳細内容 について。歴史民俗資料館の会計年度職員報酬の妥当性について。小布施スポーツ未来会議 における課題点は。指導者確保へ向けての取組方針は。お肴謡教室おぶせ能公演の詳細内容 について。高井鴻山記念館の入館者がおぶせミュージアムより多いのに対し、高井鴻山記念 館の決算額が少額である要因は。各美術館の火災保険の加入状況、土地借り上げ料の今後の 対応方針について。給食センターの調理員、事務員の人数と雇用形態について。各美術館の グッズ等の売上額と入館者数のカウント方法について。おぶせミュージアム敷地内の未開放 施設の活用方法、有効活用について。須高行政事務組合負担金が減額となるよう検討を等の 発言がありました。

続いて、議案第50号について質疑の主なものは、保険税収納率が前年比増となった要因は。 滞納者数の現状について。出産・育児一時金件数の解釈について。保険証交付要件の現状に ついて。保険税を下げる予定は等の発言がありました。

議案第51号及び議案第52号については発言がありませんでした。

議案第53号について主な質疑の内容は、償還基金がなくなる時期は等の発言がありました。 議案第54号については発言がありませんでした。

議案第55号について主な質疑の内容は、未償還元金の額は。償還元金がなくなる時期は等 の発言がありました。

以上が本委員会に付託された案件に対する質疑の内容であり、町当局から詳細な答弁がありました。

慎重審査を期すために討議を行いました。

議案第49号の討議の主なものとして、教育委員会所轄の一部答弁に曖昧さが認められたため、組織体制を含め対策が必要では。前任担当者の出席はあってもよいのでは。即答できない数字的な後の答弁は差し支えないのではないか。曖昧な答弁例や対応について申入れしたらどうか等の発言がありました。

議案第50号から議案第55号についての発言はありませんでした。

討論を省略して採決の結果、議案第49号、議案第50号は挙手多数、議案第51号、議案第52号、議案第53号及び議案第54号は全員挙手で、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。また、議案第55号は全員挙手で議案のとおり可決及び認定すべきものと決定いたしました。

以上、決算特別委員長報告といたします。

令和4年9月22日、決算特別委員長、小西和実。

○議長(小林一広君) 以上で決算特別委員長報告が終わりました。

◎決算特別委員長報告の一括質疑、討論、採決

○議長(小林一広君) これより一括して質疑に入ります。

決算特別委員長の報告に対し、質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長(小林一広君) 別に発言がありませんので、以上をもって質疑を終結いたします。

次に、議案第49号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第49号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

〇議長(小林一広君) 挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第50号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第50号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[举手多数]

〇議長(小林一広君) 挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第51号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第51号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員举手]

○議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第51号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第52号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第52号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

○議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第52号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第53号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は

ないものと認めます。

これより議案第53号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[全員挙手]

〇議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第53号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第54号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第54号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第55号について討論に入るわけですが、討論の通告がありませんので、討論は ないものと認めます。

これより議案第55号について採決いたします。

本案に対する委員長報告は原案可決及び認定であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

○議長(小林一広君) 全員挙手であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決及び認定されました。

◎出納検査の報告

○議長(小林一広君) 日程第25、議会報告第11号 出納検査の報告を行います。

事務局職員から朗読させます。

[事務局長朗読]

〇議長(小林一広君) 以上で朗読が終わりました。

続いて、監査委員から報告を求めます。

畔上監査委員。

〔監查委員 畔上 洋君登壇〕

○監査委員(畔上 洋君) それでは、例月出納検査の結果につきましてご報告申し上げます。 1番目として、検査の概要でございます。(1)検査の対象ですが、令和4年5月分、6 月分及び7月分の次の各会計、基金等に係る現金、預貯金等の出納の保管状況でございます。 各会計といいますと、一般会計、国民健康保険特別会計等々でございます。最終的に一時借入金まででございます。

2番目として、検査の実施日ですが、令和4年6月27日、令和4年7月26日、令和4年8 月30日に行いました。

3番目として、実施した検査手続でございますが、検査の対象となった現金等の出納について、会計管理者から提出された資料と各金融機関の預貯金及び関係帳簿、証拠書類等との照合、その他、通常実施すべき検査を行いました。

2番として検査の結果でございます。令和4年5月31日現在、6月30日現在及び7月29日 現在における現金、預貯金及び会計管理者から提出された収支計算書、その他の資料に記載 されたこれらの金額は、いずれも関係帳簿等の記載金額と一致し、計数上の誤りはないもの と認められました。

なお、各会計別の現金の出納状況及び基金の明細はお手元の別表のとおりでございます。 令和4年9月22日、小布施町監査委員、畔上 洋。小布施町監査委員、渡辺建次。 以上でございます。

○議長(小林一広君) 以上で監査委員からの報告が終わりました。

これをもって、出納検査の報告を終わります。

◎議案第58号の上程、説明、採決

O議長(小林一広君) 日程第26、議案第58号 小布施町監査委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長(小林一広君) 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(小林一広君) 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎議案第59号の上程、説明、採決

○議長(小林一広君) 日程第27、議案第59号 小布施町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長(小林一広君) 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、質疑、討論を省略して直ちに採決に入ります。

本案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

〇議長(小林一広君) 全員起立であります。

よって、議案第59号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎諮問第2号の上程、説明、採決

○議長(小林一広君) 日程第28、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

桜井町長。

〔提案理由説明〕

○議長(小林一広君) 以上で説明が終わりました。

本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

本案に対する議会の意見として、これを適任とすることに賛成の議員の起立を求めます。

[起立全員]

○議長(小林一広君) 全員起立であります。

よって、諮問第2号に対する意見は、これを適任とすることに決定いたしました。

-

◎議員派遣の決定

○議長(小林一広君) 日程第29、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。議員の派遣につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり派遣 することに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、議員の派遣につきましては、お手元にお配りいたしましたとおり派遣することに 決定いたしました。 お諮りいたします。日程変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任願いたい と思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、日程変更等細部の取扱いについては、あらかじめ議長に一任することに決定いたしました。

◎散会の議決

○議長(小林一広君) 以上で本会議に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

9月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(小林一広君) ご異議ないものと認めます。

よって、9月会議を閉じ、令和4年小布施町議会を散会することに決定いたしました。

◎町長挨拶

O議長(小林一広君) ここで町長から挨拶があります。

桜井町長。

〔町長 桜井昌季君登壇〕

〇町長(桜井昌季君) 散会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

9月会議に上程いたしました議案につきまして、慎重にご審議を賜り、本日提出した人事 案件も含め、いずれも原案のとおり議決をいただき、厚く御礼申し上げます。

また、令和3年度決算認定に当たり、詳細に決算の審査を賜り、ご意見をいただきました 監査委員に対し、厚く御礼を申し上げます。決算認定に際していただきましたご意見を踏ま え、適切な事務改善を図ってまいります。

畔上代表監査委員が、今月9月末をもって退任されます。畔上委員には、平成22年より3

期12年にわたり、町行政全般にわたる諸課題について精力的にご指導ご鞭撻を賜りました。 監査を通じて、町理事者のみならず、一人一人の職員と真摯に向き合っていただき、町政の 推進に陰ひなたで様々なご支援をいただきました。この場をお借りし、これまでの町政の発 展に対するご尽力とご支援に心より御礼を申し上げます。今後も、引き続き町政を見守って いただき、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

本格的な台風シーズンを迎えています。9月19日に九州地方に上陸した台風14号は、これまでにない強い勢力を保っての上陸となり、九州や中国地方を中心に大きな被害を残しました。

町内においては、20日未明に台風の影響による大雨や強風がありました。心配されていた 暴風による農業被害については、りんごやなしなどの一部農産物で若干の影響があったもの の、大きな被害はなかったと報告を受けています。

延徳田んぼも黄金色に染まり、いよいよ栗やぶどう、りんごなど様々な農作物の収穫期を 迎える中で、引き続き、町として万が一を想定した準備や警戒に取り組んでまいります。

8月中旬に過去最多を記録した新型コロナウイルスの新規感染者数は減少傾向となり、第 7波はようやく収束の兆しが見えておりますが、町内では多くの感染者が確認されておりま す。

ワクチン接種につきましては、町民の皆様や町内医療機関のご協力により、2回目までの 初回接種率は83%でしたが、3回目の追加接種を終えた方は70%ほどと、長野圏域の市町村 の中では低い接種率となっております。

国においては、オミクロン株に対応したワクチン接種の開始時期を今月9月20日に前倒すなど、新たな動きがありますが、初回接種、追加接種を未接種の方は、早期のワクチン接種を検討いただきますようお願いします。町としても、引き続き町内医療機関の皆様と連携し、希望される皆さんが早期に接種できるよう努めてまいります。

10月15日から16日、土曜日、日曜日の2日間にわたり、小布施六斎市を開催します。現在、町内の事業所、各団体、組織の皆様をはじめ、墨田区、香川県宇多津町など多くの皆様が参加予定となっております。大勢の町民の皆さんが3年ぶりの六斎市を楽しんでいただければと思います。

地方創生臨時交付金を活用した商品券事業「みんなでおぶせ応援券」につきましては、町 民の皆様向けの商品券を11月1日火曜日、9時半より北斎ホールで販売をいたします。町外 者向けは11月3日木曜日、9時半から北斎ホール、総合案内所、ガイドセンター、北斎館駐 車場等で販売予定となっております。この応援券が、コロナ禍で落ち込んでいた町経済の活性化や町民の皆様の生活支援の一役を担えるよう取り組んでまいります。

おぶせミュージアム・中島千波館では、明日から12月6日まで、開館30周年記念「中島千波の世界展~千波の昔(これまで)と今(これから)~」を開催いたします。当館は平成4年に開館し、今年で開館30周年を迎えます。これを記念して、日本画家、中島千波の東京藝術大学の学生時代の作品から現在に至るまでの画家としての歩みをご紹介します。

高井鴻山記念館では、明日から12月14日まで、「北斎を招いた高井鴻山の馨しい世界 花鳥山水・師の作品・若冲の鶏百態図」を開催いたします。鴻山は若き日、北斎をはじめ名だたる絵師に絵画を学び、極彩色の花鳥画や幽玄な山水図を残しました。師の作品と若冲の「鶏百態図」とともにじっくりご覧いただけます。なお、期間中は歩廊において「翛然楼の四季」小布施俳句会作品展も開催しております。

中学校では、9月30日から10月1日までの2日間、第55回鳳凰祭を行います。今回のテーマは、「広げる〇〇〜自分から〜」です。このテーマには、生徒一人一人が自主性を高め、「自分から」行動力を広げるとともに、各委員会でのSDGs活動を小布施中学校や小布施町に広げていきたいという願いがこのスローガンに込められています。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、来賓なしで保護者の参観は一部のみとし、生徒、教員のみでの開催とさせていただきます。

10月9日に予定しておりました町民の皆さん総参加の第54回町民運動会は、大変残念ではありますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止となりました。

なお、10月15日から16日は、六斎市に合わせ総合文化祭を開催します。また、10月29日に は芸能祭を予定しておりますので、大勢の皆さんにお越しいただきたいと思います。

10月21日に小学校の音楽会を開催します。本年度の音楽会は、日常の音楽活動の発表の場と位置づけ、学年ごとに時間を区切って行います。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、参観は保護者の皆様のみに制限をさせていただきます。

本会議並びに委員会において、議員各位から賜りましたご意見、ご要望、さらに監査委員 からいただきましたご意見につきましては、十分に検討いたしまして、今後の町政の執行に 遺憾なきよう努めてまいる所存であります。

なお、国では先ごろ、低所得世帯への5万円給付や価格高騰重点支援地方交付金の創設などを盛り込んだ物価高騰に対する追加支援策をまとめました。新たな支援策がまとまり次第、議会の開催についてお願いをしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたし

ます。

議員各位におかれましては、健康に留意され、ご健勝でご活躍いただきますとともに、町 議会のますますのご発展を祈念申し上げ、挨拶とさせていただきます。

○議長(小林一広君) 以上で町長の挨拶が終わりました。

◎散会の宣告

○議長(小林一広君) これにて9月会議を閉じ、散会いたします。 ご苦労さまでした。

散会 午後 4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年 9月22日

議 長 小 林 一 広

署名議員 渡辺 建次

署名議員 小林正子